

災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に 関する対応計画

原案



平成 25 年 8 月策定

(令和 7 年 3 月修正)

立川駅前滞留者対策推進協議会

—目 次—

はじめに	1
I 帰宅困難者の定義と被害想定.....	3
1 帰宅困難者とは	3
2 被害想定における帰宅困難者	4
1) 東京都市圏外からの流入者	4
2) 自宅までの距離帯別に発生する帰宅困難者	4
3) 都内滞留者の内訳	5
3 市町村別の帰宅困難者数	7
4 東日本大震災で発生した帰宅困難者	8
5 立川駅からの各区市町村の距離	9
6 多摩 東部 直下地震での立川市の被害想定.....	10
7 立川断層帯地震での立川市の被害想定.....	11
II 帰宅困難者等に係る課題と東日本大震災での対応.....	12
1 膨大な数の帰宅困難者の発生	12
2 駅周辺での混乱の発生	14
3 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制	15
4 一時滞在施設等の確保	17
5 必要な情報の提供と避難誘導	19
6 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送	20

Ⅲ 事前対策	22
1 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制	24
1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	24
2) 速やかな安否確認の実施	24
3) 企業等における施設内待機	26
4) 施設の安全確保	27
5) 大規模な集客施設や駅等における利用者保護	28
6) 学校等における生徒等の一時収容対策の促進	29
7) 参考資料	31
2 一時滞在施設等の確保	42
1) 一時滞在施設の確保	42
2) 食料、飲料水、トイレの提供	48
3) 一時滞在施設等への誘導	49
4) 一時滞在施設受付カード	50
3 必要な情報の提供と避難誘導	51
1) 災害時における帰宅困難者等への必要な情報の提供	51
2) 情報発信手段の整備	52
3) 災害時における情報連絡体制と連絡手段	55
4) 参考資料.....	57
4 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送	58
1) 災害時帰宅支援ステーション	58
2) 赤十字エイドステーション	60
3) 徒歩帰宅者への情報提供	61
4) 路上危険物への対応	61
5) 救急・救護体制等の検討	61
6) 帰宅困難者の搬送	62
5 事業計画	63
1) 事業計画	63
2) 計画図	65

IV 応急対策	66
1 フェーズによる応急対策	66
2 応急対策の実施	72
1) 身の安全の確保	72
2) 人命救助	72
3) 出火防止	72
4) 施設の安全確認	73
5) 安全な場所への誘導	74
6) 一斉徒歩帰宅の抑制	74
7) 安否確認の実施	74
8) 施設内での待機	74
9) 職員参集	77
10) 駅前滞留者対策現地本部の設置	77
11) 駅前滞留者対策現地本部の運営	77
12) 臨時案内所の開設	77
13) 臨時案内所の運営	77
14) 一時滞在施設等の開設	79
15) 一時滞在施設等への誘導	80
16) 一時滞在施設等の運営	80
17) 情報提供	83
18) 帰宅支援	86
19) バスによる本格搬送	86
V 計画の推進	94
1 計画の推進	94
1) 立川駅前滞留者対策推進協議会	94
2) 協議会の事務分掌について	94
3) 進捗状況の確認	95
4) 東京都帰宅困難者対策条例の推進	95
2 計画の見直し	96
1) 立川駅周辺の状況変化	96
2) 帰宅困難者用備蓄や一時滞在施設等の指定	96
3) 訓練等による計画の検証	96

VI	東日本大震災における帰宅困難者への対応（関係機関まとめ）		97
VII	立川駅前滞留者対策推進協議会（平成 25 年 8 月策定時）		103
	1）立川駅前滞留者対策推進協議会委員名簿		103
	2）交通専門部会委員名簿		105
	3）集客施設・帰宅支援専門部会委員名簿		105
	4）情報・ライフライン専門部会委員名簿		106
	5）立川駅前滞留者対策推進協議会検討経過		107
	6）立川市立川駅前滞留者対策推進協議会設置要綱		108

はじめに

立川市は立川駅を中心として大型商業施設や事業所などが集積しており、多摩地域のみならず広域から多くの人が訪れる多摩の中心都市である。

しかし、大規模地震等の発生により公共交通機関が運行を停止した場合、自宅に戻れなくなる人（帰宅困難者）が大量に発生し、立川駅付近では大きな混乱が発生することが予想される。

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分に発生した「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）では、震源地から遠く離れた都内においても震度 5 強の揺れが発生し（立川市は震度 4）、地震発生直後から J R、私鉄各線が運行を停止したことにより多くの帰宅困難者が発生した。立川駅前の混乱を防止するため、公共施設、民間施設合わせて市内に 11 か所の避難所（一時滞在施設）を開設し、約 2,600 人の帰宅困難者が利用した。一時滞在施設を利用した 2,600 人の多くは買い物等の理由で立川市に訪れた人や移動途中の人であったと推測されるが、この他に学校や企業等に留まった人も相当数いたことが判明している。

令和 4 年 5 月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によれば、マグニチュード 7.3 の多摩東部直下地震またはマグニチュード 7.4 の立川断層帯での地震が発生した場合、立川市では 35,643 人の帰宅困難者（学校や企業等に所属している者を含む）が発生すると予想されている。通勤・通学や買い物等で訪れた人々が、地震発生直後に帰宅行動を一斉にとった場合、立川駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、しかも立川駅からの避難者と重なった場合は混乱が大きくなり、多くのけが人等が発生するとともに、応急対策活動の妨げとなることが見込まれる。

市や消防・警察関係機関等が初動態勢を確立するまでには相当の時間を要し、また初動期においては救命救助活動に重点を置くため、滞留者に対する公的な支援には限界がある。

こうした駅周辺に滞留する人々を、安全な場所に避難誘導するための情報伝達や避難誘導、避難後の飲料水やトイレ等の供給などの仕組みづくりを進めることや、災害時の安否を確認できるシステムづくりに取り組むことが重要となる。

また、平日に発災した場合、企業や学校でも多くの帰宅困難者の発生が見込まれる。企業等の協力により帰宅困難者の軽減対策を図るとともに、企業等が自ら自社の従業員や児童生徒等を一時的に収容するなど、安全な避難場所に誘導するほか、家族を含めた安否確認等の体制を整備する取り組みも求められる。

一方、帰宅困難者は「むやみに移動を開始しない」ことが基本であるが、やむを得ず帰宅を急ぐ人々を支援する一環として、東京都が災害時帰宅支援ステーションを都立学校に設置するとともに、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業者と協定し、飲料水やトイレの提供、情報の伝達等を行うこととしている。また、日本赤十字社東京都支部では、立川市内を通る東京都帰宅支援対象道路である甲州街道（桜田門から八王子）沿道に赤十字エイドステーションを開設することになっている。これらの情報を、帰宅する人々に提供するなど、関係機関等との連携を図るための仕組みづくりを進める必要がある。

この課題を解決するために、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」及び東日本大震災での経験、教訓等に基づき、立川市の地域特性を勘案して、立川市における帰宅困難者対策及び駅周辺の滞留者への対策を定め、駅周辺の事業者からなる「立川駅前滞留者対策推進協議会」を中心とした対応を図っていく。

立川市の地域特性とは

- 1 令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、大規模な地震が発生した場合、立川市では35,643人の帰宅困難者（学校や企業等に所属している者を含む）の発生が予想されている。
- 2 同報告書では、立川駅前を起点に4km²圏内の屋外滞留者数（駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数）は11,450人と推計している。
- 3 立川市は都内中心部からの距離が約30kmである。
- 4 東京都が帰宅支援道路として指定した16路線のうち、市内を通るなど該当する道路は、甲州街道（桜田門から八王子）と五日市街道（関前から福生）である。
*平成19年4月1日の「日野バイパス」開通により、甲州街道は現在国道から都道256号（八王子国立線）となっている。
- 5 JR立川駅は東京都の中でも23区外の駅では最多の乗車人員となるターミナル駅であり、1日あたりの乗車人員は144,457人（令和4年度）である。
- 6 立川市への流入人口は通勤者で67,448人、通学者で6,614人となっている。（令和2年国勢調査）
- 7 立川駅前にはデパートなど大型商業施設や集客施設が集積している。
- 8 立川駅に比較的近い場所に国営昭和記念公園が整備されている。

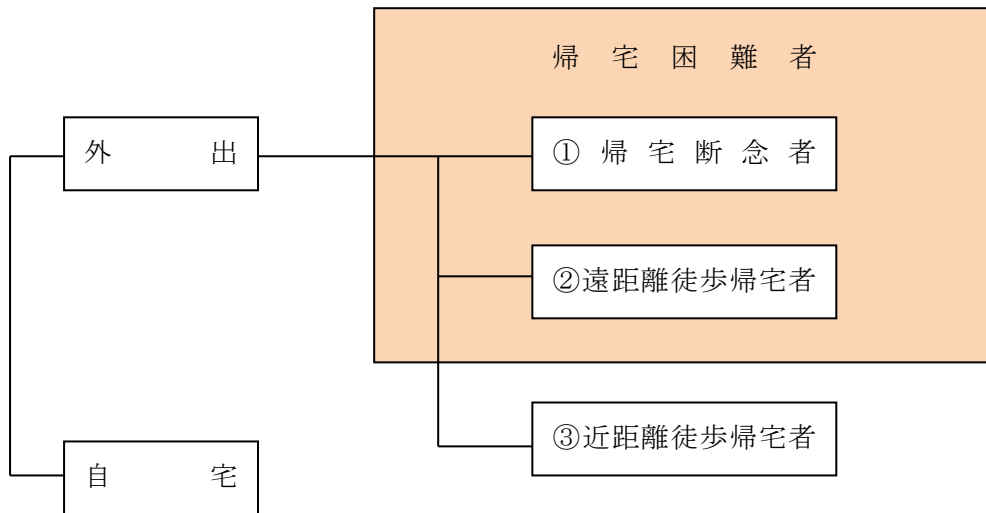
I 帰宅困難者の定義と被害想定

1 帰宅困難者とは

中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会による、帰宅困難者の定義は次のとおりである。

帰宅困難者＝①帰宅断念者＋②遠距離徒歩帰宅者

- ① 帰宅断念者：自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人
- ② 遠距離徒歩帰宅者：遠距離を徒歩で帰宅する人
- ③ 近距離徒歩帰宅者：近距離を徒歩で帰宅する人



2 被害想定における帰宅困難者

令和4年5月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」における帰宅困難者数は次のとおりとなる。

都内における帰宅困難者は、東京都市圏外からの流入者や自宅までの距離に応じた帰宅困難率を用いて算定した場合、約452万人となる。また、都内に滞留している人のうち、職場や学校など所属する場所がないために屋外で滞留する人数が約150万人と想定される。

1) 東京都市圏外からの流入者

観光やビジネスなどの目的で、国内各地から東京を訪れる人は約34万人、海外から東京を訪れる人は約2万9千人であり、この人数が帰宅困難者になると想定される。

2) 自宅までの距離帯別に発生する帰宅困難者

前回調査と同様に、都内滞留者の自宅までの距離が遠くなるにつれ徒歩帰宅が困難になるという考え方によると、都内滞留者（約1,583万人）のうち約415万人の帰宅困難者が発生すると想定される。

これと東京都市圏外からの流入者約37万人を合わせると、帰宅困難者数は約452万人になる。

自宅までの距離帯別に発生する帰宅困難者数（単位：人）

区分	都内滞留者数	帰宅困難者数	距離帯別	
			10～20km	20km～
東京都	15,836,955	4,151,327	1,180,838	2,970,489
区部	12,118,394	3,675,733	1,020,296	2,655,437
多摩	3,718,561	475,594	160,542	315,052

徒歩帰宅困難割合

自宅までの距離	帰宅困難割合
10km以内	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0％）
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10％増加
20km以上	全員帰宅困難（帰宅困難割合＝100％）

3) 都内滞留者の内訳

実際に都内で発災した場合、自宅が近距離であっても速やかに帰宅できるとは限らない。また、発災後の混乱を避け、身の安全を守るためにも、職場や学校等にとどまることが求められている。これらの人々の規模を把握するため、都内滞留者について目的別、**帰宅方面別**、ターミナル駅別で詳細な内訳を求めた。

平日12時台に「学校」「業務」の目的で**屋内**にいる人は約**942**万人、「私用」もしくは**目的不明で屋外**にいる人は約**112**万人、「自宅」もしくは**移動せずに待機**している人は約**492**万人、**滞在場所**が不明な人は**36**万人であり合計約**1,583**万人となる。

また、東京都市圏外からの流入者**37**万人を合わせた都内滞留者総数は約**1,620**万人となる。

このうち、「私用」等の目的で滞留している人 **112** 万人に、東京都市圏外からの流入者 **37** 万人を合わせると約 **149** 万人となり、これは職場や学校などの所属場所を持たずに屋外で滞留する人数である。

都内滞留者数 目的別内訳（単位：人）

屋内被災者		屋外被災者		待機人口			滞留場所 不明人口	総計
学校	業務	私用	不明	自宅	移動無し	移動開始前		
2,027,111	7,394,991	1,081,365	47,031	780,011	2,877,970	1,263,469	365,007	15,836,955

帰宅方面別滞留者数（単位：人）

帰宅方面	屋内被災者	屋外被災者	待機人口	滞留者合計	滞留場所 不明人口	計
東京都中心部	1,464,980	195,367	1,014,736	2,675,083	49,453	2,724,536
東京都区部	3,056,650	435,836	2,352,340	5,844,826	130,723	5,975,549
東京都西部	1,941,433	301,746	1,554,017	3,797,196	93,678	3,890,874
神奈川県	1,177,800	77,077	84	1,254,961	36,042	1,291,003
埼玉県	968,574	70,309	0	1,038,883	29,115	1,067,998
千葉県・ 茨城県南部	812,665	48,061	273	860,999	25,996	886,995
総計	9,422,102	1,128,396	4,921,450	15,471,948	365,007	15,836,955

ターミナル駅別滞留者数（駅を起点に4km²圏内に存在する人数）

駅名	駅周辺滞留者			待機人口				滞留場所不明人口	計
	屋内滞留者	屋外滞留者	合計	自宅	移動なし	移動開始前	合計		
東京駅	407,002	28,630	435,632	2,639	5,038	10,789	18,465	10,272	464,369
新宿駅	363,156	37,569	400,725	9,286	22,512	34,465	66,262	10,006	476,993
上野駅	80,873	16,298	97,171	4,484	9,051	21,388	34,923	3,215	135,309
品川駅	164,664	9,570	174,233	2,370	5,402	9,067	16,840	3,843	194,916
蒲田駅	51,141	5,995	57,136	6,269	10,613	26,812	43,694	2,047	102,877
渋谷駅	185,803	17,563	203,367	6,266	10,801	20,917	37,984	5,151	246,502
池袋駅	86,324	14,061	100,386	8,147	11,643	19,026	38,816	4,279	143,480
北千住駅	30,337	4,145	34,482	5,222	7,360	22,327	34,909	1,756	71,147
八王子駅	37,616	5,860	43,476	4,352	6,235	17,976	28,563	1,888	73,927
町田駅	31,538	6,066	37,604	5,317	7,939	20,377	33,633	2,406	73,643
立川駅	50,487	11,450	61,937	5,901	9,041	18,263	33,205	3,314	98,457
総計	1,488,943	157,206	1,646,149	60,251	105,635	221,408	387,294	48,177	2,081,620

※駅を起点に4km²圏内に存在する人数をカウントしている。上記のうち、「屋外滞留者」が駅に集積すると考えられる。立川駅周辺では11,450人。

※屋内滞留者＝駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数

※屋外滞留者＝駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数

※滞留場所不明人口：発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人の総数

3 市町村別の帰宅困難者数

令和4年5月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」における多摩地域26市の帰宅困難者数等は次のとおりとなる。

市町村名	夜間人口（人）	昼間人口（人）	帰宅困難者数 （人）	都内滞留者数 （人）
八王子市	579,355	576,240	101,663	553,589
立川市	183,581	201,294	35,643	209,718
武蔵野市	150,149	157,319	27,284	166,259
三鷹市	195,391	165,721	18,069	154,704
青梅市	133,535	124,145	10,665	117,823
府中市	262,790	245,693	37,289	250,746
昭島市	113,949	101,452	8,754	103,528
調布市	242,614	197,864	22,648	194,659
町田市	431,079	396,333	42,606	354,376
小金井市	126,074	104,257	19,806	107,142
小平市	198,739	166,779	21,347	165,956
日野市	190,435	163,592	18,356	156,852
東村山市	151,815	119,897	8,317	110,709
国分寺市	129,242	104,735	10,696	95,292
国立市	77,130	72,066	11,318	68,481
福生市	56,414	52,564	3,755	47,835
狛江市	84,772	59,204	3,978	53,532
東大和市	83,901	68,474	2,972	60,518
清瀬市	76,208	64,456	5,340	61,338
東久留米市	115,271	92,727	3,520	85,620
武蔵村山市	70,829	67,614	3,436	59,611
多摩市	146,951	148,156	25,021	150,689
稲城市	93,151	68,782	6,673	70,162
羽村市	54,326	51,875	4,160	50,348
あきる野市	79,292	69,906	7,987	70,126
西東京市	207,388	157,135	8,504	140,758

* 夜間人口は令和2年国勢調査、昼間人口は平成27年の国勢調査による。

* 帰宅困難者数には企業や学校に所属している者を含んでいる。

4 東日本大震災で発生した帰宅困難者

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の影響により発生した帰宅困難者を「3 月 11 日のうちに帰宅ができなかった人」と定義した場合、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県南部）における帰宅困難者は 515 万人と推計されている。

帰宅困難者対策の実態調査結果（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会事務局）

地震発生時の居場所	3 月 11 日の帰宅困難者数	外出者（自宅外）人口に 帰宅困難者が占める割合
東京都	約 352 万人	約 40%
埼玉県	約 33 万人	約 14%
千葉県	約 52 万人	約 24%
神奈川県	約 67 万人	約 20%
茨城県南部	約 10 万人	約 16%
合計	約 515 万人	約 30%

5 立川駅からの各区市町村の距離

距離	都県	自治体名
10 km以内 【帰宅可能】	東京都	立川市、昭島市、国立市、国分寺市、福生市、瑞穂町、武蔵村山市、東大和市、東村山市、小平市、小金井市、府中市、稲城市、多摩市、日野市、八王子市
10 km～20 km 【一部帰宅困難】	東京都	羽村市、青梅市、日の出町、あきる野市、東久留米市、清瀬市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、町田市、杉並区
	埼玉県	入間市、狭山市、所沢市、三芳町、上福岡市、朝霞市、新座市、和光市
	神奈川県	相模原市、川崎市
20 km以上 【全員帰宅困難】	東京都	檜原村、奥多摩町、杉並区を除く区部
	埼玉県	飯能市、日高市、鶴ヶ島市、川越市、志木市など
	神奈川県	愛川町、座間市、大和市、厚木市、横浜市など

6 多摩東部直下地震での立川市の被害想定

令和4年5月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」より。

1 震源			多摩東部直下地震（首都直下地震）						
2 地震規模			マグニチュード7.3						
3 震度			6弱～6強(6弱：88.0％／6強：12.0％)						
4 気象条件等			冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s			
			5 時	12時	18時	5 時	12時	18時	
被害想定									
建物被害	全壊棟数	ゆれ		431 棟					
		液状化		1 棟					
		急傾斜地崩壊		0 棟					
		計		432 棟					
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	2,166 棟					
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	440 棟					
		液状化	半壊棟数	8 棟					
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3 棟					
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	0 棟					
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0 棟					
		計	半壊棟数	2,174 棟					
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	443 棟					
出火による被害	出火件数		3件	4件	7件	3件	4件	7件	
	焼失件数	建物倒壊を含む	226 棟	285 棟	459 棟	218 棟	275 棟	443 棟	
		建物倒壊を含まない	223 棟	281 棟	453 棟	215 棟	272 棟	437 棟	
人的被害	死者	ゆれ建物被害	23人	12人	16人	23人	12人	16人	
		屋内収容物	3人	3人	2人	3人	3人	2人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	5人	7人	10人	5人	7人	10人	
		ブロック塀等	0人	1人	2人	0人	1人	2人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		計	31人	22人	31人	31人	22人	30人	
	要配慮者の死者		17人	12人	17人	17人	12人	17人	
	負傷者	ゆれ建物被害	601人	580人	561人	601人	580人	561人	
		屋内収容物	60人	65人	58人	60人	65人	58人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	8人	12人	17人	8人	11人	17人	
		ブロック塀等	1人	30人	74人	1人	30人	74人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		計	671人	686人	711人	671人	686人	710人	
	負傷者のうち 重傷者	ゆれ建物被害	38人	39人	37人	38人	39人	37人	
		屋内収容物	13人	14人	13人	13人	14人	13人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	2人	3人	5人	2人	3人	5人	
		ブロック塀等	1人	12人	29人	1人	12人	29人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		計	54人	68人	83人	54人	68人	83人	
ライフライン 支障率	上水道		12.4%						
	下水道		2.2%						
	ガス※		0.0%						
	電話(固定)		0.7%	0.8%	1.3%	0.7%	0.8%	1.3%	
避難者	避難者		16,207 人	16,450 人	17,164 人	16,174 人	16,409 人	17,097 人	
	避難所避難者		10,805 人	10,967 人	11,443 人	10,783 人	10,939 人	11,398 人	
	避難所外避難者		5,402 人	5,483 人	5,721 人	5,391 人	5,470 人	5,699 人	
帰宅困難者	立川駅周辺	屋内滞留者	－	50,487 人		－	50,487 人		
	滞留者	屋外滞留者		11,450 人			11,450 人		
	帰宅困難者数			35,643 人			35,643 人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			182 台	185 台	185 台	182 台	183 台	185 台	
自力脱出困難者数			194 人	200 人	188 人	194 人	200 人	188 人	
災害廃棄物（重量・体積）			22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 24万㎡	22万t・ 25万㎡	

7 立川断層帯地震での立川市の被害想定

令和4年5月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」より。

1 震源			立川断層帯地震（活断層で発生する地震）					
2 地震規模			マグニチュード7.4					
3 震度			6強～7（6強：94.7％／7：5.3％）					
4 気象条件等			冬風速 8 m/s			冬風速 4 m/s		
			5 時	12時	18時	5 時	12時	18時
被害想定								
建物被害	全壊棟数	ゆれ		2,471 棟				
		液状化		1 棟				
		急傾斜地崩壊		0 棟				
		計		2,471 棟				
	半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	3,568 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	762 棟				
		液状化	半壊棟数	8 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3 棟				
		急傾斜地崩壊	半壊棟数	0 棟				
			半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0 棟				
計		半壊棟数	3,576 棟					
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	765 棟					
出火による被害	出火件数		12件	15件	26件	12件	15件	26件
	焼失件数	建物倒壊を含む	1,149 棟	2,050 棟	4,348 棟	1,117 棟	1,999 棟	4,226 棟
		建物倒壊を含まない	1,081 棟	1,930 棟	4,093 棟	1,052 棟	1,882 棟	3,978 棟
人的被害	死者	ゆれ建物被害	142人	77人	99人	142人	77人	99人
		屋内収容物	6人	5人	5人	6人	5人	5人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	25人	51人	99人	24人	50人	96人
		ブロック塀等	0人	2人	5人	0人	2人	5人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	172人	136人	209人	172人	135人	206人
	要配慮者の死者		96人	75人	116人	95人	75人	114人
	負傷者	ゆれ建物被害	2,084 人	2,408 人	2,163 人	2,084 人	2,408 人	2,163 人
		屋内収容物	123人	131人	118人	123人	131人	118人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	73人	185人	402人	70人	179人	389人
		ブロック塀等	4人	74人	181人	4人	74人	181人
		屋外落下物	0人	1人	2人	0人	1人	2人
		計	2,283 人	2,798 人	2,865 人	2,280 人	2,793 人	2,853 人
	負傷者のうち 重傷者	ゆれ建物被害	279人	301人	279人	279人	301人	279人
		屋内収容物	27人	28人	26人	27人	28人	26人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	20人	52人	112人	20人	50人	109人
		ブロック塀等	1人	29人	71人	1人	29人	71人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		計	328人	411人	487人	327人	409人	484人
ライフライン 支障率	上水道		28.1%					
	下水道		4.4%					
	ガス※		83.5%					
	電話(固定)		3.3%	5.5%	11.3%	3.3%	5.4%	11.0%
避難者	避難者		37,647 人	41,181 人	50,191 人	37,523 人	40,979 人	49,711 人
	避難所避難者		25,098 人	27,454 人	33,460 人	25,015 人	27,319 人	33,141 人
	避難所外避難者		12,549 人	13,727 人	16,730 人	12,508 人	13,660 人	16,570 人
帰宅困難者	立川駅周辺	屋内滞留者	－	50,487 人		－	50,487 人	
	滞留者	屋外滞留者		11,450 人			11,450 人	
	帰宅困難者数			35,643 人			35,643 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			296 台	304 台	323 台	296 台	304 台	322 台
自力脱出困難者数			1,159 人	1,249 人	1,152 人	1,159 人	1,249 人	1,152 人
災害廃棄物（重量・体積）			82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡	82万t・ 78万㎡	84万t・ 82万㎡	89万t・ 91万㎡

Ⅱ 帰宅困難者等に係る課題と東日本大震災での対応

「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」（平成 20 年 10 月 中央防災会議 首都直下地震避難対策等専門調査会）では、東京湾北部地震（平日昼 12 時発災のケース。）が発生した場合の、帰宅困難者等に係る現状と課題を指摘している。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生の際の帰宅困難者への対応及び首都直下地震等の発生により立川市内に甚大な被害が発生した際に想定される帰宅困難者への課題は次のとおりである。

1 膨大な数の帰宅困難者の発生

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

公共交通機関が止まり、外出先に取り残された人々が居住地に向けて一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では大混雑が発生し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により負傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるなど、混乱が生じるおそれもある。

また、徒歩で帰る人々により、沿道では飲料水やトイレ等に対する大きな需要が発生する。特に沿道の避難所等では、飲料水やトイレ等を求めて徒歩帰宅者が訪れることも想定される一方で、地域の避難者も集まって来ることから、徒歩帰宅者に対して十分な対応ができず混乱が生ずる可能性もある。

混雑度が 6 人/㎡以上の場合、ラッシュアワーの満員電車の状態に近く、群集なだれが引き起こされる危険性がある（以下では、6 人/㎡以上の状況を「満員電車状態」と呼ぶこととする）。満員電車状態の区間が都心部や火災延焼部を中心に発生することが予想される。

各道路を通過する徒歩帰宅者の累計数も膨大となる。発災後 24 時間までの総通過者数が 20 万人以上となる区間が都心から放射状に広がる道路の多くの箇所で見られ、これらの沿道では、水、トイレや休憩する場所等の膨大な需要が発生することが予想される。

また、主な駅ターミナルは、これらの道路付近に位置し、情報等を求めて駅周辺に徒歩帰宅者が集中する可能性もある。

このように、人々が一斉に帰宅を開始すると大混乱が生じる可能性が明らかになったところであり、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制する対策が非常に重要となる。

【立川市における課題】

「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」では、都心部からの膨大な徒歩帰宅者が発生することによる、道路上の混雑や通過者の発生に伴う水、トイレや休憩する場所等の膨大な需要が発生するなどの課題が指摘されている。

都心部における全ての課題が立川市に該当することは想定されないが、居住地に向けて一斉に徒歩帰宅を開始した場合の危険性については共通した課題である。

東京都が帰宅支援対象道路として指定している道路は 16 路線となり、その中で立川市内を通るなど該当する道路は、甲州街道（桜田門から八王子）と五日市街道（関前から福生）の 2 路線となる。立川市は都内中心部からの距離が約 30 km であり、都心部から徒歩帰宅者が一斉帰宅を開始した場合に、地震発生後約 10 時間（徒歩の時速を 3 km と換算）で立川市内を通過することとなる。地震発生からこの時間帯を中心に都心部から放射線状に人が流れ、立川市から都心部方向に徒歩帰宅する場合は、人の流れに逆らうことになり、さらに危険性が高まることが予想される。

東京都帰宅支援対象道路

番号	道路名	区間
1	第一京浜	日本橋 — 六郷橋
2	第二京浜	日本橋元標 — 多摩川大橋
3	中原街道	中原口 — 丸子橋
4	玉川通り	三宅坂 — 二子橋
5	甲州街道	桜田門 — 八王子
6	青梅街道・新青梅街道	新宿大ガード西 — 箱根ヶ崎
7	川越街道	本郷 3 — 東埼玉橋
8	中山道	室町 3 — 戸田橋
9	北本通り	王子駅 — 新荒川大橋
10	日光街道	日本橋元標 — 水神橋
11	水戸街道	本町 3 — 新葛飾橋・金町 — 葛飾橋
12	蔵前橋通り	湯島 1 — 市川橋
13	井の頭通り	大原 2 — 関前
14	五日市街道	関前 — 福生
15	環状七号線	
16	環状八号線	

* 太枠は立川市内を通る道路

* 甲州街道は平成 19 年 4 月 1 日の「日野バイパス」開通により、現在は国道から都道 256 号（八王子国立線）となっている

2 駅周辺での混乱の発生

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

発災直後から、鉄道等の運行情報や、休憩できる場所、食料・飲料水を得られる場所等に関する情報などの様々な情報を求めて、ターミナル駅等に多数の帰宅困難者等が集中することが予想される。徒歩帰宅途中の人や、停止した列車から降りた人とあいまって、駅周辺では混乱の発生が懸念される。

発災時に各駅等で大量の帰宅困難者等を誘導・案内することには、行政による対応だけでは限界がある。関係する鉄道事業者、商店等の事業者、防災関係機関等が連携する体制を構築し、具体的な混乱防止対策を検討していく必要がある。

【立川市での課題】

JR 立川駅は東京都の中でも 23 区外の駅では最大の乗車人員となるターミナル駅であり、多摩都市モノレールや多くの路線バスが乗り入れており交通の要衝となっている。平日は通勤、通学での利用者が多く、休日は多摩地域のみならず都外を含む広域から多くの人買い物等で立川市を訪れる。

大規模地震が発生した場合、鉄道は一旦運行を停止し、被害状況を確認するための点検作業等で運転再開にはかなり時間がかかることが予想される。立川市においても深夜や早朝を除く時間帯に大規模地震が発生した場合は駅周辺では混乱の発生が懸念される。

立川駅の乗車人員（令和 4 年度）

交通区分	駅名	乗車人員・利用客数	備考
J R	立川駅	144,457 人	中央線、青梅線、南武線
多摩都市モノレール	立川北駅	19,975 人	
	立川南駅	14,883 人	
西武バス	—	17,319 人	20 系統（立川駅以外の起点を含む）
立川バス	—	17,880 人	25 系統（立川駅以外の起点を含む）

※ J R・多摩都市モノレールはホームページより、西武バス・立川バスは令和 4 年立川市統計年報より（数字は令和 3 年の利用客数）

立川市の流入人口と流出人口（単位：人）

昼間人口	夜間人口	流入超過人口	流入人口	流出人口	昼間人口指数
207,832	183,581	24,251	73,688	49,437	113.2%

* 令和 2 年国勢調査より

* 昼・夜間人口には年齢不詳は含まれていない。

* 通学者は 15 歳未満も含まれている。

3 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

大規模地震による公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が居住地に向けて一斉に帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では非常に混雑し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。

また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられる恐れもある。

徒歩帰宅者等の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底することが重要である。また、一斉帰宅者の発生を抑制するためには、速やかに家族等の安否確認ができることが重要であり、複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知しておく必要がある。

さらに、翌日帰宅や時差帰宅の促進、そのために必要な企業や学校等における一時収容対策の実施、発災時における帰宅困難者等への必要な情報提供等を進める必要がある。

【東日本大震災における対応、教訓】

1) 速やかな安否確認の実施

平成23年6月から7月にかけて実施した立川市職員を対象としたアンケート調査（以下「市アンケート調査」）において、東日本大震災発生当日に帰宅する際必要とした情報として「家族の安否確認」は、「公共交通機関の運行情報」、「地震（余震）情報」に次いで回答数が多かった項目となる。

また、首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会事務局（内閣府防災担当）が実施した「帰宅困難者対策の実態調査結果」（以下「首都圏アンケート調査」）においても、帰宅中に必要と感じた情報として「家族の安否情報」は回答数が最も多く、回答者の56.2%が必要な情報として感じている。

2) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

東日本大震災において、立川市では一斉徒歩帰宅の抑制の呼びかけを行うことはなく課題を残した。首都圏アンケート調査においても、一斉徒歩帰宅の抑制を自治体として直接行った自治体は7.6%であり、立川市同様行わなかった自治体は91.1%となっている。

3) 企業等における翌日帰宅や時差帰宅の促進

首都圏アンケート調査では、地震発生時に会社・学校にいた人のうち約83%が東日本大震災発生当日の3月11日中に会社・学校を離れていた。そのうち、5割弱の人が、17時台までに会社・学校を離れており、業務・授業の終了後にあまり時間をおかずに会社・学校を離れた人が多いことが同調査で伺える。また同調査では、帰宅方針（初回）の内容としては、「全ての従業員に対して職場に留まるように呼びかけた」企業が約8%、「大部分の従業員に対して職場に留まるように呼びかけた」企業が約41%であったのに対して、「原則として帰宅するように呼びかけた」企業が約36%となっている。

4) 企業等における従業員等の一時収容対策の促進等

企業において3月11日以前から従業員を対象とした帰宅困難者対策として食料、飲料水などの備蓄を行っていた企業は58%となり、3月11日を契機として実施した企業13.0%と合わせると約7割の企業が食料、飲料水などの備蓄を行っていることが首都圏アンケート調査で伺える。

5) 学校における生徒等の一時収容対策の促進等

地震発生時刻が14時46分であったため、市立小中学校ではすでに下校している児童、生徒もいたが、学校内に留まっていた児童、生徒も多かった。そうしたところでは児童、生徒の安全を確保するため、集団下校、教職員の引率による下校、保護者が学校に迎えにくるまで留ませたなどの対応をとった。また、保育園、学童保育所においても保護者が迎えにくるまで残留保育の対応をとった。

市内の都立高校、私立高校では通学手段を電車としている生徒の多くが無理に帰宅せず、電車の運転再開まで学校内に留まるなどの対応を行った。

4 一時滞在施設等の確保

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

都心部等では、帰宅を断念した人が大量に滞留することが予想される。都心部や帰宅支援対象道路に沿って、滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った帰宅困難者等支援広場を大規模公園等のオープンスペース等に確保することが望ましい。

【立川市での課題】

企業や学校等で一斉徒歩帰宅者の発生の抑制が図られたとしても、立川市には多くの来訪者や移動途中の人が立川駅周辺に滞留することが予想され、帰宅困難者の安全を確保するため一時滞在施設等を設置することが必要となる。

「立川市地域防災計画」（令和5年度修正）では「市は、施設管理者と協力して駅周辺の混乱を防止するために、国営昭和記念公園等の駅周辺の公共施設及び東京都施設並びに民間施設を帰宅困難者の一時滞在施設や一晩滞在施設として指定し、最大3日の受入を行う。各一時滞在施設等は、帰宅困難者を受入れるための準備を行う。」としている。

公共施設、民間施設を含め事前に一時滞在施設を指定し、帰宅困難者を受入れるため施策を行う。
（令和6年9月現在の一時滞在施設数は、市施設7か所、国施設2か所、都施設6か所、民間等施設12か所、計27か所）

【東日本大震災における対応、教訓】

1) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

東日本大震災では帰宅困難者用の一時滞在施設として、公共施設、民間施設合わせて11か所を開設し、約2,600人が利用した。

一時滞在施設 11 か所

区分	開設数	施設名
市施設	5 か所	女性総合センター（中央図書館）、柴崎学習館、柴崎体育館、市民会館、窓口サービスセンター
国施設	1 か所	国営昭和記念公園みどりの文化ゾーン （総合案内所、花みどり文化センター）
都施設	2 か所	都立立川高校、東京消防庁防災館
ホテル	2 か所	パレスホテル立川、立川グランドホテル
その他	1 か所	須田学習塾（自主的に帰宅困難者を受入れ）

2) 食料、飲料水、トイレの提供

東日本大震災では、市内に建物倒壊等の被害が発生しなかったことにより、市民向けの避難所は開設しなかった。帰宅困難者へは公共施設、民間施設を含め11か所の一時滞在施設を開設し、一次避難所である小中学校から食料や毛布等の備蓄品を搬出して帰宅困難者に提供した。

なお、飲料水、トイレについてはライフラインの供給停止がなかったため、各施設で提供することが可能であった。

帰宅困難者への備蓄品の提供

区分	配付数
毛布	2,970 枚（避難所とタクシー待合者へ配布）
アルファ化米	3,650食
携帯カイロ	2,400 個
トイレットペーパー	300 ロール
生理用品	—

3) 一時滞在施設への誘導

東日本大震災の発生が平日の昼間（金曜日の14時46分）であったことと、立川市内に人的被害や建物倒壊、火災の発生等の甚大な被害が発生しなかったこと等の理由により、立川市職員が帰宅困難者対応として一時滞在施設の開設、物資の運搬、一時滞在施設への誘導、残留保育等へ520人の職員が従事した。

多摩東部直下地震や立川断層帯での地震が発生した場合、市や消防・警察関係機関等が初動態勢を確立するまでには相当の時間を要し、また初動期においては救命救助活動に重点を置くため、帰宅困難者や滞留者へ対応できる人数は限られる。

そのため、立川駅前滞留者対策推進協議会を構成している機関、団体及び駅周辺事業所職員が避難誘導等にどの程度関わるができるかが大きな課題となる。

5 必要な情報の提供と避難誘導

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

むやみに移動を開始することのデメリットを理解したとしても、今後どれくらい待つ必要があるのか、また、家族の安否情報や、どのような情報に基づいてどのような行動をとるべきなのかということがわからないと、徒歩帰宅を開始し駅等へ集中する可能性がある。

帰宅困難者等に冷静な行動をとってもらうためには、家族の安否情報を含め、今後の行動の参考となるような情報が必要な人にうまく伝わるよう、国、地方公共団体及び関係事業者はそれぞれの立場で努力する必要がある。なお、鉄道の復旧の見通しが立たない段階においては、まずはいつまでは復旧しないという情報を提供し、さらにそれを逐次更新していくことが望まれる。情報の収集、集約、提供については、関係機関が連携して行うことが望まれる。

【東日本大震災における対応、教訓】

1) 駅周辺における混乱防止・円滑な誘導のための情報提供

地震によりJRが運行を停止した直後から、立川駅では国営昭和記念公園への避難誘導をJRの構内放送で行った。また、市職員が駅に出向きトランジスタメガホン等で一時滞在施設への避難誘導を行った。

2) 鉄道等の公共交通機関に関する情報

一時滞在施設等でJR、私鉄、多摩都市モノレールの運行状況を情報提供した。

6 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送

【首都直下地震避難対策等専門調査会報告】

帰宅困難者等に係る対策としては、一斉帰宅を抑制し混乱の発生を防ぐことが最も大切であるが、一方で家族等が被災した人や自宅が近くにある人は、自宅に向かって発災後短時間のうちに徒歩帰宅を始める可能性が高い。

円滑な徒歩帰宅を支援するために、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施、路上危険物への対応、救急・救護体制の検討などを進めることが望ましい。また、徒歩帰宅者は都県境を越えて移動する場合も多いことから、都県が連携した支援体制を構築することが望まれる。

【東日本大震災における対応、教訓】

1) 飲料水やトイレ等の提供

立川市内には多くのコンビニエンスストアが設置されており、ライフラインが停止しなかったことにより、徒歩帰宅者の多くはコンビニエンスストア等で休憩をとりながら帰宅した。ただし、おにぎりなどの調理が不要な食料やペットボトルの飲料水については、多くの人が買い求めたことにより地震発生直後から品薄の状態となった。

2) 混雑箇所での混乱の回避

市内の幹線道路では車の渋滞が発生したが、駅周辺を除いては徒歩帰宅者で混雑した箇所の報告はなかった。ただし、立川駅から西立川駅までの青梅線の踏切が遮断した状態が継続したため、踏切付近に横断できない歩行者が滞留した。

3) 徒歩帰宅者に必要な情報の提供

立川駅周辺に滞留した者及び一時滞在施設利用者に対しては、貼り紙や放送により鉄道の運行状況等の情報を提供したが、防災無線やメールによる情報提供は行っていない。

4) 路上危険物への対応

建物倒壊や火災の発生はなく、危険な状態となった道路はなかった。

5) 救急・救護体制等の検討

けが人の発生はなかったが、3月12日（土）5時30分から保健師による健康相談窓口を女性総合センターに開設した。

6) 帰宅困難者の搬送

東日本大震災当日の3月11日から翌日の12日にかけて市内の幹線道路を中心として大渋滞が発生した。鉄道が運行を停止したことによる自動車利用の増加とJR青梅線の立川と西立川間の踏切が長い時間にわたり遮断したことが主な原因と考えられる。

大渋滞が発生したことにより、バスは目的地へ到着するまでの時間が普段の数倍かかることとなり、立川駅前のタクシー乗り場では最大500人以上が列をなした。

Ⅲ 事前対策

「Ⅱ 帰宅困難者等の係る課題と東日本大震災での対応」のとおり、大規模地震等の発生により公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生し、立川駅付近では大きな混乱が発生することが予想される。

交通事業者、商業関係団体、大規模集客施設事業者、立川駅周辺関係団体、医療機関、ライフライン機関、学校、ボランティア関係団体、関係行政機関で構成される立川駅前滞留者対策推進協議会では、平成 23 年 6 月 28 日に第一回協議会を開催し、協議会の中に「交通専門部会」、「情報・ライフライン専門部会」、「集客施設・帰宅支援専門部会」を設置し、それぞれの部会において関連する課題について対応策を検討した。

平成 24 年 3 月に「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応策について 中間まとめ」（以下、「中間まとめ」）を取りまとめ、平成 24 年度も協議会及び専門部会での協議を継続し、「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画」（以下「対応計画」という。）を作成した。

その結果、立川駅前滞留者対策推進協議会では駅前滞留者、帰宅困難者の課題への対応として、次の 4 つの主な対策を事前に講じていくことを決定した。

- 1 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制（24～42 ページ）
- 2 一時滞在施設等の確保（42～50 ページ）
- 3 必要な情報の提供と避難誘導（51～57 ページ）
- 4 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送（58～62 ページ）

「中間まとめ」においては、事前対策と発災後の応急対応を「Ⅲ 実施すべき対策」にまとめて掲載したが、「対応計画」では「Ⅲ 事前対策」と「Ⅳ 応急対策」を分けて記述し、平成 25 年度以降も立川駅前滞留者対策推進協議会を開催し、事前対策の進捗状況等を確認していく。

また、首都直下地震等が発生した場合は「Ⅳ 応急対策」に従い、立川駅前滞留者対策推進協議会の構成団体、機関と立川駅周辺事業者が連携して帰宅困難者の対応にあたる。

【一時滞在施設と災害時帰宅支援ステーションについて】

「一時滞在施設」は、東日本大震災が発生した際に立川駅周辺で開設した「避難所」に該当する施設となり、帰宅困難者が一時的に滞在できる場所を示す。43～44 ページを参照。

「災害時帰宅支援ステーション」は災害時に水道水、トイレ、情報を提供し、徒歩帰宅者を支援するコンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン及びガソリンスタンドなどの協力事業者店舗を示す。58～59 ページを参照。

なお、事前対策や応急対策を行うために想定する地震は、地震規模がマグニチュード7を超える多摩東部直下地震（首都直下地震）、立川断層帯での地震などとし、都内及び立川市内において甚大な人的被害、建物被害が発生することを想定する。

市内全域では35,643人の帰宅困難者（学校や企業等に所属している者を含む）が発生し、立川駅を起点に4km圏内では屋外滞留者数（駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数）が11,450人発生する。

また、ライフライン（電力、通信、上下水道、ガス）についても、令和4年5月に東京都防災会議から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」（P10,11を参照）による被害が発生するとともに、鉄道については震度6弱以上の地域を中心に、なお復旧の目途が立たない状況となる。

行政機関等は、発生後3日間まで、災害応急対策を中心に対応することとし、発災4日目以降に帰宅困難者支援の態勢へ移行していく。

立川駅での時間、曜日別の帰宅困難者発生想定

【平日の想定】

0時	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時
少		中	多			中		少

＊平日の来訪者は通勤者、通学者が多数を占める。滞在時間が比較的長時間となる。

【土曜日、日曜日、祝日の想定】

0時	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時
少			中	多		中		少

＊休日は買い物客や国営昭和記念公園等の利用者が多数を占める。ピークは昼過ぎとなる。

平日の夜間及び土曜日、日曜日、祝日は市役所閉庁時となり、初動対応が遅れる。

土曜日、日曜日、祝日の昼間は来訪者が多数となり、さらに市役所閉庁時と重なる。

1 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

徒歩帰宅者が居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合の危険性については、「Ⅱ 帰宅困難者等に係る課題と東日本大震災での対応」で示したとおりであるが、一斉帰宅を抑制する対策として次の施策を促進していく。

- 1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底
- 2) 速やかな安否確認の実施
- 3) 企業等における施設内待機
- 4) 施設の安全確保
- 5) 大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- 6) 学校等における生徒等の一時収容対策の促進

1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

発災直後に状況を確認せず慌てて帰宅を開始すると、徒歩帰宅者自身にとっても、社会にとっても様々なデメリットがあるため、平時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

周知方法としては、令和4年9月に発行した「立川市防災ハンドブック」、「東京都帰宅困難者対策条例の概要」のチラシや令和5年3月に東京都が発行した「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」、令和6年7月に首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議が作成した「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」等を活用して、市民及び企業等に周知を図る。

なお、企業等は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を予め定めておく。

詳しくは「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）を参照。

2) 速やかな安否確認の実施

帰宅困難者等が急いで帰宅しようとするのは、家族の被災や自宅の被害に対する不安が大きな動機となる。家族が無事であることや自宅に大きな損傷がないことがわかれば、急いで帰宅する必要がなくなることから、速やかな安否確認は、一斉徒歩帰宅者の発生による混雑の抑制等につながる重要な対策である。

災害時の安否確認手段として、NTTグループの「災害用伝言ダイヤル171」、携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」がある。災害用伝言ダイヤルは、震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、自身の安否情報を音声で登録するNTTグループのサービスである。

また、災害用伝言板サービスは文字でコメント等を登録してメールを送信するサービスである。

災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスは体験利用ができるため、市民や事業所職員に対して、体験利用の周知とともに、災害時の安否確認の方法（事業所独自の安否確認メールなど）を予め確認・整備しておくことを徹底する。

体験利用

区分	会社名	体験利用
災害用伝言ダイヤル 171	N T T グループ	毎月 1 日、15 日 正月三が日 防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日） 防災とボランティア週間（1 月 15 日～21 日）
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	毎月 1 日、15 日 正月三が日 防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日） 防災とボランティア週間（1 月 15 日～21 日）

各社ホームページアドレス

災害伝言ダイヤル（171）

会社名	ホームページアドレス
N T T	http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html
NTT 東日本	http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/
NTT 西日本	http://www.ntt-west.co.jp/dengon/

災害用伝言板 ※以下は代表的な会社の例

会社名	ホームページアドレス
N T T ドコモ	http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
KDDI（au）	https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/
ソフトバンク	https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/

災害用伝言板（web171）

会社名	ホームページアドレス
N T T 東日本・N T T 西日本	https://www.web171.jp/

その他安否情報等

会社名	ホームページアドレス
Google パーソンファインダー	https://www.google.org/personfinder/japan

災害時における公衆無線 LAN の無料開放（災害用統一 SSID 00000JAPAN（ファイブゼロジャパン））

会社名	ホームページアドレス
（一社）無線 LAN ビジネス推進連絡会	https://www.wlan-business.org/

3) 企業等における施設内待機

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制基本方針」や平成 25 年 4 月から施行された「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、企業等は一斉帰宅の抑制を図るため施設内の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留めさせる。

そのため、従業員の待機に必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー）、燃料（非常用発電機のための燃料）等を予め備蓄しておく。

立川市の昼間就業者数は約 7.3 万人であり、従業員規模が 100 人以上の事業所数は 1,110 となっている。今後、立川商工会議所を中心として「むやみに移動を開始しない」という基本原則とともに事業所防災計画の策定と従業員等への周知及び備蓄の促進を図る。

また、令和 4 年 3 月に東京都が創設した「事業所防災リーダー」制度等も活用し、各企業等の事業所内での帰宅困難者対策や防災対策の促進を図る。

立川市内従業者規模別事業所数と従業者数

従業者規模	事業所		従業者	
	事業所数	割合	従業者数	割合
1～4 人	3,021	52.0%	7,757	10.6%
5～9 人	506	8.7%	3,997	5.5%
10～19 人	333	5.7%	4,165	5.7%
20～29 人	178	3.1%	3,087	4.2%
30～49 人	408	7.0%	4,712	6.5%
50～99 人	257	4.4%	5,204	7.1%
100～299 人	345	5.9%	9,987	13.7%
300～999 人	230	4.0%	11,602	15.9%
1,000～1,999 人	259	4.5%	7,289	10.0%
2,000～4,999 人	138	2.4%	2,426	3.3%
5,000 人以上	138	2.4%	12,730	17.4%
合計	5,813	100.00%	72,956	100.00%

令和 3 年 6 月 1 日現在 東京都総務局統計部「経済センサス基礎調査報告」より。

必要な備蓄品と備蓄量

番号	備蓄品	数量	備考
1	飲料水	1人当たり1日3ℓ、計9ℓ	ペットボトル
2	食料	1人当たり1日3食、計9食	アルファ化米、クラッカー等
3	毛布	1人当たり1枚	毛布または保温シート
4	簡易トイレ	必要数	水道、下水道等の被害による
5	衛生用品	必要数	トイレットペーパー等

※その他の備蓄品としては、敷物、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、カイロ、燃料等となる。

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」令和6年7月 首都直下地震帰宅困難者等連絡調整会議より。

4) 施設の安全確保

企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事業所内のガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検個所を予め定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

安全点検のためのチェックリストについては、73ページに掲載している「施設の安全点検のためのチェックシート」（事業所における帰宅困難者対策ガイドライン 令和6年7月 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）を参照。

① 建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和56年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

② 従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所やけが人の応急救護所については安全が確保できる場所を予め定めておく。

③ 企業等の施設内家具等類の転落防止措置等

安全な家具の配置、オフィスの安全スペースの確保、キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策、デスク周辺の注意、ローパーテーションの固定、複写機等の転倒・移動防止対策を実施し、施設内の安全確保を図る。

④ 企業等の施設内エレベーターの閉じ込め対策

エレベーター内への防災キャビネットの設置や、エレベーター乗場戸開錠キーやエレベーター機械室等の鍵の取り出しやすい場所への保管、地震時管制運転装置・主要機器の耐震補強及び戸開走行保護装置等の防災対策が講じられていない既存エレベーターの計画的な改修等、対策を実施する。

5) 大規模な集客施設や駅等における利用者保護

立川市は立川駅を中心として国営昭和記念公園や大型商業施設等の大規模な集客施設が集積しており、帰宅困難者の一斉帰宅に伴う困難を回避するため、大規模な集客施設や駅等の事業者は、利用者に対し施設内での待機の案内や安全な場所への案内または誘導を行うことが重要となる。

① 利用者保護に関する計画の策定と従業員等への周知

事業所は、事業所防災計画等において、利用者保護に係る計画を予め定めておく。また、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解促進を図る。

詳しくは「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策[連絡調整会議](#)）を参照。

② 利用者保護

事業者は、利用者の安全確保のため、夜間や休日を含めた発災直後の施設内待機や安全な場所への案内や誘導手順について、予め検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容について検討しておく。

検討された内容については、チラシやホームページなどにより、利用者へ周知を行う。

③ 施設の安全確保

施設の安全確保については、前頁を参照。

④ 利用者保護のための備蓄

事業者は、一時滞在施設等の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、利用者保護に必要な飲料水、食料や毛布等を備えておく。

⑤ 施設内のエレベーターの閉じ込め対策

施設内のエレベーターの閉じ込め対策については、前頁を参照。

6) 学校等における生徒等の一時収容対策の促進

東日本大震災での教訓により、市立小中学校の学校長等は、地震による被害の状況や交通機関の運行状況により、保護者に引渡しが可能となるまでの間、学校等に待機させる。速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備をする。引渡しの際には、各家庭の被害状況、避難先等も確認しておくことを立川市地域防災計画で定めている。

① 食料の提供

待機中の生徒等に対しては、学校長等の判断により食料等の備蓄品を活用することができるため、生徒等への提供方法を予め定めておく。

私立、都立学校では、生徒と教職員の3日分の食料と飲料水を備蓄する。

② 発災時における保護者等との連絡体制の確立

発災時における学校と保護者等との連絡方法（電子メール、SNS等）についてあらかじめ定めておくことも重要である。

③ 登下校の際に発災した場合の行動についての周知

登下校の際に発災することも考えられるため、そのような場合に備えて、安否確認手段や行き先（自宅、学校、最寄の避難所等）の選択等に関する一般的な推奨事項を生徒及び保護者等に周知し、各家庭において、発災時にどのような行動をとるのかということについて話し合っておくよう要請する。

④ 幼稚園、保育園、児童館、学習塾などにおける周知・広報

幼稚園、保育園、児童館、学習塾等においても、園児・児童・生徒を預かる立場から学校と同様の対応が求められることについて周知・広報を行う。

⑤ 市外から通学する生徒への対応

市外から通学する生徒が在籍する学校として、都立中等教育学校1校（小学校から高校まで）、都立高等学校2校、都立特別支援学校1校、私立高等学校2校、私立大学2校が立川市内に設置されている。これらの学校に在籍する生徒の多くが公共交通機関を利用して通学しているため、公共交通機関が運行を停止した場合の情報の伝達方法、学校内での一時収容について予め検討しておく。

立川市内の学校

学校区分	校数	児童・生徒数	備考
立川市立小学校	19	8,619	
立川市立中学校	9	3,789	
都立中等教育学校	1	909	立川国際中等教育学校（小学校から高校まで）
都立高等学校	2	2,204	立川高校（全日制・定時制）、 砂川高校（定時制・通信制） ※立川緑高等学校が令和7年4月開校
都立特別支援学校	1	256	児童・生徒数は幼稚部から高等部までの合計
私立高等学校	2	2,228	立川女子高等学校、昭和第一学園高等学校
私立大学	2	1,908	国立音楽大学、東京医療保健大学立川看護学部
計	36	19,913	

令和5年版「立川市統計年報」より。

7) 参考資料

「一斉帰宅抑制基本方針」

平成 23 年 11 月 22 日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

<基本的考え方>

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。

特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関※1に、必要な取組を求めていく。

<具体的な取組>

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等※2を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分※3の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設※4やターミナル駅等※5において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

（訓練）

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

以上

※ 1 学校など関係機関

「学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、専修学校、各種学校、保育園」とする。

※ 2 従業員等

事業所内で業務に従事するもの（雇用形態は問わない）は含むが、来所者は含まない。

※ 3 3日分

被災者の救急・救助活動、消火活動等の災害応急活動を優先する発災後72時間は、帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するため、従業員等を事業所内に留めることが望ましく、3日分の備蓄が必要となる。

※ 4 大規模な集客施設

発災後、利用者全てを施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生するおそれのある施設を想定している（施設規模等は明示しないが、多くの利用者が訪れる施設は利用者の保護を行うことが望ましい）。具体的には、大規模な店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等である。

※ 5 ターミナル駅等

鉄道等の利用客数の多い起終点となる駅や乗換駅等で、地震発生時に鉄道等が運行停止となり、大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅を想定している。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

東京都は帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例を制定しました。

都民の皆さん大規模災害発生時にむやみに移動を開始しないでください。

事業者の方は、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄をするようにしてください。

条例は、平成25年4月から施行します。

一斉帰宅の抑制の推進

【都民の取組】

■「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制

○災害時には、むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に待機してください。

■家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備

○安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族と話し合って連絡手段を複数確保するようにしてください。（災害用伝言ダイヤル171、携帯電話災害用伝言板サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

○安全確保後の徒歩帰宅に備え、あらかじめ経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備しておいてください。

【事業者の取組】

■従業員の一斉帰宅の抑制

○施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留まらせてください。

○必要な3日分の水や食料などの備蓄に努めてください。

■従業員との連絡手段の確保など事前準備

○事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を複数確保することなどを周知してください。

■駅などにおける利用者の保護

○鉄道事業者や集客施設の管理者等は、駅や集客施設での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努めてください。

■生徒・児童等の安全確保

○災害時には、学校等の管理者等は、児童、生徒等を施設内に待機させるなど、安全確保を図ってください。

従業員向けの備蓄の例（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告より抜粋）

① 3日分の備蓄の量の目安

水：1人当たり1日3リットル、計9リットル

主食：1人当たり1日3食、計9食

毛布：1人当たり1枚

その他：物資ごとに必要量を算定

② 備蓄品目の例示：ペットボトル入り飲料水、主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
（※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意）

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会・・・東京都及び内閣府が、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、民間企業等を構成員として、帰宅困難者対策について、情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討を行うために設置した。

安否確認と情報提供のための体制整備

通信事業者など、関係機関が連携して、帰宅困難者への情報提供体制の充実や家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていきます。

○関係機関と連携して、安否確認の周知や災害関連情報提供のための体制整備を行っていきます。

○災害時には都民や事業者に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供していきます。

一時滞在施設の確保

買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者は、行政のみならず、民間事業者の協力をいただき、一時滞在施設で受入れます。

○都立施設や都関連施設を一時滞在施設に指定します。

○一時滞在施設の確保に向け、国や区市町村、民間事業者に対し、協力を求めています。

帰宅支援

○徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保していきます。

○バスや船などの代替輸送手段を確保していきます。

◆実施計画の策定

○条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法や行政の必要な支援策等について、実施計画としてとりまとめます。

一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針

令和6 年7 月26 日

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

1 本指針の位置づけ

首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、発災直後における救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行い、併せて、群集事故等の二次災害から帰宅困難者等自身の安全を確保する観点から、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」とする一斉帰宅抑制の基本原則に基づき、対策に取り組んでいるところである。

他方で、発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、本指針は、帰宅困難者等が帰宅を開始する段階において、社会全体で留意すべき基本的な考え方を示すものである。

帰宅困難者等個人はもとより、帰宅困難者等対策に取り組む国及び地方公共団体、官公庁を含むすべての事業者（以下、「企業等」という）、駅前滞留者対策協議会、学校（学校教育法（昭和22 年法律第26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校）、保育施設・福祉施設等要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を支援する施設（以下、「保育施設等」という）、一時滞在施設その他の帰宅困難者を一時的に受入れる施設等（以下、「一時滞在施設等」という）の管理者、鉄道事業者のほか、情報伝達に重要な役割をもつ報道機関等の関係者が本指針を共有し、連携して帰宅困難者等の時間的・空間的な分散帰宅を図ることで、帰宅困難者等の円滑な帰宅を支援する。

なお、本指針は強制力を伴うものではないが、国民一人一人が発災時における適切な行動を判断する際の、また、帰宅困難者等対策に取り組む様々な主体が対応を検討する際の参考となることを期待するものである。

2 帰宅行動指針の前提

（1）原則 3 日間は一斉帰宅抑制

災害発生から72 時間（＝3 日間）は、人命救助のために重要な時間であり、特にこの間、行政機関等は、救命・救助活動等の応急活動を中心に対処する必要があるため、こうした応急活動に支障をきたさないよう、帰宅困難者は、原則 3 日間は安全な場所に待機し、応急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4 日目以降を目途※に、順次帰宅することが想定されている。

まとまった距離を移動する帰宅困難者自身が余震や群集事故などの二次災害に遭う危険を避けるためにも、発災後の混乱が収拾する前の移動は控えるべきである。

※ 発災後の帰宅行動による混乱を回避することは、救命・救助等の応急活動のみならず、社会活動の継続に不可欠な災害時優先業務等の迅速・円滑化にも寄与するものである。

※ 災害の規模や被害の状況によっては、3 日目までの間に行政機関等による帰宅支援ができる場合もあるため、4 日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。反対に、4 日目以降も応急活動が継続している場合もあり得る。

※ 小さな子どものお迎えや家族の介護等のやむを得ない事情により、帰宅困難者等が自らの判断で移動を開始することも考え得るが、帰宅困難者等は、本指針の趣旨が、自らの安全の確保と多くの人命にかかわる応急活動の迅速かつ円滑な実施にあることを十分理解した上で、自己の判断に責任をもって行動すべきである。

(2) 帰宅行動指針が必要となる背景

- ・ 応急活動が継続している間は、これらの活動が阻害されてはならない。
- ・ 帰宅経路において、落下物や火災延焼、余震等の危険が考えられる。
- ・ 鉄道の運転再開等を契機に、大量の帰宅困難者等が無秩序に一斉に移動を開始した場合、群集事故をもたらす危険な雑踏の発生や、車道へのはみ出し、鉄道線路内への侵入等の危険行為が懸念される。
- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は運行路線や区間が限られたり、運転本数を減らしたりするなど、平常ダイヤよりも輸送力が低下する。
- ・ 接続先の路線が運転再開していない場合、乗継ぎできない帰宅困難者等が接続駅に溢れる。
- ・ 自動車利用については、緊急通行車両を優先する交通規制が行われている可能性がある。

(3) 帰宅が可能な状況

帰宅困難者等が帰宅を開始して差し支えない状況として、以下のような状況が考えられる。

- ・ 発災から72 時間（3 日間）の人命救助に重要な期間が経過した後※
 - ・ 発災直後の混乱がある程度収拾し、移動しても応急活動への支障や群集事故等の二次災害をもたらさない
 - ・ 通行可能な帰宅経路または鉄道が運転再開するなど移動手段が確保されている
- ※ 発災後72 時間は特に人命救助に重要な期間であるが、救助活動に時間的区切りはない。

3 帰宅行動指針

(1) 基本的な考え方

帰宅が可能な状況になった場合であっても、移動に伴う新たな混乱の発生防止、及び帰宅困難者等自身の安全を確保するため、待機していた帰宅困難者等は、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することが基本である（＝「分散帰宅の基本原則」）。

帰宅行動指針は、①分散帰宅のために努めるべき事項及び②配慮すべき事項で構成される。なお、本指針は、近距離徒歩帰宅者の帰宅開始場面においても準用されるべきものである。

(2) 帰宅行動指針

①分散帰宅のために努めるべき事項

- ・ 帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。

- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。
- ・ 徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。
- ・ 鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。
- ・ すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。
- ・ 小さな子どものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。

②配慮すべき事項

(ア) 徒歩移動の場面

- ・ 帰宅経路上に大きな被害がある等により、迂回を強いられたり、予想以上に時間を要したりする場合があることを想定すべきである。余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域への立入りを避けるとともに、特に、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることに留意すべきである。
- ・ 移動中に天候や気温が変化したり日没を迎えたりする等により、危険が伴う場合があることに留意して帰宅開始時機を判断すべきである。
- ・ なるべく大きな道路沿いを歩行し、無理をせずに災害時帰宅支援ステーションを活用する。
- ・ 車の利用について、発災後は緊急車両の通行が優先されるため、タクシーの利用は期待せず、家族等に車での送迎を依頼することも控えるべきである。

(イ) 鉄道の運転が再開した場合

- ・ 運転再開の情報に伴い、大量の帰宅困難者等が駅に殺到した場合、駅周辺が長時間に渡って混雑し、転倒や転落事故を引き起こす危険な状態が生じる可能性があることに注意すべきである。
- ・ 段階的に運転再開し始めた場面では、乗継ぎ路線の運転が再開前に帰宅を開始した場合、移動できない大量の利用客が接続駅ホーム等に滞留し、転落の可能性など危険な混雑が生じることとなる。また、こうした中継地点で移動が困難となっても、必ずしも帰宅困難者等を想定した待機場所が確保されているとは限らないことも認識すべきである。
- ・ 帰宅困難者等は、運転再開情報のみならず、駅の混雑状況や入場規制の情報、目的地までの運行状況などを把握し、円滑に移動できるようになってから帰宅を開始すべきである。

- ・ 駅や電車の混雑が集中する状況が続くと、特に徒歩帰宅が難しい要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）は、鉄道を利用できずいつまでも帰宅できない状況となるため、徒歩帰宅が困難な要配慮者が、安全に鉄道が利用できるよう、利用者同士が譲り合うなど配慮すべきである。

4 本指針を踏まえた対応

（１）帰宅困難者等になる可能性のあるすべての人

○平時からの備え

- ・ まずは、大規模地震が発生した場合に想定される被害や影響について関心を持ち、行政機関等は救命・救助等の応急活動に集中する必要があること、したがって自助・共助による備えが重要であることの理解に努める。

また、ライフラインや鉄道等公共交通機関の運転停止から復旧までの手続に関し、安全確保のためのプロセスを経る必要があること等への理解に努める。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合は、自らの安全の確保と応急活動の円滑かつ迅速な実施を阻害しないため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則や、職場等の安全な待機場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる「一時滞在施設」について認知しておく。

なお、「一時滞在施設」は施設管理者等の協力により提供されるものであり、滞在する帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等が多様であることを理解しておくことが望ましい。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合、自らが帰宅困難者となる可能性を踏まえ、家族や関係者との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護が必要な家族がいる場合の対応方法、自宅が被害を受けた場合の避難先や合流場所等について話し合い、取決めをしておく。
- ・ 勤務先等には、一時滞在を想定した備え（水、食料、着替え、携帯トイレ、生理用品、携帯電話用充電器等）や、徒歩帰宅を想定した備え（歩きやすい靴、日常行動範囲の地図、救急用具等）を常備しておく。
- ・ 地方公共団体等からの防災情報提供サービスや一時滞在施設の探し方等を確認し、利用登録など利用可能な状況にしておく。
- ・ 勤務先等からの徒歩帰宅経路は複数経路を検討し、沿道の状況や帰宅段階において徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下、「災害時帰宅支援ステーション」という）の場所について、実際に歩いて確認しておく。帰宅経路の選定にあたっては、余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域を避けるとともに、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることを認識しておくべきである。

○発災時の対応

- ・ 勤務先等に待機している場合は、施設ごとの行動ルールや指示に従って行動する。

- ・ 集客施設や駅施設等で安全を確保した場合や、一時滞在施設等に待機している場合は、集団生活のマナーを守り、施設ごとのルールや管理者の指示に従って行動する。また、被害状況や混乱の収拾状況に応じ、移動や閉設に伴う退去の要請があった場合は、速やかに対応する。

（２）国・地方公共団体及び駅前滞留者対策協議会

○平時からの備え

- ・ 国は、関係機関等と連携し、国民一人一人に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則とともに、本指針の趣旨について周知・普及に努める。
- ・ 地方公共団体は、地域の住民及び滞在者に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則や一時滞在施設の確保等の取組とともに、本指針について必要に応じて地域特性等の考慮を加えて周知・普及に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、関係機関等と連携し、発災時における帰宅困難者等の適な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報、及びこれらの情報の取得方法に関する情報の提供体制を整備する。
- ・ 市区町村は、駅前滞留者対策協議会における地域の実情に応じた連絡体制の構築や構成員の役割分担等に関する協議・決定を推進し、訓練により定期的に確認を行う。
- ・ 市区町村の防災部局と、学校や保育施設等の所管部局は連携し、各施設の実情等を踏まえつつ、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえた、各施設における対応の検討を推進する。

また、国、都県の関係部局は連携し、市区町村における取組を支援する。

○発災時の対応

- ・ 国及び地方公共団体は、発災後すみやかに、帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報等の収集・提供を行うとともに、対応状況を踏まえ、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報提供を行う。
- ・ 国及び都県は、発災直後における一斉帰宅抑制の基本原則及び本指針に基づく適切な行動について、継続的に広く呼びかけを行う。
- ・ 市区町村は、一時滞在施設の開設要請と併せ、当該一時滞在施設の管理者に対し、当該施設で受入れる帰宅困難者等への本指針を含む「地域の行動ルール」の周知を要請する。
- ・ 駅前滞留者対策協議会等は、「地域の行動ルール」に基づき、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な担当地域の被害状況や交通情報等を収集し、提供する。

（３）企業等、一時滞在施設等の管理者

○平時からの備え

- ・ 企業等は、従業員等に対し、発災直後の一斉帰宅抑制の基本原則と本指針の必要性についてあらかじめ十分に啓発する。

また、様々な被災様相をイメージしつつ、本指針を踏まえ、発災時における優先業務や散帰宅の方針、出勤時間帯の発災や帰宅した翌日以降も公共交通機関の輸送力が回復しない場合を考慮した通勤自粛等の施設ごとの行動ルールを策定し、併せて、災害時における社会活動への影響を最小限に抑えるためのテレワーク等の推進方針等を策定してBCP等へ位置づけ、事前の環境整備に努める。

その際、人命にかかわる災害時の応急活動を阻害しない範囲で、子育てや介護など従業員等の個別のやむをえない事情に配慮することが考えられるが、その場合は、従業員等に対し、自己の責任において行動すべき旨の意識啓発を併せて行う。

また、従業員等が安全に帰宅できたかどうかについて、事後的に報告するツール（メール、SNS、グループウェア等）を用意し、訓練により動作を確認することが望ましい。

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害時において施設内滞在者の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、災害時帰宅支援ステーションの所在情報について、施設内滞在者が取得できるよう備える。

併せて、本指針に基づく分散帰宅の必要性や、必要に応じて地域特性等を考慮した分散帰宅への配慮事項等について周知できるよう備える。

- ・ 一時滞在施設の管理者は、当該施設で受入れることとなる帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等において多様であることを想定し、発災時の情報提供方法への配慮や支援が必要となった場合の連携等に備える。

○発災時の対応

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、発災後すみやかに、従業員等の待機要請や施設の開設に備え、災害情報や被害状況、交通情報等を収集する。

- ・ 企業等においては、平常時に策定した行動ルール等に基づき、従業員等に対し、適切な行動を促す。

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害情報や被害状況、交通情報、災害時帰宅支援ステーションの所在等施設内滞在者の適切な行動判断に必要な情報、またはこれらの情報の取得方法について、施設内滞在者に情報提供する。

その際、本指針に基づく分散帰宅の必要性や配慮事項等を併せて周知する。

また、一時滞在施設等の管理者においては、被害の状況や発災後の応急活動の収拾状況等を踏まえつつ、当該施設に滞在できる期間についても周知を図る。

（４）学校、保育施設等の管理者

○平時からの備え

- ・ 学校、保育施設等においては、市区町村の所管部局及び防災部局と連携し、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえ、施設利用者と保護者等の安否確認の方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討を進める。

なお、保護者等への引渡しの時期や方法について検討する際には、施設の立地条件、規模及び安全性、施設職員の確保状況等に加え、保護者の移動距離、保護者以外への引渡しの可能性等も勘案し、施設利用者の安全確保はもとより、保護者等の安全確保にも配慮すべきである。

検討した結果については、保護者等に周知する。

○発災時の対応

- ・ 学校、保育施設等の管理者は、施設利用者の安全確保に努めるとともに、安否情報や対応状況について保護者等に伝達するなど、保護者等の不安の軽減等に努める。

（５）鉄道事業者

○平時からの備え

- ・ 鉄道事業者においては、大規模地震の発生に伴う運転見合わせ時及び運転再開時において、大量の帰宅困難者等がとりあえず駅に向かうことを防ぐため、発災後の施設点検には相当程度の時間を要する場合があることや、運転再開時は輸送力が低下すること等を含め、大規模地震発生時における鉄道の施設点検から運転再開までの流れについて広く周知する。
- ・ 鉄道事業者においては、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制を整備するとともに、情報の所在や取得方法について広く周知する。
- ・ 特に、混雑が発生しやすい主要駅においては、発災時の混乱防止について駅前滞留者対策協議会が中心的な役割を担うことが期待されることから、協議会の構成員である鉄道事業者は市区町村等と連携し、地域の実情に応じた連絡体制や役割分担等に関する協議・決定に努め、訓練により定期的な確認を行う。
- ・ 相互直通運転の接続駅等においては、当該接続駅周辺に滞在する帰宅困難者等のみならず、各路線の運転再開状況等により、大量の乗継ぎ客がホームに溢れる可能性があることを踏まえ、待機場所の確保や誘導等の安全対策に備える。
- ・ 各駅施設においては、鉄道の運転再開に伴い駅周辺に危険な混雑が発生する可能性を踏まえ、鉄道利用者の動線確保や誘導の方針を定め、訓練により定期的な確認を行う。

○発災時の対応

- ・ 鉄道事業者は、鉄道の運転再開に伴い、運転再開区間、運転間隔、接続路線の運行状況等について可能な限り即時的に更新した情報提供を行うとともに、混雑防止のための分散帰宅の協力を呼びかける。
- ・ 各駅施設においては、混雑状況に応じ、駅の入場規制や一方向での動線確保など、混雑に伴う事故防止対策を実施する。

５ その他

本指針については、対策の進捗や社会状況の変化等に応じて所要の見直しを行う。

以上

2 一時滞在施設等の確保

鉄道等の公共交通機関が運行を停止した場合、買い物等の私用で立川市を訪れた人は帰属先がないため、帰宅支援対象道路等の安全が確認できるまでは、一時滞在施設等で留まる必要があるとなる。そのため、立川駅周辺の施設を一時滞在施設等として指定し、災害時に帰宅困難者等が利用できる環境を整備する。

- 1) 一時滞在施設等の確保
- 2) 食料、飲料水、トイレの提供
- 3) 一時滞在施設等への誘導
- 4) 一時滞在施設受付カード

1) 一時滞在施設等の確保

令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、大規模な地震が発生した場合、立川市では35,643人の帰宅困難者（学校や企業等に所属している人を含む）の発生が予想されている。また、同報告書では、立川駅前を起点に4km²圏内の屋外滞留者数（駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数）は11,450人と推計している。

今後立川市においては民間施設を含め一時滞在施設・一晚滞在施設の指定をすすめていくが、受入れ者数は駅周辺での屋外滞留者数である11,450人を目標とする。（令和6年4月現在受入可能人員：一時滞在施設9,592人、一晚滞在施設897人、合計10,489人 「立川市地域防災計画」より）

帰宅困難者等の受入れは、床面積3.3㎡につき2人の収容を目安とする。（「東京都帰宅困難者対策ハンドブック 平成29年10月 東京都」より）

* 一時滞在施設・一晚滞在施設について、大規模災害発生により鉄道等の公共交通機関が停止し、帰宅が可能になるまで待機する場所がない方を一時的に（最大3日間）受入れる施設が「一時滞在施設」、一晚受入れる施設が「一晚滞在施設」である。

① 公共施設の指定

立川市民が避難する避難所として一次避難所（30か所）、二次避難所（39か所*）、福祉避難所（15か所）を地震災害時に設置することとなるが、84か所の避難所に収容できる合計人数は35,880人であり、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」での、立川断層帯での地震（マグニチュード7.4、冬の18時、風速8m/秒の状況）による想定避難所避難者数33,460人を若干上回っている程度の収容能力である。

一次避難所は震度5強以上の地震が発生した場合、学校職員や休日や夜間であれば一次避難所に指定している緊急初動参集職員（各避難所4人）により、避難所を開設する。二次避難所や福祉避難所は、一次避難所の避難者の状況や食料、生活物資が民間事業者との協定や広域支援により提供できる状態となった後に順次開設することとなる。

帰宅困難者の一時滞在施設等としては、市内避難者（市民）が最初に訪れる一次避難所を除く駅周辺の二次避難所または避難所として指定していない公共施設を指定する。

* こぶし会館は改修工事に伴い令和7（2025）年7月頃から12月頃まで、砂川学習館は建替え工事に伴い令和7（2025）年3月まで、二次避難所として使用することができない。

立川駅帰宅困難者一時滞在施設 令和6年4月現在

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等	受入可能人員
1	北口	国営昭和記念公園 (総合案内所、花みどり文化センター)	緑町 3173 無線：172 173	駅から約 400m。 立川市、昭島市の広域避難場所に指定。	600 人
2	北口	女性総合センター	曙町 2-36-2 TEL：528-6801 FAX：528-6805 無線：902	駅から約 400m。 1階にホール、5階に学習室等あり。2階～4階が中央図書館。避難所としての指定はない。	400 人
		中央図書館	TEL：528-6800 FAX：528-6806 無線：265		
3	南口	柴崎学習館	柴崎町 2-15-8 TEL：524-2773 FAX：523-9459 無線：761	駅から約 900m。 二次避難所に指定。	490 人
4	北口	総合福祉センター (社会福祉協議会)	富士見町 2-36-47 TEL：529-8300 FAX：529-8714 無線：141	駅から約 1,200m 二次避難所に指定。災害時ボランティアセンター設置場所。	230 人
5	南口	柴崎市民体育館 (指定管理者)	柴崎町 6-15-9 TEL：523-5770 FAX：525-7364 無線：752	駅から約 1,200m 物資集積拠点及び遺体収容所に指定。	700 人
6	南口	たましん RISURU ホール (市民会館) (地域文化振興財団)	錦町 3-3-20 TEL：526-1311 FAX：512-5693 無線：904	駅から約 800m 市民会館は二次避難所に指定	1,180 人
7	南口	子ども未来センター	錦町 3-2-26 TEL：529-8682 無線：903	駅から約 800m	320 人
8	駅内	立川駅自由通路	曙町 2-1-1 (立川駅)	駅自由通路は、乗客を駅構内から一時的に誘導する場所とし、他の一時滞在施設等の開設後は速やかに、その場から移動してもらう。	600 人
9	駅内	ホテルメッツ立川	柴崎町 3-1-1	南口側・駅直結	10 人
10	北口	都立立川国際中等教育学校	曙町 3-29-37 無線：772	駅から約 1,300m	406 人
11	南口	東京都農林水産振興財団 (立川庁舎)	富士見町 3-8-1	駅から約 1,800m	18 人

Ⅲ 事前対策

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等	受入可能人員
12	南口	都立立川高等学校	錦町 2-13-5 無線：771	駅から約 600m	257 人
13	北口	都民防災教育センター（立川防災館）	泉町 1156-1	駅から約 2,000m	218 人
14	北口	立川競輪場	曙町 3-32-5 TEL:524-1121 無線：651	駅から約 900m 応援受入拠点に指定	2,100 人
15	南口	アレアレア 2	柴崎町 3-6-29	駅から約 200m	100 人
16	北口	ホテルエミシア東京立川	曙町 2-14-16	駅から約 400m	50 人
17	北口	立川ホテル	曙町 1-12-23	駅から約 700m	50 人
18	北口	多摩信用金庫本店 （本部棟 4 階）	緑町 3-4	駅から約 550m	195 人
19	北口	河合塾 立川校	曙町 1-14-13	駅から約 450m	50 人
20	北口	応現院	泉町 935-32	駅から約 2,700m	1,000 人
21	南口	ホテル日航立川東京	錦町 1-12-1	駅から約 850m	100 人
22	北口	SuperD' STATION 立川店	曙町 2-4-5	駅から約 200m	20 人
23	南口	立川都税事務所	錦町 4-6-3	駅から約 800m	129 人
24	北口	立川拘置所	泉町 1156-11	駅から約 2,000m	100 人
25	南口	トヨタモビリティ東京立川店	錦町 3-8-26	駅から約 900m	100 人
26	南口	東京しごとセンター多摩	柴崎町 3-9-2	駅から約 400m	144 人
27	北口	大原簿記公務員医療福祉保育 専門学校立川校	緑町 4-8	駅から約 600m	25 人
施設の受入れ総数					9,592 人

* 休日や夜間については正規職員が勤務していないため、その時間帯での一時滞在施設としての開設方法については今後検討する。

立川駅帰宅困難者一晩滞在施設 令和 6 年 4 月現在

番号	区分	名称	住所	立川駅からの距離等	受入可能人員
1	北口	ファール立川センタースクエア	曙町 2-36-2	駅から約 400m	48 人
2	北口	ウイング高松	高松町 3-13-21	駅から約 900m	90 人
3	北口	I K E A 立川	緑町 6	駅から約 900m	50 人
4	北口	立川地方合同庁舎	緑町 4-2	駅から約 800m	100 人
5	北口	立川タクロス	曙町 2-2-27	駅から約 200m	100 人
施設の受入れ総数					897 人

② 民間施設の指定

駅周辺の公共施設だけでは駅周辺の帰宅困難者（11,450 人）を収容しきれないことが想定されるため、今後市内の民間施設等を含め、特に立川駅周辺に一時滞在施設等を確保する。

立川駅周辺の民間施設としては、デパート等の大型商業施設、ホテル、飲食店、企業等の会議室やホール等が考えられ、今後立川市と「災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定」を締結する形で指定を進め、指定した施設は立川市のホームページや対応計画で公表する。

なお、民間施設の一時滞在施設の備蓄に関しては、負担を軽減するため国と東京都が連携して備蓄品の購入経費の補助を行う東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱が平成 25 年 6 月 24 日に施行された。これまで同様、東京都より補助金の募集があった際には、引き続き民間施設等に対して周知を図っていく。

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（案）

立川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）の受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第 2 条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- （1）乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- （2）乙が備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に対して提供すること。
- （3）駅周辺等から甲が指定する場所へ帰宅困難者を誘導すること。
- （4）前 3 号に関して必要な人員を提供すること。
- （5）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

2 前項第 1 号の規定による帰宅困難者の受入についての期間は最長で 3 日間とし、人数は最大で〇〇人とする。

（協力要請の手続）

第 3 条 甲は、前条第 1 項各号に掲げる業務の協力を乙に要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、帰宅困難者の受入れ等に関する要請書（第 1 号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により連絡するとともに、後日文書を提出するものとする。

- （1）協力要請をする理由

(2) 活動内容

(3) 実施期間

(4) 実施場所

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の規定により、甲が乙に協力を要請することができる時間帯は、原則として乙の営業時間内に限るものとし、その実施期間は、原則として災害発生後3日間とする。ただし、期間を延長する場合は、再度要請するものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条に規定する業務が完了したときは、帰宅困難者の受入れ等に関する活動終了報告書(第2号様式)により、直ちに甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第5条 第2条第1項第2号の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求により甲が補填する。

2 前項の規定による費用弁償等については、帰宅困難者の受入れ等に関する活動費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。)が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙が、第2条第1項各号の規定による協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

(災害時の情報共有)

第7条 甲及び乙は、第3条に基づく協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第2条第1項各号の協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が

その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 立川市泉町 1156 番地の 9
立川市
代表者 立川市長

(乙) 立川市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称
代表者

③ 避難所等における帰宅困難者等への対応の明確化

地域の避難者（市民）が避難所に避難するのは、主に発災直後から約 1 ヶ月（～数ヶ月）であるのに対して、帰宅困難者等が発生するのは発災直後から数日程度である。

発災時には多数の帰宅困難者等が、立川駅周辺の避難所等集まることが想定されるため、そのような場所にある避難所等では一時滞在施設等の開設状況等を把握したうえで、帰宅困難者への情報提供を行い避難者と帰宅困難者の受入れ先を明確化し対応する。

ただし、帰宅困難者の中でも高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者と付き添っている人に対しては、状況によっては避難所に対応するなどの判断が必要となる。

また、可能な範囲で帰宅困難者数の概数や健康状態の把握を行うため、帰宅困難者カード（案）を作成する。

2) 食料、飲料水、トイレの提供

帰宅困難者や徒歩帰宅者によって、帰宅支援対象道路沿道や一時滞在施設等では飲料水、食料やトイレの需要が発生する。

企業の従業員や学校の児童、生徒は「1 一斉徒歩帰宅者の発生抑制」で示したとおり事業所や学校等の備蓄品により対応する。

立川市内の一次避難所 30 か所（小中学校等）には、一定の食料や生活用品、仮設トイレを備蓄しているが、専ら市内の避難者用に使用するものであった。そのため、一時滞在施設等を利用する帰宅困難者に対しては、一次避難所とは別に備蓄する必要があったため、多摩広域防災倉庫や子ども未来センターの地下倉庫等に、帰宅困難者が必要とする物資の備蓄を進め、現在では常備されている。

東日本大震災ではライフラインが停止しなかったことにより、電気、水道、ガス、下水道が普段通り使用することができた。しかし、多摩東部直下地震、立川断層帯地震等により立川市に大きな被害が発生した場合は、ライフラインが停止することが想定される。一次避難所（学校）と異なり、帰宅困難者を対象とした一時滞在施設等は飲料水や仮設トイレが備蓄されていない施設が多いため、飲料水や仮設トイレだけは近隣の一次避難所等を利用することも考えておく必要がある。

また、共助としては、駅周辺や帰宅支援対象道路周辺の商店街等に飲料水、トイレの提供の協力を呼び掛けていく。

* 国営昭和記念公園にはマンホールトイレと飲料用貯水槽が設置されている。また柴崎体育館には応急給水タンクが設置されている。

【参考】一次避難所等の主な備蓄品（令和 6 年 4 月 1 日）

番号	備蓄品	備蓄箇所	総数	備考
1	アルファ化米	30 箇所	114,000 食	種類は五目と山菜
2	おかゆ	30 箇所	22,500 食	梅がゆ（パック入り）
3	クラッカー	30 箇所	8,400 食	
4	携帯トイレ	30 箇所	45,000 袋	
5	毛布	30 箇所	23,300 枚	
6	救急セット	10 箇所	10 セット	中学校 9 校 女性総合センター「アイム」
7	応急給水タンク等	30 箇所	600 m ³	各校 20 m ³

3) 一時滞在施設等への誘導

東日本大震災においては、立川市に甚大な被害が発生しなかったことにより、市職員520人が帰宅困難者への対応を行った。しかし、多摩東部直下地震、立川断層帯地震等により立川市が甚大な被害を受けた場合は市や消防・警察関係機関等が初動体制を確立するまでには相当の時間を要し、また初動期は救命・救助活動に重点を置くため、駅前滞留者に対する公的な支援には限界がある。

そのため、立川駅前滞留者対策推進協議会を構成している団体、機関と駅周辺事業者等が連携し一時滞在施設等への避難誘導を行う。また、各機関での役割分担についても予め決めておく。

曜日や時間帯によりすぐに開設できない一時滞在施設等もあるため、関係機関が速やかに情報を共有した中で誘導を行う。

駅周辺での避難誘導を行うために、関係団体、機関の職員が集合する「立川駅前滞留者対策現地本部（以下、「現地本部」と言う。）」を立川市窓口サービスセンター（立川タクロス1階）に設置するとともに、立川駅の南北に「臨時案内所」を設けて、一時滞在施設等への誘導や帰宅困難者が必要とする各種情報を提供する。なお、JR東日本立川総合事務所6階ABC会議室についても、代替施設として設置することがあり得る。

情報提供等については「3 必要な情報の提供と避難誘導」に詳しく示すが、誘導の際は曙一丁目公園倉庫に備蓄している資器材を使用し、不足する場合は立川駅前滞留者対策推進協議会を構成している団体、機関等からも資器材を調達する。

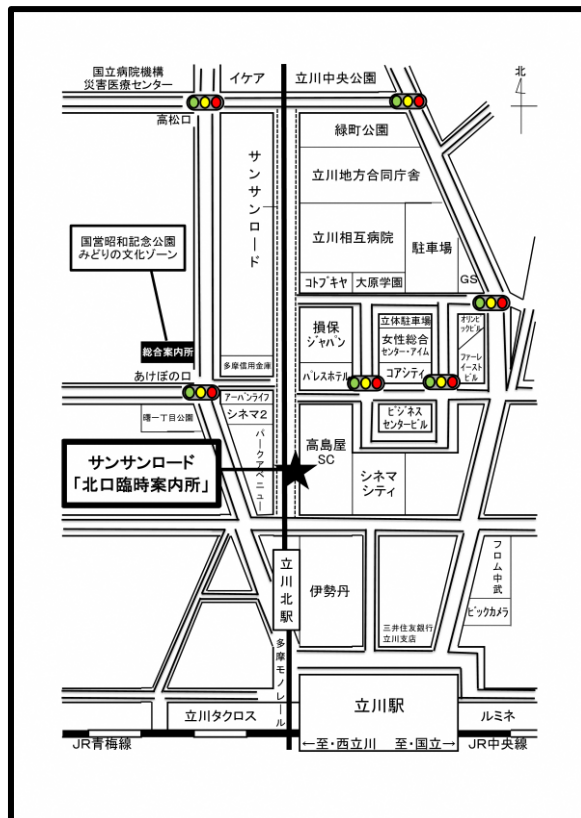
曙一丁目公園地域防災備蓄倉庫配備品（令和6年4月現在）

品名	数量	規格等
ポリタンク	5	非常用飲料水タンクとして使用できるもの（20リットル）
ヘルメット	20	FRP樹脂製、前面に立川市の紋章・両脇に立川市の名入り
防水シート	8	ブルーシート（約3.6×5.4m）
台車	1	折りたたみ式（長さ約740mm、幅約480mm）
誘導灯	20	LED灯、全長約530mm、単2電池4本使用タイプ
ランタン	4	LED灯、単1電池3本使用タイプ
手袋	36	軍手
ロープ	3	トラロープ、9mm×100m
バケツ	10	ポリバケツ10リットル
担架	2	白帆布製、スチールパイプ（巾約540mm、全長約2250mm）
メガホン	10	トランジスタメガホン、単3電池6本使用タイプ
懐中電灯	10	ハロゲン強力ライト、単1電池4本使用タイプ
救急箱	1	災害組織用救急箱（約20人用）
反射ベスト	20	パトロール用ベスト、反射板前後上下計4箇所
毛布	150	
スタンドパイプセット	1	

一時滞在施設等の受入準備が整い次第、各施設連絡を入れ、受付を開始します。誘導の際は、
下図：「受付カード」を配布するとともに、拡声器等を利用して施設利用時の留意事項を大きな声
で繰り返し説明します。

施設名	一時滞在施設受付カード 国営昭和記念公園
住所	立川市緑町3173
番号	
注意事項	●一時滞在施設は、共助の観点から施設管理者のご協力により施設を開放しています。 ●施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従って行動してください。 ●施設管理者の指示に従わず、迷惑行為があった場合は、当該施設から退去していただきます。 ●この施設は、災害時という特殊な状況下で開設される施設であるため、施設管理者が責任を負えない場合もあることをご承知おきください。 ●負傷者等の治療等について、当該施設では対応できません。 ●物資の運搬等、避難行動要支援者の介助など、施設の運営に積極的にご協力ください。 ●余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、受入可能人数を変更し、本カードを持っていても施設を利用できなくなる可能性があります。また施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性もありますので、ご了承ください。

【見本】 カード表面



【見本】カード裏面（地図）

3 必要な情報の提供と避難誘導

災害時に的確な情報を提供することは、帰宅困難者対策事業に限らず災害全般の対策で重要となる。計画されている情報伝達手段の整備を図るとともに、ソーシャルネットワークなど新たな情報発信手段の活用についても検討を進める。

- 1) 災害時における帰宅困難者等への必要な情報の提供
- 2) 情報発信手段の整備
- 3) 災害時における情報連絡体制と連絡手段

1) 災害時における帰宅困難者等への必要な情報の提供

災害時は電気等のライフラインの停止や情報を発信する機器の故障等が生じる可能性があるため、その時点で利用可能な手段を有効に活用して、下記の「帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報」に例示してある情報を適宜発信していく。

また、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用し、一時滞在施設の開設等や帰宅困難者への情報提供等を行うことと併せて、令和6年7月に内閣府が改定した「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の「大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ」を参考として、帰宅困難者等の行動判断に必要な情報を継続的に提供する。

なお、情報発信手段については52～54ページを参照。

帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報

情報の種類	具体的な情報
むやみに移動を開始しないことの周知	施設の安全が確認できた場合その場に留まり、むやみに移動を開始しないよう促す。
安否確認方法に関する情報	利用できる手段、利用方法、利用する際の留意点等
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の状況
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通しまたはいつまでは復旧しないという見通し、代替交通機関の情報等
帰宅にあたって注意すべき情報	通行不能箇所、火災延焼箇所、倒壊物・落下物による危険箇所、規制情報、混雑状況等
支援情報	食料・飲料水の配給状況、停電・断水範囲、トイレの利用可能場所、一時滞在施設等・災害時帰宅支援ステーション・救護所等の開設状況や位置、帰宅支援内容等に関する情報等
余震情報	震度、震源地等
気象情報	雨・雪等の予報、警報・注意報等

2) 情報発信手段の整備

立川市等が整備または整備を予定している情報発信手段は次のとおりとなる。平時から訓練等により操作の習熟を図るとともに、災害時に伝達する情報を予め作成しておく。

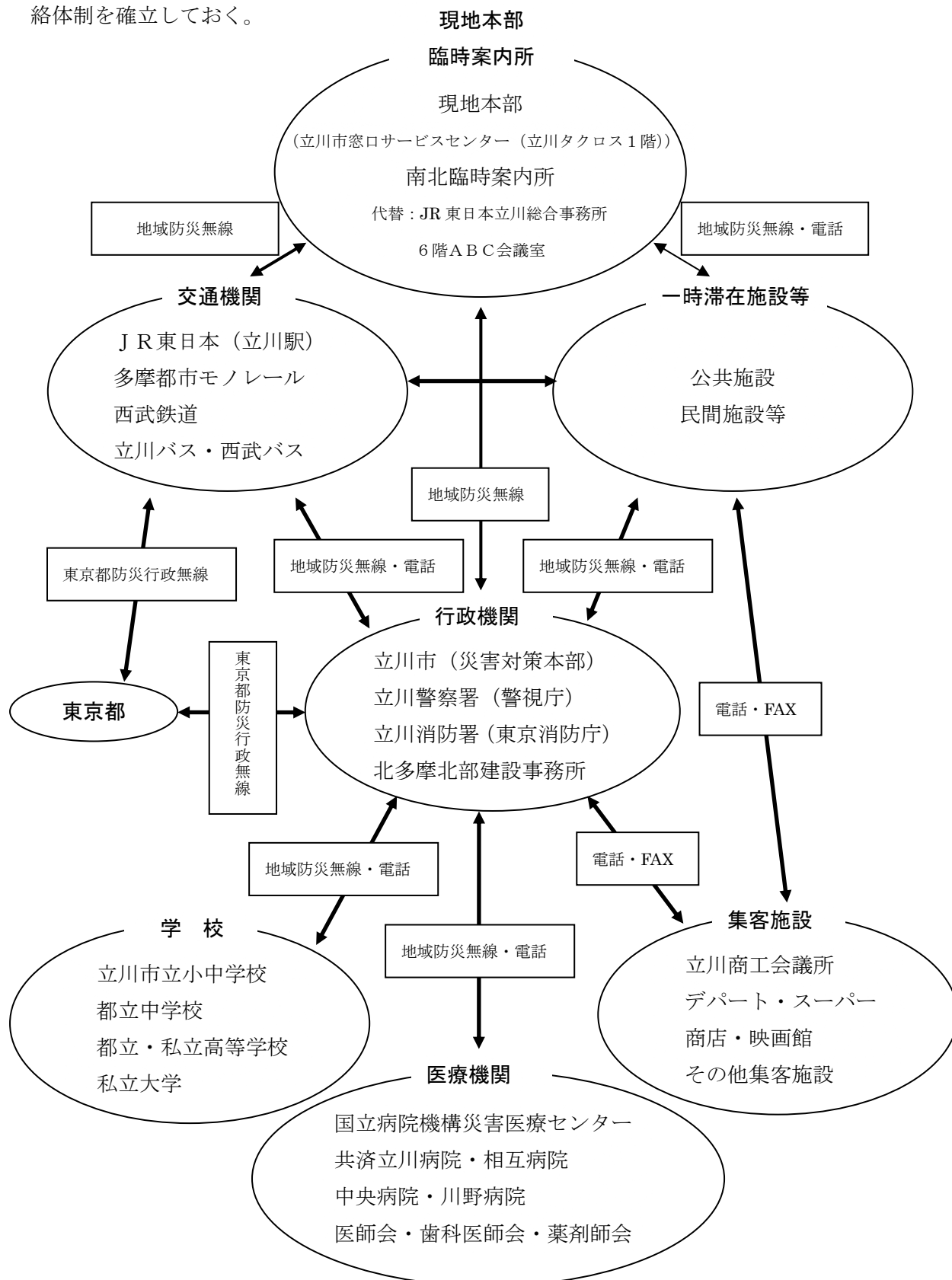
番号	名称	内容
1	固定系防災行政無線 (一斉放送) 【立川市】	市内に音声拡張子局（スピーカー）82局を設置している。地震情報、市内の被害状況、避難指示、避難所開設情報等を市民に対して音声で情報を提供する。 気象条件や屋内では聞き取りにくい状況も考えられるため、同一内容を複数回放送する。
2	地域系防災行政無線 【立川市】	市内の公共施設、避難所となる小中学校、立川警察署、立川消防署、消防団、ライフライン機関（電力、ガス、電話）、災害医療センター、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）、立川郵便局、国営昭和記念公園、多摩立川保健所、北多摩北部建設事務所等に設置している防災関係機関を結ぶ通信システム。 現在ではデジタル化による地域系防災行政無線の整備も進み、令和6年4月現在199局の整備が完了している。平成23年3月以前に地域系防災行政無線を設置していなかった交通機関（JR、多摩都市モノレール、西武鉄道、西武バス、立川バス）やFMたちかわ、市内救急指定病院等へも、現在では無線が設置されている。また、平成31年度に、現地本部となる立川市窓口サービスセンター（立川タクロス1階）へ、新たに設置した。
3	防災情報メール 【立川市】	予め防災情報メールへ登録した人へ、台風や大雨等の気象情報、災害時の避難勧告や被害状況、避難所開設情報等の防災情報を提供するシステム。「立川見守りメール」を活用して平成22年4月から防災情報の提供を開始した。メール配信登録対象者は立川市内に在住、在勤又は在学する方、立川市内に在園、在学する幼児、児童・生徒の保護者及びこれに準ずる人、立川市内の公的機関・団体、防犯防災活動団体等及びこれに属する人となる。 防災情報メールの登録者数は約3万9千人。
4	市公式X 【立川市】	立川市の公式アカウント（@tachikawa_tokyo）で、現在フォロワーは15,000件を超えている。140文字以内の短い文章での情報発信ができる。
5	市公式LINE 【立川市】	令和4年10月に、立川市の公式アカウント（@tachikawa_tokyo）を開設し、行政情報、災害情報等のメッセージを配信する。
6	FMたちかわ 【エフエムラジオ 立川株式会社】	立川市とその周辺地域を主な放送エリアとするコミュニティFM局。周波数は84.4MHz。送信出力は5W。 立川市とFMたちかわとは平成20年度に「災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定」を締結している。

番号	名称	内容
7	J:COM チャンネル 【株式会社 ジェイコム東京 多摩局】	立川市・国立市・東大和市・武蔵村山市・昭島市を放送エリアとするケーブルテレビ局。チャンネルは11。 立川市とJ:COM 東京は平成13年度に「災害発生時等の防災情報放送業務等に関する協定」を締結している。また、平成24年度に防災行政無線（固定系）で放送した内容を文字放送で情報提供を行う協定を締結した。
8	立川駅前大型 ビジョン 【スタジオアルタ】 【アレアレ】	立川駅北口には伊勢丹に「伊勢丹ビジョン」が設置されている。伊勢丹ビジョンを運用している㈱スタジオアルタと協議した結果、災害時には立川市から㈱スタジオアルタに連絡し、予め作成してある案内情報を放映する。 立川駅南口にはアレアレ1に「アレアビジョン」が設置されている。災害時には立川市からアレアレに連絡し、予め作成してある案内情報を放映する。 北口、南口ともに災害時に駅前の滞留者へ画像等で情報を伝達できる重要な設備である。
9	J R 立川駅の非常用 ディスプレイ 【J R 東日本】	駅自由通路内の改札口付近に非常用ディスプレイが設置しており、電車の運行情報等を表示している。
10	ホームページ 【各機関】	災害時は災害関連情報をトップページに載せて、市民に有用な情報を適宜提供する。 なお、「東京都防災ホームページ」 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp 及び「帰宅困難者対策ポータルサイト」 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/index.html において、地震・気象情報、道路・鉄道情報、ライフライン情報等の帰宅困難者に必要な情報を提供している。
11	トランジスタ メガホン（拡声器） 【各機関】	混雑している箇所では指示や情報を発する際に必要な伝達手段となる。 国営昭和記念公園立川口南側の「曙一丁目公園」の防災備蓄倉庫には10個のトランジスタメガホンを配備している。 駅前事業者等においても一定数を備えておく必要がある。
12	張り紙 【各機関】	阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、交通機関や避難所等では張り紙が情報発信の有効な手段であった。
13	チラシ 【各機関】	必要な情報を印刷して配付する。災害時は停電や紙不足が予想されるため、紙の備蓄や非常用電源での印刷機使用など事前の対策が必要となる。

番号	名称	内容
14	緊急速報メール (エリアメール) 【携帯電話5社】	緊急速報メールは、携帯電話会社が登録無料で自治体から発信できるサービスである。NTT ドコモとは平成 24 年 4 月から、a u と SoftBank については平成 24 年 10 月から、ワイモバイルは平成 25 年 3 月から、 楽天モバイルは令和 2 年から 、立川市からの緊急速報メールを配信できる環境を整えた。緊急速報メールはメールアドレスの事前登録が不要のため、帰宅困難者に対する情報発信手段として有効な活用が期待できる。ただし、一定の地域(エリア)を対象として配信されるため、立川市以外の近隣市にもメールが配信されることになり、情報発信回数や内容など一定の配慮が必要となる。
15	文字表示子局 (立川駅南北デッキ)	固定系防災行政無線のデジタル化に合わせて、立川駅南北デッキ上に文字表示子局を各 1 局平成 25 年度に設置した。一時滞在施設等、交通機関運行情報などを文字で伝達する。
16	防災カメラ等	平成 25 年度に設置した立川駅南北デッキの防災カメラ、非常用照明及び非常用発電設備を使い、立川市災害対策本部で駅前の状況を把握する。 また、カメラからの映像を J:COM チャンネルでも放送し、市民、企業等が駅前の状況を映像で確認できる状態とする。
17	トランシーバー	令和元年 7 月、現地本部と駅周辺の避難誘導を行う関係団体との連絡手段の確保としてトランシーバを 30 機購入。現地本部より駅周辺の帰宅困難者対策の従事者に貸与し、情報伝達を行う。
18	東京防災アプリ	「東京都防災アプリ」は、「あそぶ」「まなぶ」「つかう」をコンセプトに、 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」をはじめ、災害への備えや災害時に役立つ多くのコンテンツ を利用できる。一般・キッズ・シニアの 3 つのモードが選択可能で、「やさしい日本語」も追加されている。 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html
19	事業所防災リーダー	大地震等発生時の、企業等での従業員の安全確保や、一斉帰宅の抑制等による混乱防止への対策、風水害への備えを目的として、東京都から企業・店舗等に対して、日ごろの防災情報や発災時の災害情報を直接届けるサービス。登録者ごとの専用ウェブページが用意され、オフィスページやメール・LINE で案内を受け取れる。 http://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1021045/index.html
20	帰宅困難者対策オペレーションシステム	発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するシステム

3) 災害時における情報連絡体制と連絡手段

災害時における情報連絡体制と連絡手段は下記のとおりとなるが、平時から通信訓練等により連絡体制を確立しておく。



《帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報例文》

【むやみに移動を開始しないことの周知】

- ・現在〇〇では、交通機関が運行を停止しています。
- ・また、各地で火災や倒壊が発生していると考えられます。このような状況下でむやみに移動をはじめると、道路の混雑により、みなさん自身が危険に巻き込まれるおそれがあるほか、消防や救急などの対応の妨げとなる可能性もあります。むやみに移動を開始せず、〇〇内でとどまっていただきますようお願いいたします。

【安否確認方法に関する情報】

- ・現在、通常の電話回線は、非常に繋がりにくくなっています。家族の方との安否確認などには、「災害用伝言ダイヤル171」を活用することができます。使い方は、171にダイヤルして、ガイダンスに従ってください。また、通信各社の「災害用伝言板」も活用できます。

【被害状況に関する情報】

- ・ただ今の地震により（被害場所・被害施設）が（破損・故障）しました。（被害場所・被害施設）をご利用の皆様は（被害場所）へは近づかないようにお願いします。

【鉄道等の公共交通機関に関する情報】

- ・大きな地震の影響により、中央線を含め、首都圏の JR 線は運転を見合わせています。被害状況・安全点検等により、復旧のめどはたっていません。

【帰宅にあたって注意すべき情報】

- ・公共交通機関は停止していますので、徒歩で帰ることのできる方は気をつけてお帰りください。帰ることができない方は係員の指示に従い、〇〇内で待機してください。

【支援情報】

- ・みなさまを安全に待機できる場所としての一時滞在施設等の開設を進めています。
- ・みなさまを受入れる一時滞在施設（一晚滞在施設）の準備が整いました。一時滞在施設（一晚滞在施設）受付カードをお配りしますので、移動を開始してください。

【余震情報】

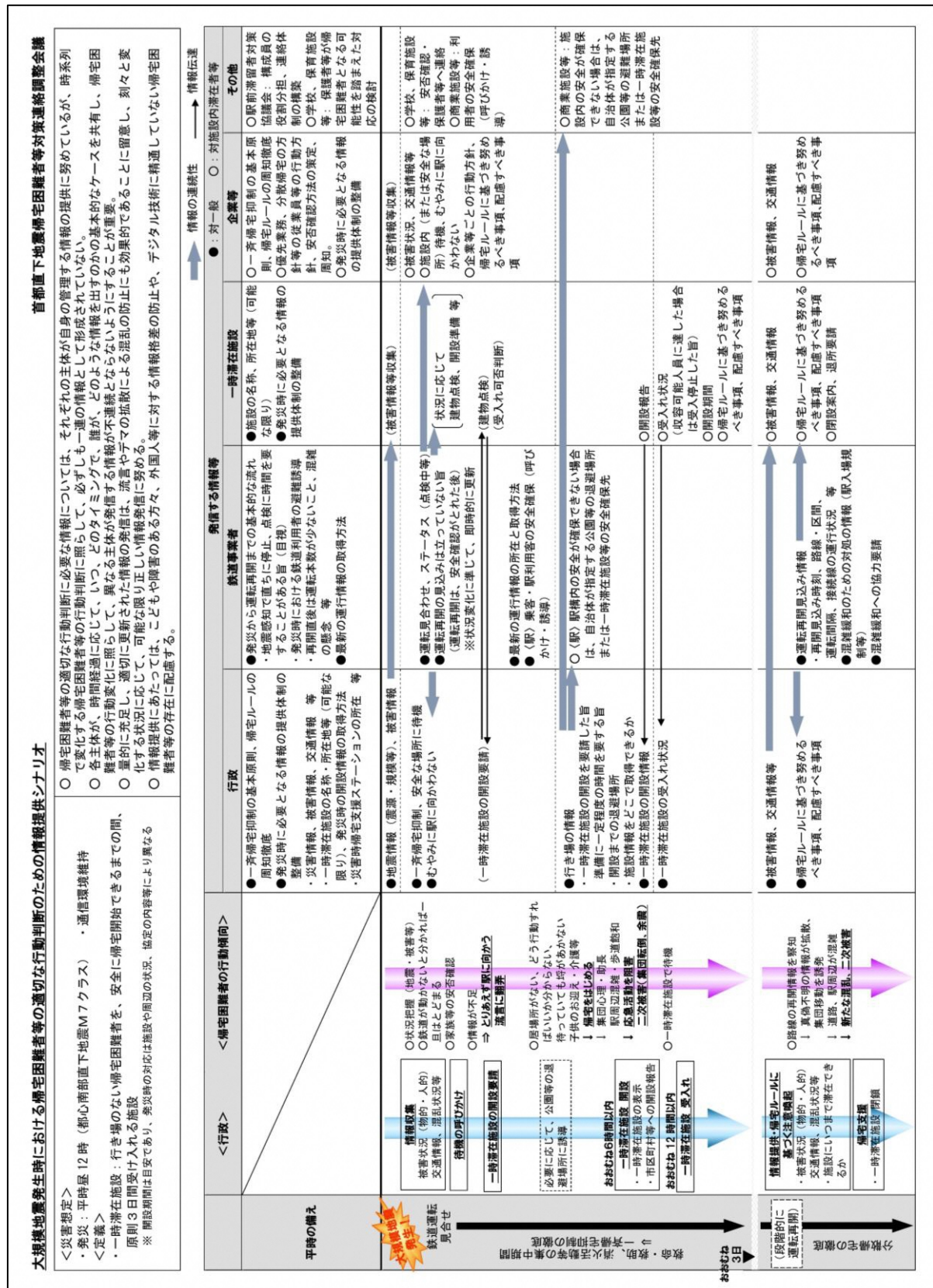
- ・駅構内について、落下物等被害状況の確認を行っています。余震の可能性もあるため、落下物等に注意し、この場所で待機してください。

【気象情報】

- ・当地域に〇〇警報がでました。今後の気象情報に注意してください。

5) 参考資料

大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ



「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（令和6年7月内閣府）より。

4 徒歩帰宅者への支援・帰宅困難者の搬送

家族等が被災した人や自宅が近くにある人は、自宅に向かって発災後短時間のうちに徒歩帰宅を始める可能性が高い。

円滑な徒歩帰宅を支援するために、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施、路上危険物への対応、救急・救護体制を検討する。

- 1) 災害時帰宅支援ステーション
- 2) 赤十字エイドステーション
- 3) 徒歩帰宅者への情報提供
- 4) 路上危険物への対応
- 5) 救急・救護体制等の検討
- 6) 帰宅困難者の搬送

1) 災害時帰宅支援ステーション

九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどの事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、大規模災害時の帰宅困難者支援対策を共同で取り組んでいる。

支援内容としては、大規模災害時で交通途絶の場合、徒歩帰宅者に水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供を行うことになっている。

平時からこれら施設が災害時における支援場所であること等（支援内容や、協定を結んでいるところには特定のステッカーが貼られていること等）を広報しておく必要がある。

令和5年10月末現在

区分	店舗名
コンビニエンスストア	●セブン-イレブン ●デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ニューヤマザキデイリーストア ●ミニストップ ●ローソン ●ローソンストア 100 ●ナチュラルローソン ●生活彩家ポプラ 等
ファーストフード ファミリーレストラン	●吉野家 ●山田うどん食堂 ●デニーズ ●天井てんや ●ロイヤルホスト ●モスバーガー ●カレーハウス CoCo 壱番屋 ●TGI フライデーズ ●焼肉の和民 ●和食処サガミ ●味の民芸 ●和食さと ●ミスタードーナツ ●タリーズコーヒー 等
居酒屋チェーン	●三代目鳥メロ ●旨唐揚げと居酒屋メシ ●ミライザカさかなや道場 ●はな（花）の舞 等

区分	店舗名
カラオケスペース	●カラオケバンバン ●カラオケまねきねこ ●カラオケ館 ●ビッグエコー ●カラオケ ALL ●カラオケの鉄人 ●カラオケパセラ ●カラオケマック ●カラオケモコモコ ●カラオケルーム歌広場 ●コート・ダジュール ●JOYSOUND 等
その他の商店等	●快活 CLUB ●ナポリの窯 ●オートバックス ●ケアパートナー
ガソリンスタンド	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県石油商業組合加盟のガソリンスタンド
その他	東京都内では、全都立学校、日産系自動車販売店、トヨタ自動車系販売店、東京都農業協同組合中央会、株式会社マツダ 神奈川県内では、日産系自動車販売店、神奈川トヨタ自動車株式会社、生活協同組合ユーコープ、株式会社関東マツダ等 埼玉県内では、株式会社関東マツダ

防災首都圏ネット ホームページより。

協定に基づくサービス提供店舗を「災害時帰宅支援ステーション」といい、下記のステッカーを店舗入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションステッカー



その他（ガソリンスタンド）



2) 赤十字エイドステーション

日本赤十字社東京都支部が帰宅支援道路に徒歩帰宅者を支援するための赤十字エイドステーションを設置する。このことについても事前に周知を図る。

番号	名称	住所	最寄駅
1	狛江市和泉多摩川 A S	狛江市元和泉 3-6	小田急線 和泉多摩川駅
2	西東京市田無神社 A S	西東京市田無町 3-7-4	西武新宿線 田無駅
3	調布市北口 A S	調布市布田 1-48-2	京王線 調布駅
4	府中市白糸台 A S	府中市朝日町 3-16-1	京王線 飛田給駅
5	立川市砂川町 A S	立川市砂川町 1-41-5	多摩都市モノレール 砂川七番駅
6	武蔵野市八幡町 A S	武蔵野市八幡町	西武新宿線 西武柳沢駅

*都心部（区部）から多摩地区等への徒歩帰宅者が多数利用することが予想される。

3) 徒歩帰宅者への情報提供

立川市においては東京都災害情報システム（DIS）を設置しているため、東京都全体の人的被害や建物被害等を把握することは可能であるが、道路の混雑状況を広域で収集することは困難である。立川市は各機関の情報を集約し、徒歩帰宅者へ混雑情報を提供する必要がある。

混雑状況等については、道路地図等による情報提供が望ましいが、どのような手段で印刷して、誰がどこで情報を提供するかなどの具体的手段を予め決めておく必要がある。

立川駅前については、平成 25 年度に南北デッキに設置した防災カメラにより、立川市災害対策本部等で状況を把握する。

また、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムで得られる情報も活用しながら、徒歩帰宅者へ混雑情報等を提供する。

4) 路上危険物への対応

東京都及び立川市は、住民の避難路、緊急車両等のための通行路を確保するため、緊急交通路等の交通規制を行う路線、緊急輸送ネットワーク路線、避難場所に接続する応急対策活動のための道路路線について障害物の除去を行う。

立川市では災害対策本部の道路対策班が中心となって障害物を除去することになるが、建物等の倒壊による道路閉塞が災害時では同時多発的に発生するため、市職員だけの作業では早期の除去は困難となる。

そのため、平成 20 年 3 月に立川市建設業四団体連合会（建設業・上下水道・造園・電業）と「災害時等の応急活動の協力に関する協定」を締結して、市から要請を受けて連合会は災害時における道路障害物の除去活動を行うことになる。

また、東京都が指定している緊急輸送道路の中で特に重要度が高い「特定緊急輸送道路」及び立川駅から特定緊急輸送道路に接続している第二次、第三次の緊急輸送道路三路線については、沿道建築物の耐震化を進めていく。

5) 救急・救護体制等の検討

立川市内の災害拠点病院・災害拠点連携病院及び主な災害医療支援病院は、国立病院機構災害医療センター、共済立川病院、立川相互病院、立川中央病院、川野病院の 5 箇所である。なお、国立病院機構災害医療センターについては、災害医療に関する国の広域災害医療の基幹施設となる。

立川市は、災害発生時に上記 5 か所の指定病院、立川市三師会災害対策本部（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と連携し、指定病院前に緊急医療救護所を設置し、救急・救護活動を行う。なお、救急・救護体制や活動内容等は、立川市地域防災計画に基づいて行う。

災害拠点病院・災害拠点連携病院及び主な災害医療支援病院は負傷者等が殺到する可能性があり、また病院施設、医療機器の損壊や入院患者等への対応に追われ、災害による負傷者へ十分な対応ができないことも予想される。そのため、立川市と災害拠点病院・災害拠点連携病院及び主な災害医療支援病院は地域系防災行政無線等の通信手段を活用して、負傷者の受入状況等を随時確認したうえで、救急・救護に対する情報を提供する。

6) 帰宅困難者の搬送

J R 立川駅の1日あたりの乗車人員は144,457人（令和4年度）であり、鉄道が運行停止した場合の影響は大きい。平常時においても事故等で鉄道が一時不通となった場合は、他の交通機関との連携により振替輸送を実施しているが、大規模地震が発生した場合はすべての公共交通機関が一斉に停止することが予想される。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会では、バス等による本格的な代替輸送の開始を発災後おおむね4日以降を目途に行うことを想定していることから、可能な範囲でバスによる代替輸送がどのように実施できるかを継続して検討していく必要がある。

最初の3日間は救助、救出活動等の災害応急対応を中心に対応するため、想定される駅周辺の帰宅困難者数（11,450人）に対応できる備蓄品や一時滞在施設の確保等が必要となる。可能な範囲でバスによる代替輸送がどのように実施できるかを継続して検討していく必要がある。

また、大半のバス路線が警視庁の緊急交通路に指定されている道路（二次規制道路）を通行するため、緊急交通路との関係性についても整理する必要がある。

さらに、東日本大震災で経験したとおり、市内に甚大な被害が発生しない場合であっても鉄道が運行を停止した場合は幹線道路を中心として長時間にわたり渋滞が発生する。

立川市に甚大な被害が発生する地震の際は、東日本大震災以上の大渋滞となることが予想される。災害時に車の使用を抑えることの徹底が災害応急対応及びバス運行の重要な要素となる。

帰宅困難者等の代替輸送については、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告で代替輸送の考え方、搬送シミュレーションが示されている。

また、タクシーの利用希望者がタクシー乗り場に長い列をつくることが予想されるが、普段と異なりタクシーを長時間待つこととなる。そのため、1人が1台に乗車するのではなく、行先別で整列し、できる限り行先が同方向の者が相乗りにより帰宅することが望ましい。

そのため、タクシー協会等と事前に災害時の対応を調整しておく必要がある。

5 事業計画

1) 事業計画

駅前滞留者、帰宅困難者への事前対策として行う設備等の整備については次のスケジュールですめる。

番号	施設整備名	場所	区分	実施主体	内容	実施期間
1	固定系防災行政無線整備 【デジタル化】	市内全域	情報	立川市	無線をデジタルに更新、音声子局の増	対応済
2	固定系防災行政無線整備 【デジタル化】	立川駅南北デッキ	情報	立川市	文字表示子局を2局設置	対応済
3	地域系防災行政無線整備 【デジタル化】	交通機関、病院、放送機関ほか	情報	立川市	地域系防災行政無線の二期工事で55局を設置	対応済
4	防災カメラの設置	立川駅南北デッキ	情報	立川市	災害時の駅周辺状況把握のためカメラを設置	対応済
5	立川駅周辺建築物の耐震化	駅を起点とする3路線	避難路確保	立川市 建物所有者	3路線沿道建築物の耐震化	H23.9.13～
6	タクロス広場	立川駅北口西地区	避難路確保	立川市 事業者	災害時の避難路としての整備	対応済
7	帰宅困難者用の備蓄	子ども未来センター	一時滞在施設	立川市	食料、水、毛布等を備蓄	H25.4.1～
8	帰宅困難者用の備蓄	女性総合センター	一時滞在施設	立川市	水・食料・救急セット等を備蓄	H26.4.1～
9	帰宅困難者用の備蓄	立川競輪場	一時滞在施設	立川市	食料、毛布等を備蓄	H26.4.1～
10	帰宅困難者用の備蓄	多摩広域防災倉庫	備蓄品保管場所	東京都	食料、水、ブランケット、トイレ等を備蓄	H29.6.1～
11	立川駅街路灯LED 無停電電源装置の設置	立川駅周辺	避難路確保	立川市	立川駅前の街路灯について無停電化を図る	対応済

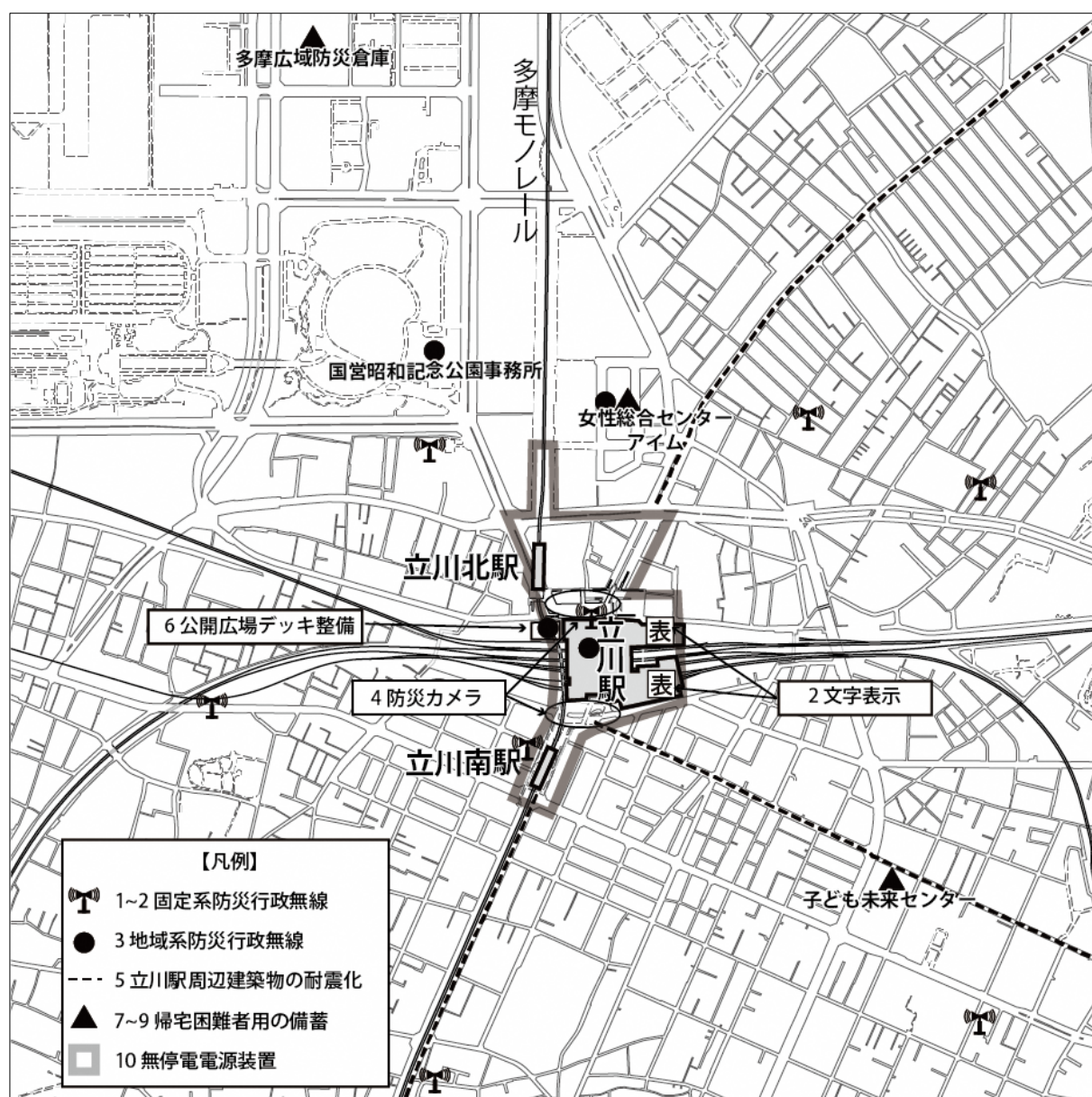
＊ 5 の立川駅周辺建築物の耐震化のほか、市内の第一次緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）沿道の建築物についても、同期間に耐震化助成制度を活用して耐震化を進める。

＊11 の立川駅街路灯ＬＥＤ無停電電源装置については、立川市内の街路灯をＬＥＤ照明に改修する際に、立川駅前の街路灯について無停電化を図るものである。無停電電源装置内蔵ＬＥＤ街路灯に関わる灯具仕様等は、次のとおり。

無停電電源装置内蔵 ＬＥＤ街路灯に関わる 灯具仕様	停電時に自動蓄電池に切り替わる機能を有する。
	蓄電池による夜間点灯時間を２４時間以上とする。
	平常時１つの灯具で対応が可能なものとする。
	立川駅北口周辺２２基 都市軸（サンサンロード）６基 立川駅南口周辺１５基

＊計画図については次ページを参照。

2) 計画図



IV 応急対策

多摩東部直下地震や立川断層帯での地震が発生し、鉄道等が運行を停止した場合は 66 ページから 93 ページまでの「IV 応急対策」により、駅前滞留者、帰宅困難者の安全確保を図る。

1 フェーズによる応急対策

立川市地域防災計画では応急対応のフェーズを即時対応期（災害発生～24 時間）、初動活動期（24 時間～72 時間）、応急活動期（72 時間～1 週間）、復旧活動期（1 週間以降）の 4 区分としているが、帰宅困難者対策は概ね 72 時間（3 日間）以内に対応が集中するため、即時対応期をさらに 3 区分に細分化して対応する。

各フェーズでの重点的に行う対策の概要

フェーズ	時間	重点的に行う対策
1	災害発生 ～ 3 時 間	身の安全の確保、人命救助、安全な場所への避難、一時滞在施設等の開設、一斉帰宅の抑制、臨時案内所の開設
2	3 時 間 ～ 6 時 間	人命救助、安全な場所への避難、一時滞在施設等の運営、情報提供、臨時案内所の開設
3	6 時 間 ～ 24 時 間	一時滞在施設等の運営、情報提供、臨時案内所の運営 帰宅支援
4	24 時 間 ～ 72 時 間	一時滞在施設の運営、情報提供、臨時案内所の運営、 帰宅支援
5	72 時間以降	情報提供、臨時案内所の運営、帰宅支援、 バスによる本格搬送

【用語の説明】

全ての施設	会社、官公庁、商業施設、アミューズメント施設、学校、保育園、幼稚園等
滞在者全員	通勤、通学、私用を問わず地震発生時に立川市内に滞在している者
行政機関	立川市、立川警察署、立川消防署
協議会	立川駅前滞留者対策推進協議会
駅周辺事業者	立川駅前滞留者対策推進協議会以外の駅周辺の事業者

○フェーズ１ 災害発生～３時間に行う対策

番号	項目	内容	対応する機関・団体
1	身の安全の確保 (72 ページ)	地震発生に伴う様々な危険から身の安全を確保する。	全ての施設 滞在者全員
2	人命救助 (72 ページ)	什器の転倒、落下、天井からの落下物、屋外広告等の落下により負傷した者の救助。	全ての施設
3	出火防止 (72 ページ)	火を扱う飲食店等は特に注意する。火災が発生した際は初期消火を行う。	全ての施設
4	施設の安全確認 (73 ページ)	施設全体、施設内部、設備等の安全点検を行い、被害が大きい場合は施設近隣の安全な場所へ避難誘導を行う。	全ての施設
5	安全な場所への誘導 (74 ページ)	施設に被害があった場合や近隣で火災が発生した場合は、施設近隣の公園や空地等の安全な場所への避難誘導を行う。 施設に被害がない場合は、施設内の安全な場所で待機する。	全ての施設
6	一斉徒歩帰宅の抑制 (74 ページ)	施設に被害がない場合は、二次被害を防止するためその場に留まり、一斉徒歩帰宅を抑制する。	全ての施設 情報提供は行政機関
7	安否確認の実施 (74 ページ)	災害伝言ダイヤル、災害用伝言サービス等を利用し、家族及び従業員との安否確認を行う。	必要に応じ各自対応
8	職員参集 (77 ページ)	各機関の規定に従い災害対応に必要な職員を参集させる。	行政機関
9	現地本部の設置 (77 ページ)	駅周辺での避難誘導を行うため、関係団体、機関の職員が集合する現地本部を立川市窓口サービスセンター（立川タクロス１階）（代替：ＪＲ東日本立川総合事務所６階ＡＢＣ会議室）に設置する。	立川市、ＪＲ立川駅 協議会 駅周辺事業者
10	一時滞在施設等の開設 (79 ページ)	指定の一時滞在施設等の被害状況を確認し、一時滞在施設等を開設する。受入れ可能となった施設から順次帰宅困難者等を受入れる。指定していない施設であっても、できる限り一時滞在施設等としての利用に協力する。	立川市 公共施設 民間施設
11	一時滞在施設等への誘導 (80 ページ)	受入れが可能となった一時滞在施設等へ誘導する。	協議会 駅周辺事業者

○フェーズ2 3時間～6時間に行う対策

番号	項目	内容	対応する機関・団体
1	人命救助 (72 ページ)	什器の転倒、落下、天井からの落下物、屋外広告等の落下により負傷した者の救助。	全ての施設
2	安全な場所への誘導 (74 ページ)	施設に被害があった場合や近隣で火災が発生した場合は、施設近隣の公園や空地等の安全な場所への避難誘導を行う。 施設に被害がない場合は、施設内の安全な場所で待機する。	全ての施設
3	一斉徒歩帰宅の抑制 (74 ページ)	施設に被害がない場合は、二次被害を防止するためその場に留まり、一斉徒歩帰宅を抑制する。	全ての施設 情報提供は行政機関
4	安否確認の実施 (74 ページ)	災害伝言ダイヤル、災害用伝言サービス等を利用し、家族及び従業員との安否確認を行う。	必要に応じ各自対応
5	現地本部の運営 (77 ページ)	立川市災害対策本部から情報を収集し、関係団体、機関の職員の情報共有を図る。臨時案内所等への職員の派遣を調整する。	立川市、J R 立川駅 協議会 駅周辺事業者
6	一時滞在施設等への誘導 (80 ページ)	受入れが可能となった一時滞在施設等へ誘導する。	協議会 駅周辺事業者
7	一時滞在施設等の運営 (80～82 ページ)	帰宅困難者への情報提供、飲料水、食料、毛布等の配布、トイレの提供を行う。	公共施設 民間施設
8	情報提供 (83～85 ページ)	被害状況、公共交通機関の運行（停止）情報、危険箇所の情報、地震（余震）情報、気象情報等を適宜提供する。	一時滞在施設等 行政機関
9	臨時案内所の開設 (77 ページ)	北口 テント、ホワイトボード等の資機材はアイム内倉庫から、机、椅子等は、都市軸（サンサンロード）階段下倉庫から搬出し、立川駅北口に臨時案内所を設置する。	協議会 駅周辺事業者
		南口 テント、ホワイトボード等の資機材は東京しごとセンター多摩の地下倉庫から、机、椅子等は都市軸（サンサンロード）階段下倉庫から搬出し、立川駅南口に臨時案内所を設置する。	
10	帰宅支援 (86 ページ)	災害時帰宅支援ステーション等の情報提供。 災害時帰宅支援ステーション等では、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供。	日赤、コンビニエンスストア等 情報提供は立川市

○フェーズ3 6時間～24時間に行う対策

番号	項目	内容	対応する機関・団体
1	一斉徒歩帰宅の抑制 (74 ページ)	施設に被害がない場合は、二次被害を防止するためその場に留まり、一斉徒歩帰宅を抑制する。	全ての施設 情報提供は行政機関
2	施設内での待機 (74 ページ)	企業内に備蓄している食料、飲料水、毛布等を活用して従業員等の施設内待機を継続する。	全ての施設
3	安否確認の実施 (74 ページ)	災害伝言ダイヤル、災害用伝言サービス等を利用し、家族及び従業員との安否確認を行う。	必要に応じ各自対応
4	現地本部の運営 (77 ページ)	立川市災害対策本部から情報を収集し、関係団体、機関の職員の情報共有を図る。臨時案内所等への職員の派遣を調整する。	立川市、J R 立川駅 協議会 駅周辺事業者
5	一時滞在施設等への誘導 (80 ページ)	受入れが可能となった一時滞在施設等へ誘導する。	協議会 駅周辺事業者
6	一時滞在施設等の運営 (80～82 ページ)	帰宅困難者への情報提供、飲料水、食料、毛布等の配布、トイレの提供を行う。	公共施設 民間施設
7	情報提供 (83～85 ページ)	被害状況、公共交通機関の運行（停止）情報、危険箇所の情報、地震（余震）情報、気象情報等を適宜提供する。	一時滞在施設等 行政機関
8	臨時案内所の運営 (77 ページ)	立川駅南北に設置した臨時案内所で一時滞在施設等の開設状況、公共交通機関の運行（停止）情報や危険箇所等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。	協議会 駅周辺事業者
9	帰宅支援 (86 ページ)	災害時帰宅支援ステーション等の情報提供。災害時帰宅支援ステーション等では、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供。	日赤、コンビニエンスストア等 情報提供は立川市

○フェーズ４ 24 時間～72 時間に行う対策

番号	項目	内容	対応する機関・団体
1	施設内での待機 (74 ページ)	企業内に備蓄している食料、飲料水、毛布等を活用して従業員等の施設内待機を継続する。	全ての施設
2	現地本部の運営 (77 ページ)	立川市災害対策本部から情報を収集し、関係団体、機関の職員の情報共有を図る。臨時案内所等への職員の派遣を調整する。	立川市、ＪＲ立川駅 協議会 駅周辺事業者
3	一時滞在施設等の運営 (80～82 ページ)	帰宅困難者への情報提供、飲料水、食料、毛布等の配布、トイレの提供を行う。	公共施設 民間施設
4	情報提供 (83～85 ページ)	被害状況、公共交通機関の運行（停止）情報、危険箇所の情報、地震（余震）情報、気象情報等を適宜提供する。	一時滞在施設 行政機関
5	臨時案内所の運営 (77 ページ)	立川駅南北に設置した臨時案内所で一時滞在施設の開設状況、公共交通機関の運行（停止）情報や危険箇所等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。	協議会 駅周辺事業者
6	帰宅支援 (86 ページ)	災害時帰宅支援ステーション等の情報提供。災害時帰宅支援ステーション等では、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供。	日赤、コンビニエンスストア等 情報提供は立川市

○フェーズ5 72 時間以降に行う対策

番号	項目	内容	対応する機関・団体
1	情報提供 (83～85 ページ)	被害状況、公共交通機関の運行（停止）情報、危険箇所の情報、地震（余震）情報、気象情報等を適宜提供する。	一時滞在施設 行政機関
2	臨時案内所の運営 (77 ページ)	立川駅南北に設置した臨時案内所で一時滞在施設の開設状況、公共交通機関の運行（停止）情報や危険箇所等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。	協議会 駅周辺事業者
3	帰宅支援 (86 ページ)	災害時帰宅支援ステーション等の情報提供。災害時帰宅支援ステーション等では、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供。	日赤、コンビニエンスストア等 情報提供は立川市
4	バスによる本格搬送 (86～91 ページ)	鉄道の代替手段として、バスによる本格的な帰宅困難者の搬送を実施する。	各バス会社

2 応急対策の実施

1) 身の安全の確保【全ての施設、滞在者全員】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

地震発生に伴う様々な危険から身の安全を確保する。

緊急地震速報を見聞きしたとき、または大きな地震の揺れを感じたときは、何をおいても身の安全を第一に行動する。自宅、職場、外出しているとき、乗り物に乗っているときなど様々な場所や場面においても「まずは頭を守る」ことに専念する。

2) 人命救助【全ての施設】

フェーズ 1～2（発災直後～6 時間）

什器の転倒、落下、天井からの落下物、屋外広告等の落下により負傷した者の救助。

自分自身の身の安全が確保できた後は、自分の周囲にいる人が負傷していないかを確認する。救助が必要な人がいる場合は救出、救助活動を行う。人手が足りない場合は大声で助けを求める。

災害時は病院自体も被災する可能性があり、また大勢の負傷者が発生し病院等の医療機関に殺到することが予想される中、救急・救護活動を行う。

立川市内の緊急医療救護所は次の 5 箇所である。なお、「国立病院機構災害医療センター」については、災害医療に関する国の広域災害医療の基幹施設となる。

番号	医療機関名	住所	電話番号	無線番号
1	国立病院機構災害医療センター (災害拠点病院)	立川市緑町 3256	042-526-5511	131
2	共済立川病院 (災害拠点病院)	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	132
3	立川相互病院 (災害拠点連携病院)	立川市緑町 4-1	042-525-2585	135
4	立川中央病院 (災害医療支援病院)	立川市柴崎町 2-17-14	042-522-7171	133
5	川野病院 (災害医療支援病院)	立川市錦町 1-7-5	042-522-8161	134

3) 出火防止【全ての施設】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

火を扱う飲食店等は特に注意する。火災が発生した際は初期消火を行う。

都市部で大地震が発生した場合、火災の発生が更に被害を拡大させる。同時多発的に火災が発生した場合、平常時と同じ消火活動を消防署や消防団が行うことは困難となる。そのため、出火した場合、大声で火災の発生を周囲に伝え施設内の消火栓や消火器、また地域に配備してある消火器で初期消火を行う。けが人や逃げ遅れた人がいた場合は安全な場所へ避難させる。

初期消火活動にも限界があるため、火が天井に回った場合は消火をあきらめ避難する。

4) 施設の安全確認【全ての施設】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

施設全体、施設内部、設備等の安全点検を行い、被害が大きい場合は施設近隣の安全な場所へ避難誘導を行う。「施設の安全点検のためのチェックシート」（事業所における帰宅困難者対策ガイドライン 令和 6 年 7 月 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）を参考として施設の安全確認を行う。

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）			
点検項目	点検内容	判定（該当）	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体			
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	建物を退去 建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）			
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。	立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	要注意/要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。	要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。	要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。	要注意/要修理 要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。 書類等が散乱している。	要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等			
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） 照明が消えている。 空調が停止している。	代替手段の確保/要復旧 →（例）非常用電源を稼働
2	エレベータ	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →（例）備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。	使用中止/代替手段の確保/要復旧 →（例）災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。	立入禁止/要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →（例）衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している	代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。（通行不可である。）	要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

5) 安全な場所への誘導【全ての施設】

フェーズ 1～2（発災直後～6 時間）

施設に被害があった場合や近隣で火災が発生した場合は、施設近隣の公園や空地等の安全な場所への避難誘導を行う。施設に被害がない場合は、施設内の安全な場所で待機する。

6) 一斉徒歩帰宅の抑制【全ての施設、情報提供は行政機関】

フェーズ 1～3（発災直後～24 時間）

施設に被害がない場合は、二次被害を防止するためその場に留まり、一斉徒歩帰宅を抑制する。

市からは固定系防災行政無線、SNS 等、防災情報メール、緊急速報メール、FMたちかわ、J:COM チャンネル等の情報伝達手段を活用して、一斉徒歩帰宅の抑制を呼び掛ける。

7) 安否確認の実施【必要に応じ各自対応】

フェーズ 1～3（発災直後～24 時間）

災害伝言ダイヤル、災害用伝言サービス等を利用し、家族及び従業員との安否確認を行う。

8) 施設内での待機【全ての施設】

フェーズ 3～4（6 時間～72 時間）

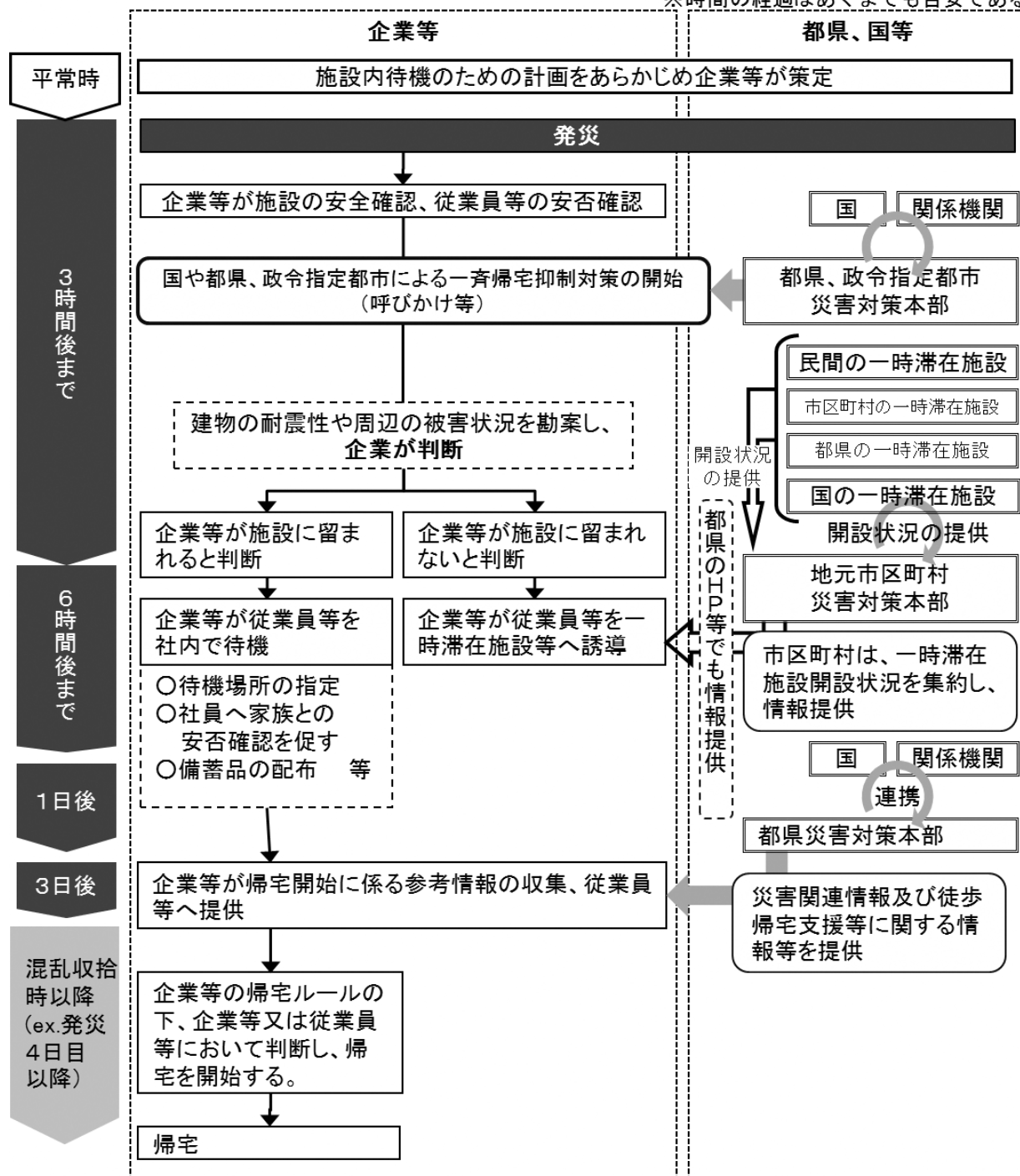
企業内に備蓄している食料、飲料水、毛布等を活用して従業員等の施設内待機を継続する。

上記の5)、6)、7)、8)については「一斉帰宅抑制のフロー（例）」及び「大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー（例）」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告 平成 24 年 9 月）を参考として対応する。

一斉帰宅抑制のフロー（例）

「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」平成24年9月より

※時間の経過はあくまでも目安である



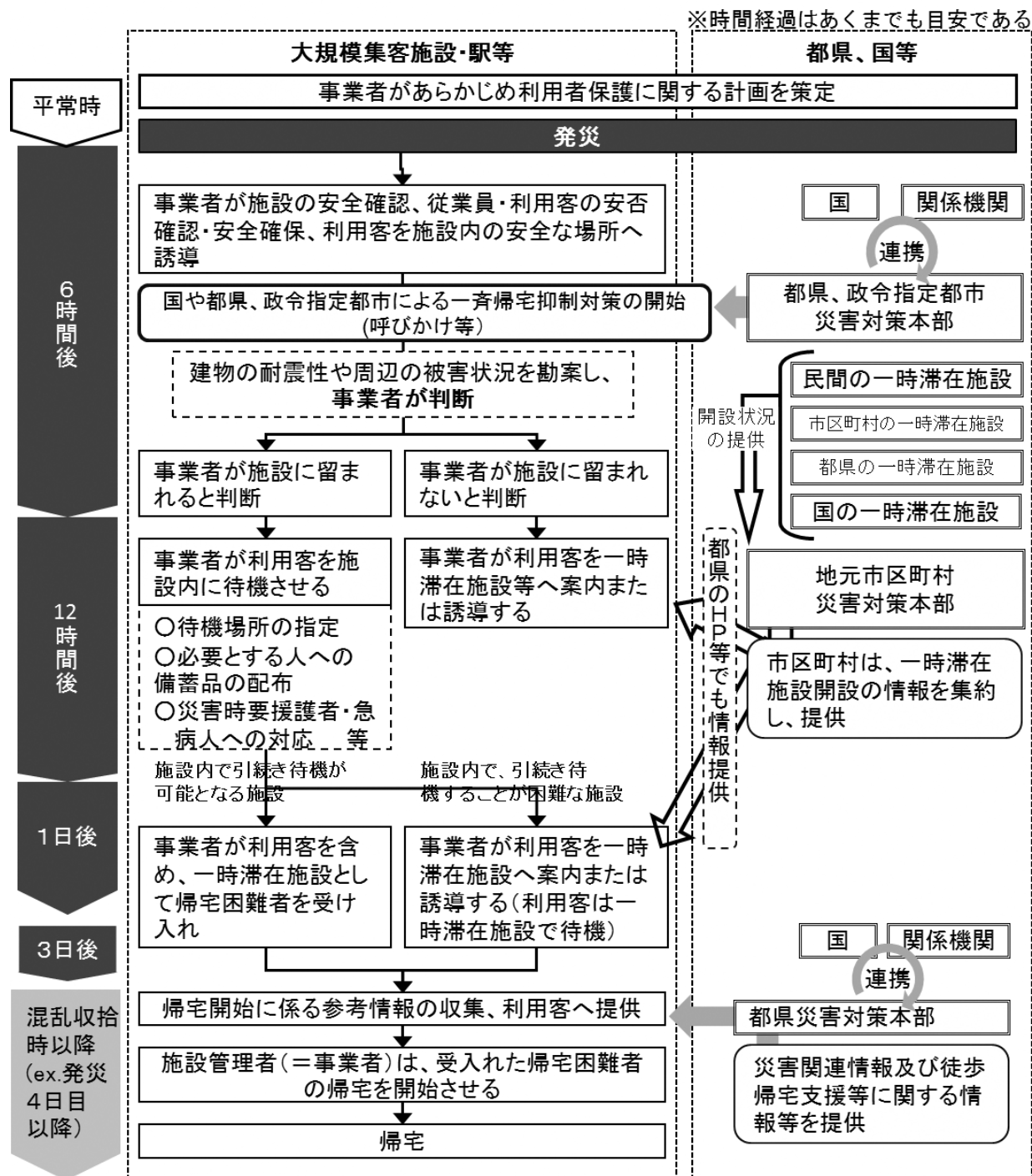
災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー（例）

「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」平成24年9月より



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

9) 職員参集【行政機関、公共交通機関】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

各機関の規定に従い災害対応に必要な職員を参集させる。

立川市では震度 4～5 弱の地震が発生した場合は危機管理体制となり、危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び被害の応急措置を実施する。防災課、生活安全課職員及び都市整備部、環境下水道部、福祉保健部のあらかじめ指定した職員が参集する。

震度 5 強以上の地震が発生した場合は災害対策本部を設置するとともに、全職員が参集し応急活動を実施する。

なお、職員参集については職員参集メールを活用し、参集の可否及び参集までの時間を集約する。他の行政機関においての規定や計画等に従い職員を参集させる。

10) 駅前滞留者対策現地本部の設置【協議会、立川市、J R 立川駅、駅周辺事業者】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

駅周辺での避難誘導を行うため、関係団体、機関の職員が集合する現地本部を、立川市窓口サービスセンター（立川タクロス 1 階）〈代替として J R 東日本立川総合事務所 6 階 A B C 会議室〉に設置する。

11) 駅前滞留者対策現地本部の運営【協議会、立川市、J R 立川駅、駅周辺事業者】

フェーズ 2～4（3 時間～72 時間）

立川市災害対策本部から情報を収集し、関係団体、機関の職員の情報共有を図る。臨時案内所等への職員の派遣を調整する。

なお、立川市災害対策本部及び関係機関との連絡手段として地域系防災行政無線を使用するため、現地本部に出向く市職員は無線機を必ず携行する。

12) 臨時案内所の開設【協議会、駅周辺事業者】

フェーズ 2（3 時間～6 時間）

立川駅北口は、女性総合センターアイムからテント、都市軸（サンサンロード）階段下倉庫から机、椅子等を搬出、立川駅南口は、東京しごとセンター多摩の地下倉庫からテント等を搬出し、それぞれ臨時案内所を設置する。

北口臨時案内所は倉庫の近くであるが、南口臨時案内所まではデッキ、駅自由通路を経由して机、椅子を運搬するため、一定の人員が必要となる。

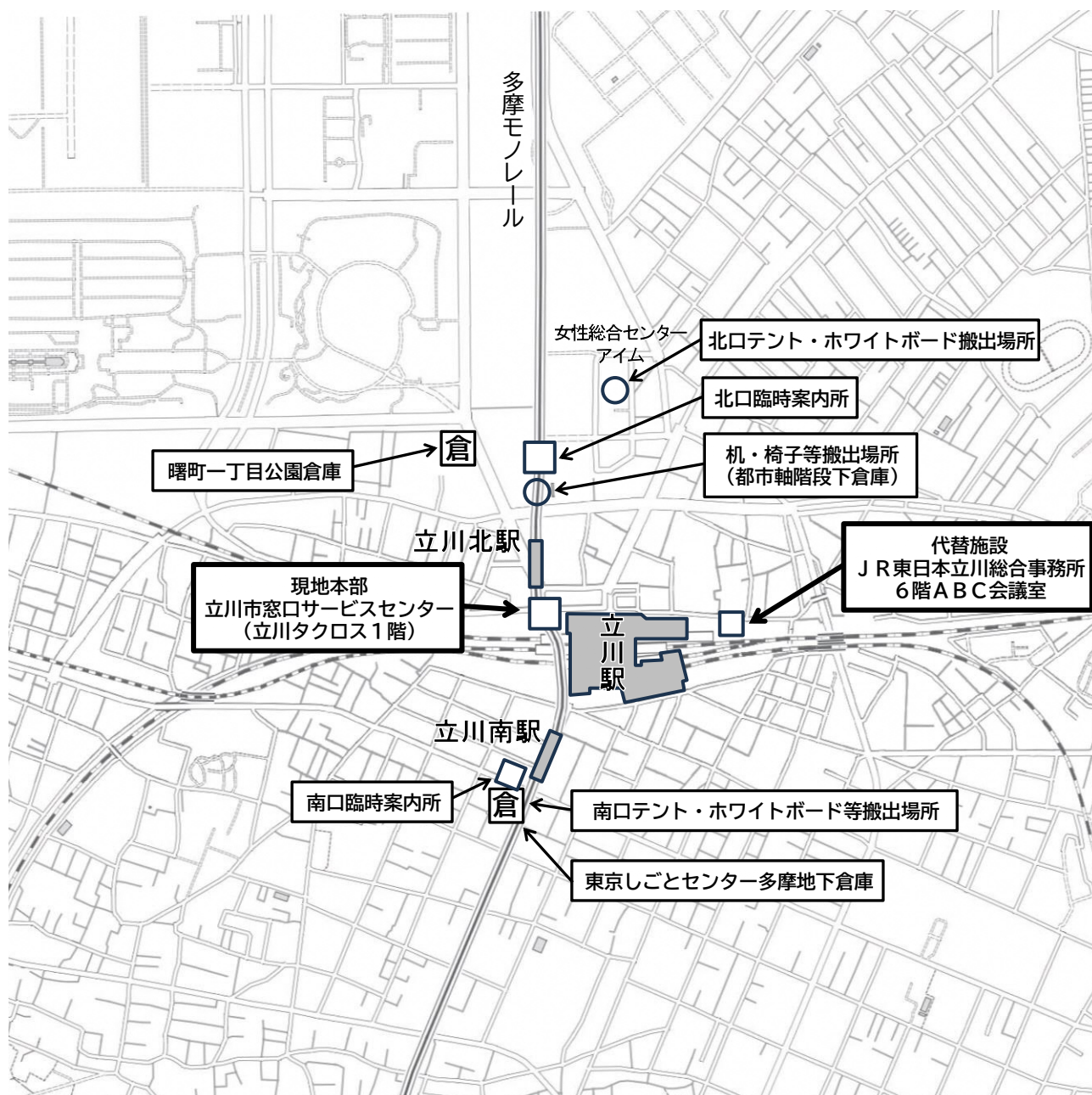
13) 臨時案内所の運営【協議会、駅周辺事業者】

フェーズ 3～5（6 時間以降）

立川駅南北に設置した臨時案内所で一時滞在施設等の開設状況、公共交通機関の運行（停止）情報や危険箇所等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。

16) の「情報提供」を参照。

現地本部及び立川駅南北臨時案内所



14) 一時滞在施設等の開設【立川市、公共施設、民間施設】

フェーズ 1（発災直後～3 時間）

指定の一時滞在施設の被害状況を確認し、開設する。受入れ可能となった施設から順次帰宅困難者等を受入れる。指定していない施設であっても、できる限り一時滞在施設として開設し協力する。

立川駅帰宅困難者一時滞在施設 令和 6 年 4 月現在

番号	名称
1	国営昭和記念公園（総合案内所、花みどり文化センター）
2	女性総合センター
	中央図書館
3	柴崎学習館
4	総合福祉センター（社会福祉協議会）
5	柴崎市民体育館
6	たましん RISURU ホール(市民会館)（地域文化振興財団）
7	子ども未来センター
8	立川駅自由通路
9	ホテルメッツ立川
10	東京都農林水産振興財団（立川庁舎）
11	都立立川国際中等教育学校
12	立川高等学校
13	都民防災教育センター（立川防災館）
14	立川競輪場
15	アレアレア 2
16	ホテルエミシア東京立川
17	立川ホテル
18	多摩信用金庫本店（本部棟 4 階）
19	河合塾 立川校
20	応現院
21	ホテル日航立川東京
22	SuperD' STATION 立川店
23	立川都税事務所
24	立川拘置所
25	トヨタモビリティ東京立川店
26	東京しごとセンター多摩
27	大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校

立川駅帰宅困難者一晩滞在施設 令和6年4月現在

番号	名称
1	ファーレ立川センタースクエア
2	ウイング高松
3	IKEA 立川
4	立川地方合同庁舎
5	立川タクロス

15) 一時滞在施設等への誘導【協議会、駅周辺事業者】

フェーズ1～3（発災直後～24時間）

受入れが可能となった一時滞在施設等へ誘導する。

なお、立川駅周辺で延焼火災が発生し、早急に駅前滞留者の避難、誘導が必要となった場合は延焼の危険がない区域（屋外）である、北口であれば国営昭和記念公園（広域避難所）またはサンサンロード（都市軸）へ、南口であれば諏訪の森公園へ誘導する。

16) 一時滞在施設等の運営【立川市、公共施設、民間施設】

フェーズ2～4（3時間～72時間）

帰宅困難者への情報提供、飲料水、食料、毛布等の配布、トイレの提供を行う。

① 帰宅困難者への情報提供

一時滞在施設等は、地震情報、施設周辺の被害状況、鉄道等の運行情報や一時滞在施設等の開設運営情報について、帰宅困難者へ情報提供を行う。情報提供方法は、ホワイトボードによる情報掲示だけでなく、トランジスタメガホン等でアナウンスする。

また、情報提供場所やその内容について平常時から検討しておく。

② 飲料水の提供

立川断層帯地震が発生した場合、上水道は市内で28.1%が断水する被害想定となり、一時滞在施設等において、帰宅困難者に対して備蓄している飲料水の提供を行う。なお、備蓄している飲料水が足りない場合は、近隣の一次避難所（各小中学校）の応急給水タンク等を活用する。

また、東京都多摩広域防災倉庫において、帰宅困難者向けの飲料水を備蓄しているが、市一時滞在施設や一晩滞在施設に使用することを想定している。

番号	名称	飲料水の提供
1	国営昭和記念公園 (総合案内所、花みどり文化センター)	国営昭和記念公園内に50tの飲料用貯水槽あり。
2	女性総合センター、中央図書館	保管している飲料水を提供。
3	柴崎学習館	第一小学校又は柴崎浄水所の飲料水を活用する。柴崎浄水所は給水拠点施設。

番号	名称	飲料水の提供
4	総合福祉センター（社会福祉協議会）	第四小学校又は国営昭和記念公園の飲料水を活用する。
5	柴崎市民体育館	柴崎体育館には 20 t の応急給水タンクあり。
6	市民会館 子ども未来センター	子ども未来センター地下防災倉庫に、飲料水あり。
7	東京都多摩広域防災倉庫	飲料水を保管。

*参考：駅周辺の一次避難所（各小中学校）等の応急給水タンク（各校 20 t の水を備蓄している）、飲料用貯水槽等

③ 食料、毛布の配布

一時滞在施設等において、帰宅困難者に対して備蓄している食料、毛布の提供を行う。

また、東京都多摩広域防災倉庫において、帰宅困難者向けの食料、ブランケットが備蓄しているが、市一時滞在施設や一晩滞在施設に使用することを想定している。なお、子ども未来センターに毛布と帰宅困難者用食料としてクラッカーを備蓄している。

市一時滞在施設への運搬は立川市または災害時協定を締結している赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部、（一社）東京都トラック協会多摩支部へ運搬を要請する。なお、一晩滞在施設等の運搬は、施設管理者と協議し決定していく。

毛布は必要数が不足することも予想されるため、帰宅困難者の中でも高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者を優先して配布する。

④ トイレの使用

立川断層帯地震が発生した場合、下水道は市内で 4.4% に支障が生じる被害想定となる。一時滞在施設において、帰宅困難者に対して備蓄している簡易トイレ等の提供を行う。なお、一部の一時滞在施設では帰宅困難者に対してトイレの提供ができないことが想定される。その場合は、近隣の一次避難所（各小中学校）等の仮設トイレ、マンホールトイレを使用する。

番号	名称	トイレの使用
1	国営昭和記念公園 （総合案内所、花みどり文化センター）	災害用トイレあり。
2	女性総合センター、中央図書館	国営昭和記念公園のトイレを使用する。
3	柴崎学習館	第一小学校のトイレを使用する。
4	総合福祉センター（社会福祉協議会）	第四小学校又は国営昭和記念公園のトイレを使用する。
5	柴崎体育館（指定管理者）	第七小学校のトイレを使用する。
6	市民会館	第三小学校のトイレを使用する。
7	子ども未来センター	第三小学校のトイレを使用する。

なお、一時滞在施設の運営全体にあたっては次ページの一時滞在施設運営チェックリストの例（時系列）を参考として対応する。「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」平成 24 年 9 月より。

一時滞在施設運営チェックリストの例（時系列）

日時(発災後)	実施事項	部署・担当者 (事前記入)	対応状況 ○対応済 △対応中 ■非対応
概ね6時間 後まで	①施設の安全確認		
	チェックリストを基に施設の安全を確認する。		
	(施設の安全が確認できない場合)屋外へ避難誘導し、他の施設情報を提供する。		
	②一時滞在施設内の区域設定		
	受入者の立入禁止区域を設定する。		
	運営要員専用スペース(活動拠点・物資配布場所等)を設定する。		
	受入スペースを設定する。		
	要配慮者スペースや女性専用スペースを確保する。		
	③一時滞在施設の運営準備		
	施設の運営にあたっている従業員等が中心になって、運営組織を立ち上げる。		
	防火設備・放送設備・通信設備・非常用電源等の確認を行う。		
	備蓄物資の確認を行う。		
	散乱危険物の除去や清掃等を行う。		
	一時滞在施設であることの表示を行う。		
	施設の入口や施設内の目に触れるところに受入条件の掲示を行う。		
	設備等の状況に応じて、トイレ、給水、空調設備を確保する。		
	④通信手段の確保		
	複数の通信手段を確保し、柔軟に対応できるように努める。		
	近隣の一時滞在施設との伝令要員を確保できることが望ましい。		
	⑤一時滞在施設の開設状況の報告		
	当該一時滞在施設の開設状況を、都県または市区町村に報告する。		
概ね12時間 後まで	①帰宅困難者の把握、受入れ、受入者の受入条件を承諾した旨の署名		
	受入者用区域に帰宅困難者を誘導し、受入条件を承諾した旨の署名をしてもらう。		
	受入者名簿の帳票を作成し、日毎に運営状況を把握する。		
	②保健衛生活動		
	原則として、負傷者は最寄の病院または医療救護所へ誘導する。		
	喫煙区域や簡易トイレの使用区域を設定し、適正な衛生管理を行う。		
	ライフラインの復旧後は、トイレ等の衛生管理を行う。		
	③水、食料等の供給		
	水道施設の被害状況を確認する。		
	近隣の給水拠点の稼働状況を確認する。		
	必要に応じて給水拠点から飲料水を入手する。		
	適宜、自治体に水道施設の復旧状況を確認する。		
	水・食料の備蓄状況を把握し、計画的に備蓄を配布する。		
	④し尿処理・ごみ処理		
	水洗トイレが使用可能か否かを確認し、使用不可の場合は早期復旧に努める。		
	ごみの排出及びし尿処理のルールを確立する。		
	⑤情報の収集・伝達		
	防災関係機関から適宜、災害関連情報を収集する。		
	出入口等の見やすい場所に掲示板等を設置して、情報を提供する。		
	通話は輻輳の可能性が高いため、受入者に災害用伝言板サービスの使用を勧める。		
適宜実施	⑥受入可能人数に達した場合の報告		
	受入可能人数に達した場合は新たな受入を停止し、都県または市区町村に報告する。		
	①受入者も含めた施設の運営(共助)		
	施設管理者のみでの対応が困難な場合は、受入者に運営協力を依頼する。		
	協力を得られた受入者も含めた組織運営体制に再編成する。		
概ね4日 後以降	②帰宅支援情報の提供		
	テレビ、ラジオ、パソコン等を設置し、交通機関の運行状況等の情報を提供する。		
	代替搬送手段、安全な帰宅経路等、受入者の帰宅支援情報を提供する。		
	①帰宅誘導		
	帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅を誘導する。		
	方面別帰宅や距離に応じた時差帰宅の指示を行い、帰宅開始時の混乱防止に努める。		
	②一時滞在施設内の閉鎖		

17) 情報提供【立川駅南北臨時案内所、一時滞在施設等、行政機関】

フェーズ 2 ～ 5（3 時間以降）

被害状況、公共交通機関の運行（停止）情報、危険箇所の情報、地震（余震）情報、気象情報等を適宜提供する。

なお、立川市から情報を提供する際には立川駅南北デッキに設置する防災カメラによって、駅周辺の状況を把握したうえで、適切な情報発信手段を用いて帰宅困難者、駅前滞留者に必要な情報を提供する。

帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報（再掲）

情報の種類	具体的な情報
むやみに移動を開始しないことの周知	施設の安全が確認できた場合その場に留まり、むやみに移動を開始しないよう促す。
安否確認方法に関する情報	利用できる手段、利用方法、利用する際の留意点等
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の状況
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通しまたはいつまでは復旧しないという見通し、代替交通機関の情報等
帰宅にあたって注意すべき情報	通行不能箇所、火災延焼箇所、倒壊物・落下物による危険箇所、規制情報、混雑状況等
支援情報	食料・飲料水の配給状況、停電・断水範囲、トイレの利用可能場所、一時滞在施設等・災害時帰宅支援ステーション・救護所等の開設状況や位置、帰宅支援内容等に関する情報等
余震情報	震度、震源地等
気象情報	雨・雪等の予報、警報・注意報等

情報発信手段と提供する情報

番号	名称	内容
1	固定系防災行政無線 (一斉放送) 【立川市】	むやみに移動を開始しないことの周知、被害状況に関する情報 鉄道等の公共交通機関に関する情報 帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報
2	地域系防災行政無線 【立川市】	防災関係機関を結ぶ通信システムであり、帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報の共有を図る。
3	防災情報メール 【立川市】	安否確認方法に関する情報、被害状況に関する情報 鉄道等の公共交通機関に関する情報 帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報、余震情報、気象情報
4	市公式X 【立川市】	市内の被害情報や一時滞在施設等の開設情報などをツイートする。
5	市公式LINE 【立川市】	市内の被害情報や一時滞在施設等の開設情報など配信
6	FMたちかわ 【エフエムラジオ 立川株式会社】	むやみに移動を開始しないことの周知 安否確認方法に関する情報 被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報 帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報、余震情報、気象情報
7	J:COMチャンネル 【株式会社ジェイコム 東京多摩局】	むやみに移動を開始しないことの周知 安否確認方法に関する情報 被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報 帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報、余震情報、気象情報
8	立川駅前大型ビジョン 【スタジオアルタ】 【アレアレア】	伊勢丹ビジョンは予め作成してある案内情報と災害用伝言ダイヤルの使用を放映する。 アレアビジョンは予め作成してある案内情報を放映する。
9	J R 立川駅の 非常用ディスプレイ 【J R 東日本】	電車の運行情報等を表示する。
10	ホームページ 【各機関】	地震・気象情報、道路・鉄道情報、ライフライン情報等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。
11	トランジスタ メガホン（拡声器） 【各機関】	一時滞在施設等への誘導、交通情報、危険箇所の情報等を提供する際に使用する。
12	張り紙 【各機関】	駅、一時滞在施設等、大規模集客施設等において地震・気象情報、道路・鉄道情報、ライフライン情報等の帰宅困難者に必要な情報を提供する。

番号	名称	内容
13	チラシ 【各機関】	バスの路線図、帰宅支援マップ等を配布する。
14	エリアメール 緊急速報メール 【携帯電話 4 社】	むやみに移動を開始しないことの周知、安否確認方法に関する情報 被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報 帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報、余震情報、気象情報 ただし、一定のエリアを対象として配信されるため、立川市以外の 近隣市にもメールが配信されることになり、情報発信回数や内容など一定の配慮が必要となる。
15	文字表示局 (立川駅南北デッキ)	一時滞在施設等、交通機関運行情報などを文字で伝達する。
16	防災カメラ等	立川市災害対策本部での駅前の状況を把握する。 また、カメラからの映像を J:COM チャンネルでも放送し、市民、企業等に駅前の状況を映像で提供する。
17	トランシーバー	現地本部より駅周辺の帰宅困難者対策の従事者に貸与し、安否確認等の情報伝達を確実に実行する。

18) 帰宅支援【日赤、コンビニエンスストア等、情報提供は立川市】

フェーズ 2 ～ 5（3 時間以降）

災害時帰宅支援ステーション等の情報提供。災害時帰宅支援ステーション等では、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供。

コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校が災害時帰宅支援ステーションとなり、水道水、トイレ、帰宅支援情報を提供する。ただし、店舗の被害、従業員が対応できない場合には支援ができないこともある。

赤十字エイドステーションは五日市街道沿いに設置される予定となっており、開設後はエイドステーション近隣の公共施設の防災行政無線を通じて立川市に状況報告を行う。

19) バスによる本格搬送

フェーズ 5（72 時間以降）

鉄道の代替手段として、バスによる本格的な帰宅困難者の搬送を実施する。

発災後おおむね 4 日目以降を目途にバスによる本格搬送を実施することとなる。しかし、発災直後であっても鉄道の運行停止により、バスを乗り継ぐ方法で帰宅を考える人も相当数発生することが想定される。幹線道路を中心とした渋滞の発生、建物倒壊や火災発生による道路閉塞、緊急交通路での交通規制実施など、バスを運行する上で支障となる様々な要因が発生するが、次の点を考慮したうえで、可能な範囲でバスによる輸送を継続する。

なお、立川バス、西武バス、京王バス等が運行している路線バスと経由、到着駅の一覧については、89 ページから 91 ページを参照。

① 道路閉塞

東京都が定めている第一次緊急輸送道路等の沿道建築物は「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、耐震化を進めているが、大規模な地震により建物が倒壊し、道路を閉塞する可能性がある。

また、火災の発生により付近を通行することに危険が生じることも考えられる。そのため、路線沿線の安全が確認できるまではバスの運行は控え、安全確認後にバスの運行を再開する。

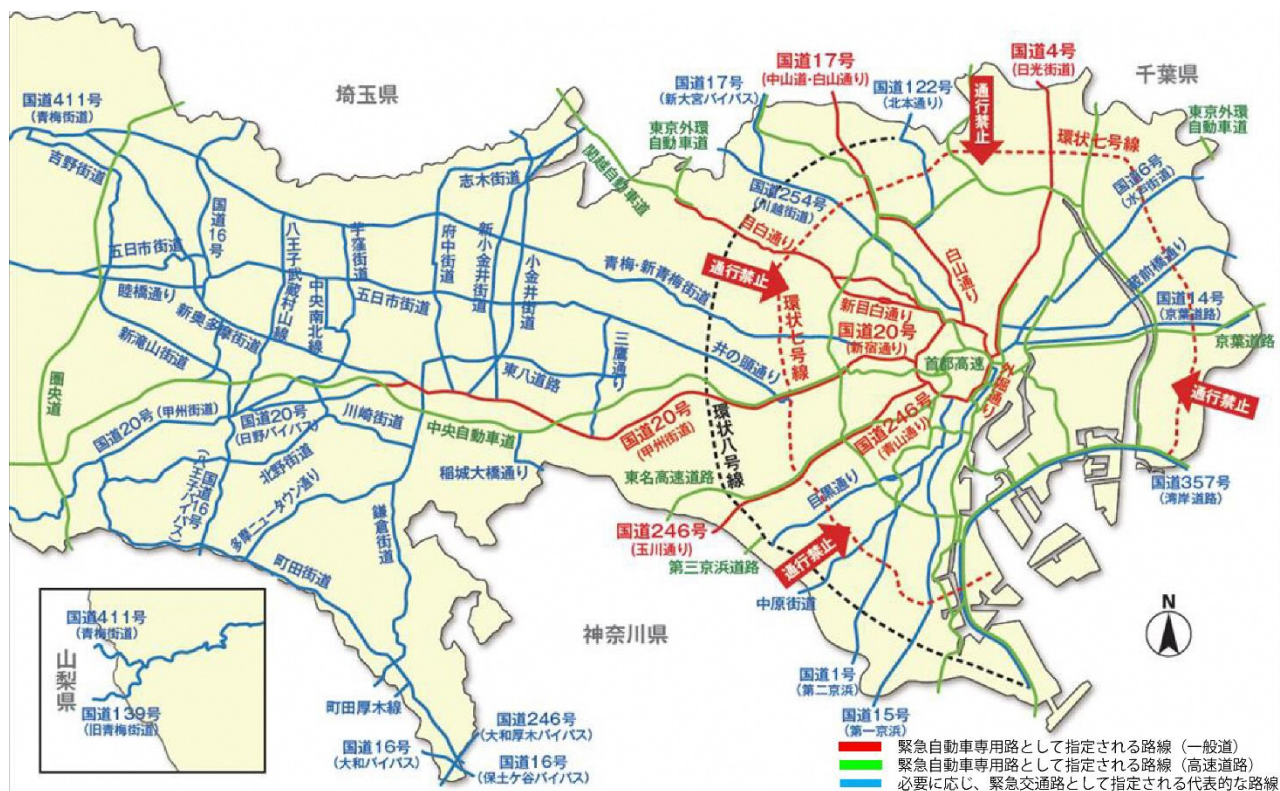
② 緊急交通路での交通規制

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、発生直後から第一次交通規制として、都心部では環状 7 号線から都心方向への車両の通行が禁止となる。環状 8 号線では都心方向への一般車両の流入抑制が行われる。

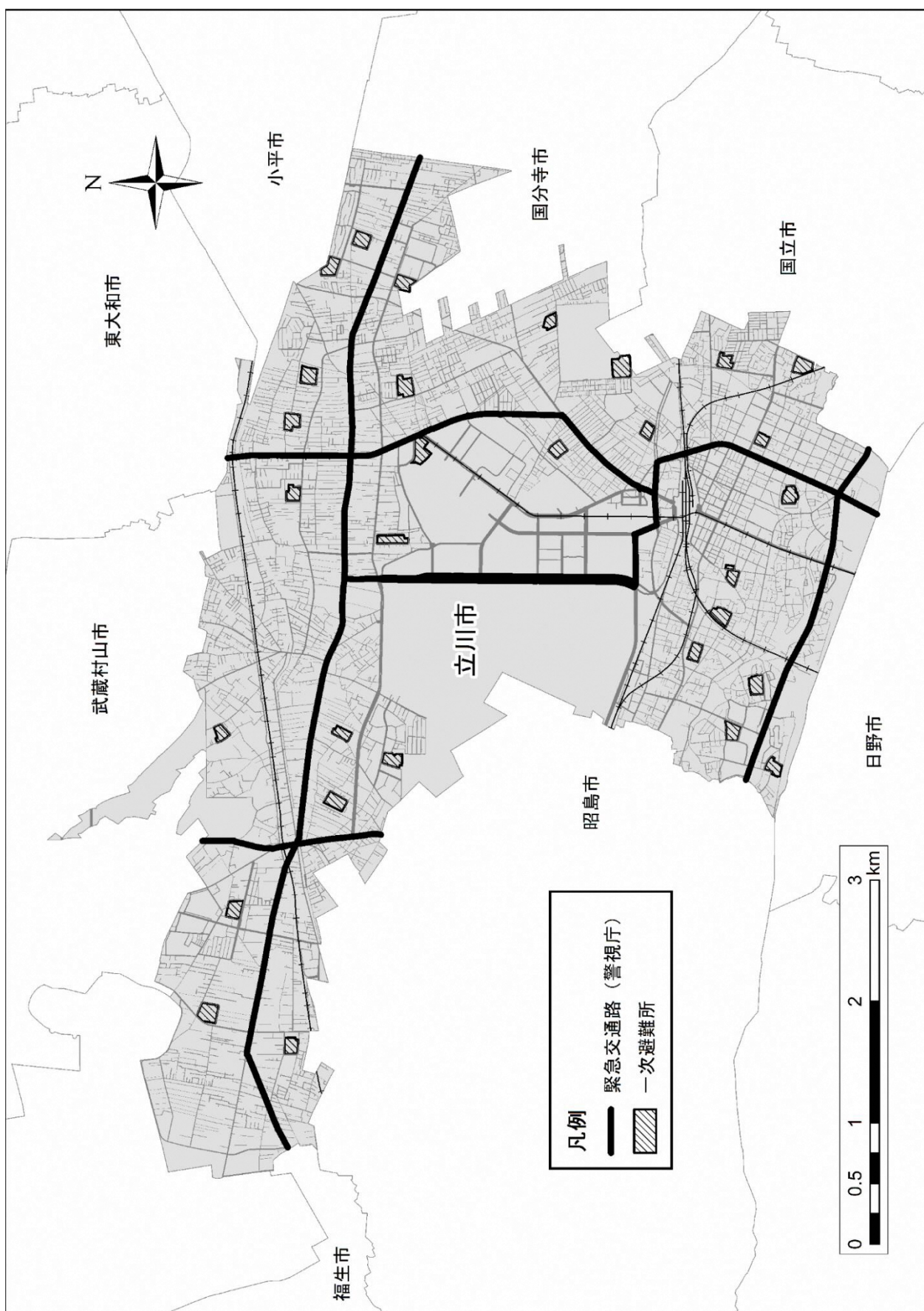
また、高速道路及び国道 4 号（日光街道他）、国道 17 号（中山道・白山通り他）、国道 20 号（甲州街道他）、国道 246 号（青山通り・玉川通り）、目白通り（都道）、外堀通り（都道）の 6 路線が「緊急自動車専用路」に指定され、一般車両の通行が禁止となる。

立川市周辺の対象となる路線は、青梅・新青梅街道、芋窪街道、五日市街道、中央南北線、八王子武蔵村山線、三ツ木八王子線、新奥多摩街道の7路線となる。

また、都内に極めて甚大な被害が生じ、広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障がある場合は、被災状況により広範囲な車両の通行禁止が行われる場合がある。



緊急交通路（立川市内）



立川駅を起点としたバス路線

○立川駅北口

乗り場	行先	バス会社	系統番号	経由、到着駅
1 番乗り場	三ツ藤住宅行	立川バス	立 11-1	武蔵砂川駅（西武）
	武蔵村山市民会館行		立 11-2	
	箱根ヶ崎駅東口行（深夜バスあり）		立 12-1	J R 箱根ヶ崎駅 武蔵砂川駅（西武）
	三ツ藤経由 箱根ヶ崎駅東口行		立 12-2	
	イオンモール行		立 13	
	イオンモール経由 箱根ヶ崎駅東口行		立 13-1	玉川上水駅（西武）
	立川市役所経由 玉川上水駅南口行 （運行本数僅少）		立 90	
2 番乗り場	立川市役所経由 東中神駅北口行	立川バス	立 16-2	J R 東中神駅
	立川市役所経由 大山団地折返場行		立 16-3	
	立川市役所経由 もくせいの杜循環行		立 19-2	
	立川市役所経由 もくせいの杜循環行		立 19-4	
	モノレール本社前経由 大山団地折返場行		立 17-3	
	モノレール本社前経由 西武蔵野行		立 19	
	モノレール本社前経由 もくせいの杜循環行		立 19-3	
	モノレール本社前経由 もくせいの杜循環行		立 19-5	
	青柳新道経由 玉川上水駅南口行		立 18-1	玉川上水駅（西武）
3 番乗り場	砂川七番経由 松中団地操車場行	立川バス	立 14	
	立川市役所経由 松中団地操車場行		立 14-2	
	柏町二丁目経由 松中団地操車場行		立 14-3	
	柏町二丁目・松中団地操車場経由 拝島駅 北入口行		立 15-3	J R 拝島駅
	立川市役所・松中団地操車場経由 拝島駅行		立 15-4	
	柏町二丁目・松中団地操車場経由 拝島駅行		立 15-5	
	すずかけ循環行（運行本数僅少）		立 93	
4 番乗り場	立飛本社前経由 玉川上水駅南口行	立川バス	立 20-1	玉川上水駅（西武）
	熊野神社前経由 玉川上水駅南口行		立 21	
	村山団地行		立 22	
	村山団地行		立 23	
	玉川上水駅行		立 25-1	玉川上水駅（西武）
	立飛東門循環行		立 26	
	立飛循環行		立 27	
	高松町先回り 柏町青柳循環行		立 28	

○立川駅北口

乗り場	行先	バス会社	系統番号	経由、到着駅
5 番乗り場	若葉町団地経由 武蔵野美術大学行	立川バス	立 30	
	若葉町団地行 (深夜バスあり)		立 31	
6 番乗り場	奈良橋経由 東村山駅西口行	西武バス	立 35	東村山駅 (西武)
	東大和市駅経由 奈良橋行		立 36	東大和市駅 (西武)
	奈良橋経由 イオンモール行		立 37	
	立川営業所行		立 41	
7 番乗り場	東大和市駅経由 久米川駅行	西武バス	立 34	東大和市駅 (西武) 八坂駅 (西武) 久米川駅 (西武)
	東大和市駅経由 東京街道団地行		立 34-1	東大和市駅 (西武)
	砂川九番経由 小平営業所行		—	
8 番乗り場	小平営業所経由 東大和市駅行	西武バス	立 33	東大和市駅 (西武)
	中島町経由 東大和市駅行		立 38	東大和市駅 (西武)
	南街入口経由 南街行		立 39	
	南街経由 芝中団地行		立 45	
9 番乗り場	立川八小前経由 幸町団地行	西武バス	立 32	
	砂川九番経由 幸町団地行 (夜間・平日早朝のみ)		立 40	
10 番乗り場	拝島操車場行 (深夜バスあり)	立川バス	立 80	J R 西立川駅 J R 拝島駅
	昭島駅南口行		立 81	J R 西立川駅 J R 昭島駅
	拝島駅行		立 82	J R 西立川駅 J R 拝島駅
	東中神駅行 (運行本数僅少)		立 85	J R 西立川駅 J R 東中神駅
	福生営業所行		立 89	
11 番乗り場	西郷地経由 立川駅南口行	西武バス	立 72	J R 西立川駅
12 番乗り場	北町行	立川バス	立 53	
13 番乗り場	羽田空港行ほか (高速バス)	立川バスほか	—	
14 番乗り場	高幡不動駅行	京王バス	立 65	高幡不動駅 (京王)
	万願荘経由 日野駅行 (運行本数僅少)		立 66	J R 日野駅
	河辺駅北口行 (深夜ご帰宅バス) (運休中)	西東京バス	—	J R 河辺駅ほか
15 番乗り場	けやき台団地行	立川バス	立 51	
16 番乗り場	国立駅南口行 (運行本数僅少)	立川バス	国 15	J R 国立駅
27 番乗り場	御殿場駅行 (高速バス)	立川バスほか	—	
	成田空港行 (2020 年 4 月より運休中)	立川バスほか	—	

○立川駅南口

乗り場	行先	バス会社	系統番号	経由、到着駅
1 番乗り場	西郷地経由 立川駅北口行	西武バス	立 72	J R 西立川駅
2 番乗り場	富士見町操車場行 (深夜バスあり)	西武バス	立 71	
	新道福島行 (深夜バスあり)	立川バスほか		
3 番乗り場	音高経由 国立駅南口行	立川バス	国 15-1	J R 国立駅
	拝島駅行	立川バス	立 86	J R 拝島駅
	飯田駅前行 (立川飯田線・高速バス) (2020 年 4 月より運休中)	立川バスほか	—	J R 飯田駅
4 番乗り場	立川病院経由 国立駅南口行	立川バス	国 15-2	J R 国立駅 J R 矢川駅
5 番乗り場	東羽衣町経由 国立駅南口行	立川バス	国 20-5	J R 国立駅

【バス路線出典元】

- ・立川バスホームページ (2024/ 9 現在)
- ・西武バスホームページ (2024/ 9 現在)
- ・京王バスホームページ (2024/ 9 現在)

【参考資料】

○「中間まとめ」での参考資料

- ・「立川市地域防災計画」 平成 19 年 9 月 立川市防災会議
- ・「立川市市民防災意識調査アンケート結果報告書」 平成 19 年 3 月 立川市
- ・「首都直下地震における東京の被害想定報告書」 平成 18 年 3 月 東京都
- ・「災害時における東京都の帰宅困難者対策」 平成 15 年 3 月 東京都
- ・「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」 平成 20 年 10 月
中央防災会議 首都直下地震避難対策等専門調査会
- ・「首都直下地震対策大綱」 平成 21 年 1 月（修正） 中央防災会議
- ・「首都直下地震応急対策活動要領」 平成 21 年 1 月（修正） 中央防災会議
- ・「災害時の帰宅困難者支援公園のあり方に関する調査・研究」 平成 22 年 6 月
(財) 都市防災美化協会
- ・東日本大震災の当日帰宅者を対象としたアンケート集計 平成 23 年 7 月 立川市
- ・帰宅困難者対策の実態調査結果について 平成 23 年 11 月 内閣府（防災担当）

○「対応計画」策定時での参考資料（追加）

- ・「立川市地域防災計画」 平成 25 年 2 月改訂版 立川市防災会議
- ・「一斉帰宅抑制基本方針」 平成 23 年 11 月 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
- ・東京都帰宅困難者対策条例 平成 24 年 3 月 東京都
- ・「東京都地域防災計画」 平成 24 年修正版 東京都防災会議
- ・「首都直下地震等による東京の被害想定」 平成 24 年 4 月 東京都防災会議
- ・「東京都帰宅困難者対策実施計画」 平成 24 年 11 月 東京都

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（内閣府、東京都）で平成 24 年 9 月に公表した資料

- ・「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」
- ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」
- ・「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」
- ・「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」
- ・「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」
- ・「駅前滞留者対策ガイドライン」

○「対応計画」修正時での参考資料（令和 2 年 3 月修正）

- ・「立川市地域防災計画」 平成 30 年 4 月改訂版 立川市防災会議
- ・「東京都地域防災計画 震災編」 令和元年 5 月修正版 東京都防災会議

○「対応計画」修正時での参考資料（令和 7 年 3 月修正）

- ・「立川市地域防災計画」 令和 5 年 4 月改訂版 立川市防災会議

- ・「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」 令和6年7月改定版 内閣府
- ・「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4年 東京都防災会議
- ・「東京都地域防災計画 震災編」 令和5年修正版 東京都防災会議

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（内閣府、東京都）で令和6年7月に改定された資料

- ・「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」
- ・「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」
- ・「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン」

V 計画の推進

1 計画の推進

1) 立川駅前滞留者対策推進協議会

平成 23 年 6 月 30 日に第 1 回立川駅前滞留者対策推進協議会を開催し、平成 23 年度、24 年度の 2 か年にわたり、災害時の帰宅困難者、駅前滞留者に関する対応策を検討し、対応計画を策定した。平成 25 年度以降も協議会を継続し、協議会及び駅周辺事業者と連携して対応計画の推進を図っている。

2) 協議会の事務分掌について

平成 30 年 10 月 3 日に第 1 回立川駅前滞留者対策推進協議会を開催し、協議会を構成している団体の事務分掌について検討し、それぞれの役割について定めている。

立川駅前滞留者対策推進協議会事務分掌

	交通事業者		商業関連団体		大規模 集客施設	駅周辺 関係団体	医療 機関	ライフライン			放送 通信 事業者	学校	ポラン ティア 関係団体	行政機関														
	東日本旅客鉄道株式会社	多摩都市モノレール株式会社	西武鉄道株式会社	西武バス株式会社	立川バス株式会社	立川商工会議所	大型小売業者等連絡懇談会	国営昭和記念公園事務所	シネマシティ株式会社	立川南口商店街振興組合	立川北口大通り商店会	立川・ホテル旅館組合	国立病院機構災害医療センター	東京電力パワーグリッド株式会社	東京ガス株式会社	東京都水道局多摩改革推進本部	株式会社NＴＴ東日本東京西支店	エフエムラジオ立川株式会社	株式会社ジェイコム東京多摩局	都立立川高等学校	立川女子高等学校	立川市社会福祉協議会	立川市赤十字奉仕団	東京消防庁立川消防署	警視庁立川警察署	国土交通省関東地方整備局建設部	立川市	
(1)現地本部立上げ	○	○	○	○	○	○	○			○	○																○	
(2)関係機関等における情報収集・伝達 (無線等の活用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)駅前ライブカメラ等を活用した 状況確認及び指揮命令伝達	○	○																									○	
(4)立川駅及び周辺での帰宅困難者の保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																○	
(5)南北臨時連絡所の設置・運営	○	○	○	○	○																						○	
(6)帰宅困難者への情報伝達	○	○	○	○	○													○	○								○	
(7)一時滞在施設への誘導	○	○	○	○	○	○	○				○														○		○	
(8)支援物資搬送						○	○			○	○																○	
(9)一時滞在施設における帰宅困難者 受入れ及び支援物資提供								○	▲		○								○	▲	○						○	
(10)救急・救護活動の実施												○	○										○	○			△	
(11)帰宅困難者等についての啓発活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							○	○
(12)従業員の安否確認、活動人員の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(13)大型ビジョンを活用した情報伝達																											△	
(14)FMラジオ・ケーブルテレビを活用 した情報伝達																		○	○									
(15)外国人や要配慮者等対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				○					○	

○メイン担当 △主担当の補佐 ▲今後要調整（支援協力依頼）

・緊急初動時、上記事務分掌の体制が確立するまでの間、参集状況や被害状況により臨機応変な体制が必要になる。

【実施内容（訓練検証内容）】

(1)現地本部立上げ	・立川市窓口サービスセンター（立川タクロス1階）に現地本部を立ち上げ、情報共有を図り、指示を出す。 ・一時滞在施設の開設状況を判断し、誘導担当に指示を出す。
(2)関係機関等における情報収集・伝達（無線等の活用）	・防災無線等を活用した情報伝達を行う。 ※防災無線がない施設などとの連絡調整が課題
(3)駅前ライブカメラ等を活用した状況確認及び指揮命令伝達	・立川駅前ライブカメラによる情報を現地本部に伝達し、調整を図る。
(4)立川駅及び周辺での帰宅困難者の保護・一時待機	・管理施設や車両等にいる帰宅困難者を保護し、混乱回避のために一時待機を呼び掛ける。
(5)南北臨時連絡所の設置・運営	・対応計画に基づき立川駅の南北に臨時連絡所を設置し、帰宅困難者からの問い合わせ（運行情報等）に対応する。 また、開設中の一時滞在施設の情報を提供し、誘導する。
(6)帰宅困難者への情報伝達	・ホワイトボード等を利用して、帰宅困難者に運行情報や一時滞在施設開設情報等を伝達する。
(7)一時滞在施設への誘導	・現地本部の指示に基づき、開設された一時滞在施設への誘導を行う。
(8)支援物資搬送	・トラック協会他が搬送した物資を、一時滞在施設への搬送調整、受け取り等を行う。
(9)一時滞在施設における帰宅困難者受入れ及び支援物資提供	・一時滞在施設を開設して帰宅困難者受入れを行う。 ・一時滞在施設で備蓄している物資提供のほか、支援物資を帰宅困難者に提供する。
(10)救急・救護活動の実施	・救急・救護活動を行う。 ・傷病者の対応を行う。
(11)帰宅困難者等についての啓発活動	・訓練時のほか、平常時から帰宅困難への対応について、自助を促す啓発活動を行う。
(12)従業員の安否確認、活動人員の確保	・安否確認を行う。 ・活動人員を確保する。
(13)大型ビジョンを活用した情報伝達	・伊勢丹ビジョン、アレアビジョンを活用した情報伝達を行う。
(14)FMラジオ・ケーブルテレビを活用した情報伝達	・FM立川、J：COMチャンネルを活用した情報伝達を行う。
(15)外国人や要配慮者等対応	・外国人向けの多言語対応を行う。 ・要配慮者の誘導や、一時滞在施設での対応を行う。 ・外国人、要配慮者の対応について計画等での検討を行う。

3) 東京都帰宅困難者対策条例の推進

「Ⅲ 事前対策」で東京都帰宅困難者対策条例の概要を示したが（P33-34）、東京都帰宅困難者対策条例は、一斉帰宅の抑制や事業者が従業員用の備蓄を促進するうえで重要な条例であり、都民（市民）及び事業者に対して今後も周知を図る。

2 計画の見直し

1) 立川駅周辺の状況変化

令和5年度では立川駅の乗車人員は、一日あたり約15万人を超えている。

近年では、大型商業施設の開業や高層マンションの建設が続き、駅周辺の人口密度はさらに高まっている。

そのため、立川市への流入人口、昼間人口及び帰宅困難者数の推移を注視し、必要に応じ対応計画の見直しを図る。

2) 帰宅困難者用備蓄や一時滞在施設等の指定

「Ⅲ 事前対策」で帰宅困難者に対する備蓄や一時滞在施設等の確保について対策を進めることとしている。今後、民間施設の一時滞在施設等の指定と食料、飲料水等の備蓄を進め、事業の進捗状況を対応計画に反映する。

3) 訓練等による計画の検証

平成25年度に立川駅南北デッキに防災カメラ、固定系防災行政無線の文字表示盤の設置が行われ、医療機関、公共交通機関等に地域系防災行政無線を設置し無線全体の整備も完了した。各種設備を設置した後は、公共交通機関、大規模集客施設、医療機関、ライフライン事業者、放送・通信事業者、行政機関及び一時滞在施設等での情報伝達訓練を実施し、平成28年度からは実動訓練も行っている。

令和6年度には東京都が整備した帰宅困難者対策オペレーションシステム（通称：キタコンDX）が運用開始されるのに伴い、キタコンDXを取り入れた訓練を実施していく。

引き続き立川駅前滞留者対策推進協議会及び駅周辺の事業者の協力を得た中で、現実的な駅前滞留者の避難誘導のシミュレーション、訓練等を実施し、計画の検証を行い対応計画の見直しに反映する。

Ⅵ 東日本大震災における帰宅困難者への対応（関係機関まとめ）

1) 東日本旅客鉄道（株） 立川駅

場 所	立川駅
対 象 者	立川駅をご利用のお客様
対 応 職 員	立川駅社員 120 名、立川地区センター社員 11 人
対 応 内 容	地震発生と同時に、中央線、青梅線、南武線は運転見合わせ。その他の線区についても運転見合わせとなり運転再開できなかった。 地震が続いていたため、駅構内建物は危険と判断し、駅建物外に案内を行い、主に国営昭和記念公園に案内、誘導した。

2) 多摩都市モノレール（株）

場 所	多摩都市モノレール全線
対 象 者	多摩都市モノレールの乗客の皆様（1 日平均輸送人員約 120,000 人）
対 応 職 員	多摩都市モノレール（株）社員約 200 名
対 応 内 容	【震災当日の対応】 直ちに全列車を停止し、点検を実施。モノレールの運行設備に大きな被害はなかった。被害状況としては自動販売機の移動、一部タイルの剥離など。 都の要請を受け、終電延長を決定。その後、他民鉄の復旧状況を踏まえ、終夜運転を実施。 【計画停電対応】 計画停電等に対応した運行体制。3 変電所の電力をやりくりし、土日ダイヤを基本として運行。ただし、計画停電時は 20 分～30 分間隔で運行（21 日間）。また、運休は必要最小限に留めた（2 日のうち延べ約 11 時間）。 計画停電の不実施、新年度の鉄道需要の著増に対応するため、4 月 4 日以降、通常ダイヤにより運行。

3) 西武鉄道（株） 玉川上水駅・武蔵砂川駅・西武立川駅

場 所	西武鉄道 玉川上水駅・武蔵砂川駅・西武立川駅
対 象 者	約 300 名（玉川上水駅約 200 名・武蔵砂川駅約 50 名・西武立川駅約 50 名）
対 応 職 員	12 名（玉川上水駅 8 名・武蔵砂川駅 2 名・西武立川駅 2 名）
対 応 内 容	当日は地震発生後、各駅停車中の電車からお客さまを降車させ、改札外に出ていただいた。21 時 50 分頃運転再開。 3 月 14 日からは、計画停電時運休が発生したため、駅のシャッターを閉扉。

4) 立川バス（株）

場 所	立川駅北口・南口バス乗り場
対 象 者	JR 不通に伴う立川駅の帰宅困難者約 1,000 人～1,500 人
対 応 職 員	立川バス職員 15 名 立川駅乗客誘導・案内
対 応 内 容	震災発生当日 17 時 30 分頃～24 時 00 分頃までの間、駅バス停付近において旅客の案内・誘導及び道路状況の把握に努めた。 系統（行先）の変更と臨時便で対応した。

5) 西武バス（株） 震災後の西武バスの状況

場 所	立川駅北口・南口、東村山駅西口
対 象 者	立川駅、東村山駅の帰宅困難者
対 応 職 員	西武バス立川営業所職員 5 名
対 応 内 容	●当日の運行関係 【臨時便の運行】イオンモール線、深夜バス南街線、けやき台団地線、富士見町団地線、東村山線 【終車延長路線】イオンモール線、深夜バス南街線、富士見町団地線、東村山線 【運行不能路線】立川市内線（踏切遮断のため） お客様数名を自家用車で送迎する。 事務員の呼び出し：2 名 立川駅旅客誘導案内：2 名 ●3 月 11 日以降 3 月 11 日の震災により製油所が被災し、燃料の調達が困難となり、2 日先、3 日先に次々に燃料が切れる営業所が発生する状況であった。 西武鉄道においては安定した電力が受けられず、全線運行ができず、そのため道路に一般車があふれる。同時にスタンド渋滞が発生し片道 20 分程度の路線が 2～3 時間かかる状況だった。 バスの輸送力は、日中の間引き、深夜バスの運休で当初対応したが、燃料問題がさらに深刻化し、運休せざるを得ない路線が出た。燃料問題がなければ、鉄道の代替として機動力を発揮できるところであったが、残念である。

6) 立川商工会議所

場 所	立川商工会議所
対 象 者	役員ほか
対 応 職 員	立川商工会議所職員
対 応 内 容	当日は昼間だったので職員の所在、安否を確認し帰宅。駅周辺の状況確認を行った。3月14日に会員（役員）に被害状況のアンケートを実施。翌日結果報告した。

7) 国営昭和記念公園事務所

場 所	国営昭和記念公園
対 象 者	立川駅の帰宅困難者約 1,000 人
対 応 職 員	国営昭和記念公園事務所職員約 10 人、昭和管理センター職員約 30 人
対 応 内 容	総合案内所、花みどり文化センターに帰宅困難者多数（最大約 1,000 人、23 時約 600 人）のため、みどりの文化ゾーンのみ翌日まで開園時間延伸。 昭和管理センターが災害協定を締結している飲料会社より水のペットボトルの提供を受け、帰宅困難者へ配布。立川市より毛布、非常食（アルファ化米）の提供を受け、帰宅困難者へ配布。

8) 東京電力パワーグリッド（株）立川支社

場 所	東京電力パワーグリッド（株）立川支社
対 象 者	帰宅困難者 63 人
対 応 職 員	災害対策要員 100 人
対 応 内 容	発災当日、帰宅困難者には建物内での仮泊を許可し約 70 名が翌日の交通機関通常運行時まで待機した。また、被害の確認、対応のため約 100 名の職員が建物内にて対応した。

9) 東京ガス多摩支店

場 所	東京ガス多摩支店
対 象 者	立川市近隣 12 市のガス需要家
対 応 職 員	保安要員 132 人
対 応 内 容	地震による各家庭のマイコンメーターの受付、動作復帰対応、ガス漏れ対応（本支管、引込み管）、行政・マスコミへの情報伝達対応。東京ガスへの問い合わせも一時つながりにくく、自治体への架電も発生。

10) 東京都水道局多摩水道改革推進本部

場 所	多摩地区都営水道地域（26 市町）、水道局立川庁舎
対 象 者	多摩水道ご利用のお客様、職員及び監理団体社員（帰宅困難者）
対 応 職 員	全職員（500 名）
対 応 内 容	発災直後、応急対策本部を立ち上げ、被害状況の把握、水道施設の点検、問い合わせ対応等を行った（稲城市、日野市において緊急遮断弁作動による断水、影響戸数 42,000 戸）。 職員に対しては、無理な帰宅はせず職場に待機するよう指示した。また庁舎内で業務を行う監理団体職員も同様に待機した。

11) NTT 東日本—東京

場 所	立川駅周辺と市指定避難所
対 象 者	帰宅困難者
対 応 職 員	NTT 東日本—東京社員約 8 人
対 応 内 容	発災時、立川駅前と市指定避難所等へ特設公衆電話の設置。市の要請により臨時電話を設置。

12) エフエムラジオ立川（株）

場 所	FMたちかわスタジオ
対 象 者	立川及び周辺市聴取者
対 応 職 員	社員 5 人
対 応 内 容	大震災発生後 14 時 50 分から 23 時まで特別放送を実施。立川市及び周辺市の防災課に電話して情報収集。ツイッターによる情報収集。リスナーからのメール報告等。徒歩による駅集合状態等のレポート等を放送にて伝達。

13) 株式会社 J C N マイテレビ

場 所	マイテレビ本社
対 象 者	計画停電による放送設備の電源喪失により影響を受けた加入者
対 応 職 員	技術担当職員 8 人他協力会社
対 応 内 容	震災直後は被害、影響なし。本社設備は、自家発電機により電源を確保した。放送を送るためのケーブルアンプに電源を送る P S が計画停電により、バッテリー保持時間を越えたものから稼働停止となった。

14) 都立立川高等学校

場 所	都立立川高等学校
対 象 者	生徒 127 人、一般都民 26 人
対 応 職 員	都立立川高校教職員 48 人
対 応 内 容	帰宅支援ステーション（東京都としての取り組み）当日は 26 人。本校生徒の帰宅困難者の対応、翌朝まで泊り 127 人。 水（ペットボトル）、トイレ、休憩場所を提供した。

15) 立川女子高等学校

場 所	立川女子高等学校
対 象 者	帰宅困難となった生徒約 600 人
対 応 職 員	全教員
対 応 内 容	交通機関マヒのため校内待機させ、モノレール、私鉄等回復し次第順次帰宅させる。最終的に 42 名が校内に宿泊。炊き出し等で夕食、朝食を対応。

16) 立川市社会福祉協議会

場 所	立川市総合福祉センターほか
対 象 者	センター利用者、要援護者（高齢者等）の安否確認等
対 応 職 員	社会福祉協議会職員
対 応 内 容	3月11日は発災直後からデイサービス等の利用者の帰宅のための支援。特にマンション高層階にお住まいの方は、エレベーターが使えないため、車いすを持ち上げる等の帰宅支援を行った。 3月11日～12日にかけて民生委員や福祉関係機関と連携して高齢者等の安否確認を行った。

17) 立川消防署

場 所	立川消防署
対 象 者	立川市、国立市在住者、在勤者、来訪者
対 応 職 員	全職員
対 応 内 容	地震発生に伴い、東京消防庁管下に震災非常配備態勢が発令され、全職員が参集し、情報収集及び災害発生対応に備えた。

18) 立川警察署

場 所	立川駅、国立駅 青梅線（立川駅から西立川駅の間）各踏切
対 象 者	立川駅、国立駅滞留者約 5,200 人 青梅線踏切利用者
対 応 職 員	署員約 300 名 立川駅、国立駅滞留対策及び青梅線踏切対策
対 応 内 容	立川駅、国立駅滞留者の雑踏事故防止及び避難所への広報・誘導。青梅線踏切利用者の迂回・通行禁止措置。公共交通機関の運行状況・滞留者の把握、幹線道路の状況把握等。

19) 立川市

場 所	立川駅周辺、避難所（一時滞在施設）、保育園、学童保育所
対 象 者	帰宅困難者、保育園児、児童、生徒
対 応 職 員	避難所の設営、物資の運搬、帰宅困難者の避難誘導等に 450 人 保育園、学童保育所の残留保育に 70 人
対 応 内 容	立川駅前の混乱を防止するため、駅前滞留者を避難所（一時滞在施設）へ誘導。立川市の公共施設 5 か所を避難所として開設。毛布、アルファ化米、携帯カイロ、トイレットペーパー、生理用品等を避難所へ運搬、避難者へ提供。 ホテルへの協力要請。防災関係機関との情報連絡、帰宅困難者への情報提供。健康相談窓口の開設。（女性総合センター）

VII 立川駅前滞留者対策推進協議会（平成 25 年 8 月策定時）

1) 立川駅前滞留者対策推進協議会委員名簿

番号	機関・団体名	所属・役職・氏名	区分
1	東日本旅客鉄道（株）	立川駅長 勝又 勤 25 年度 根本 清美	交通事業者
2	多摩都市モノレール（株）	運輸部次長 横田 琢丸 24 年度 近藤 佳憲	
3	西武鉄道（株）	小川駅管区長 篠沢 保男	
4	西武バス（株）	乗合営業課長 上原 雅彦 24 年度運輸営業課副長 斉藤 和哉 25 年度事業部次長 高戸 克紀	
5	立川バス（株）	運輸部次長 甲斐 恒人 25 年度運輸部計画課長 島田 尚利	
6	立川商工会議所	総務課長 野崎 一也	商業関連団体
7	立川市商店街振興組合連合会	事務局長 石井 賢	
8	大型小売業者等連絡懇談会	立川商工会議所兼務	
9	国営昭和記念公園	防災担当推進官 石田 武司	大規模集客施設
10	シネマシティ（株）	取締役 川手佑吉正	
11	立川南口商店街振興組合	副理事長 井上 英徳	駅周辺関係団体
12	立川北口駅前大通り商店会	会長 伊藤 良三	
13	立川・ホテル旅館組合	組合長 川崎 武	
14	立川市三師会災害医療センター	副センター長 伊藤 憲春	医療機関
15	国立病院機構災害医療センター	管理課長 雨宮 伸治 25 年度 竹内 正広	
16	東京電力（株）	立川支社総務グループマネージャー 勝井 啓文 25 年度 一宮 裕樹	ライフライン、 放送、通信事業者
17	東京ガス（株）	多摩支店副支店長 湯之上敏昭	
18	東京都水道局多摩水道改革推進本部	営業課長 富田 祐子 25 年度 小岩健一郎	
19	NTT 東日本一東京	運営課長 吉田 稔	
20	エフエムラジオ立川（株）	代表取締役 梶 範明	
21	（株） J C N マイテレビ	取締役 羽山 剛弘 24 年度 奥住 久義 25 年度技術部課長 杉田 裕	

Ⅶ 立川駅前滞留者対策推進協議会

22	都立立川高等学校	校長	下條 隆史	高等学校
23	立川女子高等学校	校長	高橋 清輝	
24	(社)立川市社会福祉協議会	総務係総務係長	小澤 真治	ボランティア関係 団体
25	立川市赤十字奉仕団	副委員長	橋本 教子	
26	東京消防庁立川消防署	警防課長	藤井 英雄 24年度 横田 雄一	行政機関
27	警視庁立川警察署	警備課長	副島 和義 24年度 丸山研一郎	
28	立川市	市民生活部長	筒井 雄三 25年度 小林 健司	
29	国土交通省関東地方整備局建政部	都市整備課課長	尾上 佑介 25年度 能勢 和彦	

座 長：東日本旅客鉄道（株）立川駅長 勝又 勤

25年度 根本 清美

副座長：立川商工会議所総務課長 野崎 一也

2) 交通専門部会委員名簿

番号	機関・団体名	所属・役職・氏名	区分
1	東日本旅客鉄道（株）	立川駅長 勝又 勤	交通事業者
2	多摩都市モノレール（株）	運輸部次長 横田 琢丸 24年度 近藤 佳憲	
3	西武鉄道（株）	小川駅管区長 篠沢 保男	
4	西武バス（株）	乗合営業課長 上原 雅彦 24年度運輸営業課副長 斉藤 和哉	
5	立川バス（株）	運輸部次長 甲斐 恒人	

平成23年度 部会長：多摩都市モノレール（株）運輸部次長 横田 琢丸

副部会長：西武バス（株）乗合営業課長 上原 雅彦

平成24年度 部会長：立川バス（株）運輸部次長 甲斐 恒人

副部会長：多摩都市モノレール（株）運輸部次長 近藤 佳憲

3) 集客施設・帰宅支援専門部会委員名簿

番号	機関・団体名	所属・役職・氏名	区分
1	立川商工会議所	総務課長 野崎 一也	商業関連団体
2	立川市商店街振興組合連合会	事務局長 石井 賢	
3	大型小売業者等連絡懇談会	立川商工会議所兼務	
4	国営昭和記念公園	防災担当推進官 石田 武司	大規模集客施設
5	シネマシティ（株）	取締役 川手佑吉正	
6	立川南口商店街振興組合	副理事長 井上 英徳	駅周辺関係団体
7	立川北口駅前大通り商店会	会長 伊藤 良三	
8	立川・ホテル旅館組合	組合長 川崎 武	
9	都立立川高等学校	校長 下條 隆史	高等学校
10	立川女子高等学校	校長 高橋 清輝	
11	（社）立川市社会福祉協議会	市民活動センターたちかわ係長 小澤 真治	ボランティア関係団体
12	立川市赤十字奉仕団	副委員長 橋本 教子	

部会長：（社）立川市社会福祉協議会市民活動センターたちかわ係長 小澤 真治

副部会長：立川北口駅前大通り商店会会長 伊藤 良三

4) 情報・ライフライン専門部会委員名簿

番号	機関・団体名	所属・役職・氏名	区分
1	国営昭和記念公園	防災担当推進官 石田 武司	大規模集客施設
2	立川市三師会災害医療センター	副センター長 伊藤 憲春	医療機関
3	国立病院機構災害医療センター	管理課長 雨宮 伸治	
4	東京電力（株）	立川支社総務グループマネージャー 勝井 啓文	ライフライン、 放送、通信事業者
5	○東京ガス（株）	多摩支店副支店長 湯之上敏昭	
6	東京都水道局多摩水道改革推進本部	営業課長 富田 祐子	
7	N T T 東日本一東京	運営課長 吉田 稔	
8	◎エフエムラジオ立川（株）	代表取締役 梶 範明	
9	（株）J C Nマイテレビ	取締役 羽山 剛弘 24 年度 奥住 久義	行政機関
10	東京消防庁立川消防署	警防課長 藤井 英雄 24 年度 横田 雄一	
11	警視庁立川警察署	警備課長 副島 和義 24 年度 丸山研一郎	
12	立川市	市民生活部長 筒井 雄三	
13	国土交通省関東地方整備局建政部	都市整備課課長 尾上 佑介	

部 会 長：エフエムラジオ立川（株）代表取締役 梶 範明

副部会長：東京ガス（株）多摩支店副支店長 湯之上敏昭

5) 立川駅前滞留者対策推進協議会検討経過

○立川駅前滞留者対策推進協議会

第1回協議会	平成23年 6月30日(木)・14時～16時
第2回協議会	平成24年 3月12日(月)・14時～16時
第3回協議会	平成25年 3月27日(水)・13時30分～15時
第4回協議会	平成25年 8月 6日(火)・13時30分～14時30分

○交通専門部会

第1回専門部会	平成23年 8月16日(火)・14時～16時
第2回専門部会	平成23年10月19日(水)・14時～16時
第3回専門部会	平成23年12月16日(金)・14時～16時
第4回専門部会(専門部会合同会議)	平成24年 9月27日(水)・14時～16時
第5回専門部会	平成24年11月15日(木)・14時～16時
第6回専門部会	平成25年 3月 5日(火)・13時30分～15時

○情報・ライフライン専門部会

第1回専門部会	平成23年 8月25日(木)・10時～12時
第2回専門部会	平成23年10月26日(水)・10時～12時
第3回専門部会	平成23年12月14日(水)・10時～12時
第4回専門部会(専門部会合同会議)	平成24年 9月27日(水)・14時～16時
第5回専門部会	平成24年11月19日(月)・14時～16時
第6回専門部会	平成25年 3月 6日(水)・13時30分～15時

○集客施設・帰宅支援専門部会

第1回専門部会	平成23年 9月14日(水)・14時～16時
第2回専門部会	平成23年11月15日(火)・14時～16時
第3回専門部会	平成23年12月22日(木)・10時～12時
第4回専門部会(専門部会合同会議)	平成24年 9月27日(水)・14時～16時
第5回専門部会	平成24年11月16日(金)・14時～16時
第6回専門部会	平成25年 3月 7日(木)・13時30分～15時

○正副座長、正副部会長合同会議

第1回合同会議	平成24年 2月21日(火)・ 9時30分～11時30分
---------	------------------------------

6) 立川市立川駅前滞留者対策推進協議会設置要綱

立川市立川駅前滞留者対策推進協議会設置要綱（平成23年 3 月14日要綱第89号）

（設置）

第1条 地震等の災害が発生し、交通機関が停止した場合において、立川駅周辺で予想される多数の滞留者について混乱防止のための対策を協議するため、立川駅前滞留者対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1） 混乱防止のために必要な組織に関すること。
- （2） 混乱防止のための計画及び当該計画に基づく訓練に関すること。
- （3） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体等で構成する。

- （1） 交通事業者
- （2） 商業関係団体
- （3） 大規模集客施設事業者
- （4） 立川駅周辺関係団体
- （5） 医療機関
- （6） ライフライン事業者
- （7） 学校
- （8） ボランティア関係団体
- （9） 関係行政機関
- （10） 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する事項に関わる団体等

（座長及び副座長）

第4条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、座長の命を受けて協議会の事務に従事する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 協議会には、必要に応じて、座長が指示した専門事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、座長が指名する委員（以下この条において「指名委員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、指名委員の互選によって定める。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 専門部会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会及び専門部会の庶務は、市民生活部防災課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。